

秋田県地域防災計画

新旧対照表

令和5年4月

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																
	第1編 総則	第1編 総則																	
2 6	<p>第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> 東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (成瀬ダム工事事務所) (鳥海ダム工事事務所) (玉川ダム管理所) </td> <td> 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する こと。 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (成瀬ダム工事事務所) (鳥海ダム工事事務所) (玉川ダム管理所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する こと。 2 水防警報等の発表、伝達及び 応急対策 に関すること。 3 気象 警報の伝達に関すること。	(略)	(略)	<p>第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> 東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (成瀬ダム工事事務所) (鳥海ダム工事事務所) (玉川ダム管理所) </td> <td> 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する こと。 2 洪水の予報・警報等の発表、伝達に関すること。 3 水防警報の発表、伝達及び応急対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (成瀬ダム工事事務所) (鳥海ダム工事事務所) (玉川ダム管理所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する こと。 2 洪水の予報・警報 等の発表、伝達に関すること。 3 水防 警報の 発表、伝達及び応急対策 に関すること。	(略)	(略)	所要の修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (成瀬ダム工事事務所) (鳥海ダム工事事務所) (玉川ダム管理所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する こと。 2 水防警報等の発表、伝達及び 応急対策 に関すること。 3 気象 警報の伝達に関すること。																		
(略)	(略)																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)	(略)																		
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所) (湯沢河川国道事務所) (能代河川国道事務所) (成瀬ダム工事事務所) (鳥海ダム工事事務所) (玉川ダム管理所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する こと。 2 洪水の予報・警報 等の発表、伝達に関すること。 3 水防 警報の 発表、伝達及び応急対策 に関すること。																		
(略)	(略)																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																
	第1編 総則	第1編 総則																																	
3	7		所要の修正																																
	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所) (東北支社<u>十和田</u>管理事務所)</td> <td>1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)</td> <td>1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する こと。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社 (秋田支店)</td> <td>1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所) (東北支社 <u>十和田</u> 管理事務所)	1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。	(略)	(略)	東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する こと。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。	(略)	(略)	東北電力株式会社 (秋田支店)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。	(略)	(略)	<p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所) (東北支社<u>青森</u>管理事務所)</td> <td>1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所) <u>楽天モバイル株式会社</u> (<u>東日本エリア本部</u>)</td> <td>1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する こと。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社 (秋田支店) <u>東北電力ネットワーク株式会 社</u> (<u>秋田支社</u>)</td> <td>1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所) (東北支社 <u>青森</u> 管理事務所)	1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。	(略)	(略)	東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所) <u>楽天モバイル株式会社</u> (<u>東日本エリア本部</u>)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する こと。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。	(略)	(略)	東北電力株式会社 (秋田支店) <u>東北電力ネットワーク株式会 社</u> (<u>秋田支社</u>)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。	(略)	(略)	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																		
(略)	(略)																																		
東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所) (東北支社 <u>十和田</u> 管理事務所)	1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。																																		
(略)	(略)																																		
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する こと。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。																																		
(略)	(略)																																		
東北電力株式会社 (秋田支店)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。																																		
(略)	(略)																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																		
(略)	(略)																																		
東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所) (東北支社 <u>青森</u> 管理事務所)	1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。																																		
(略)	(略)																																		
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台事業所) <u>楽天モバイル株式会社</u> (<u>東日本エリア本部</u>)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する こと。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。																																		
(略)	(略)																																		
東北電力株式会社 (秋田支店) <u>東北電力ネットワーク株式会 社</u> (<u>秋田支社</u>)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。																																		
(略)	(略)																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																																																	
4 12	<p>第3 災害対策本部等の設置基準</p> <p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td colspan="2">秋田県災害対策部</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>部長</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>部長補佐</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>次各課長</td><td colspan="2">(令和3年4月現在)</td></tr> <tr><td>総務部</td><td colspan="2">総務課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課</td></tr> <tr><td>企画振興部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>あきた未来創造部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>観光文化スポーツ部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td colspan="2">産業政策課、エネルギー・資源振興課、公営企業課</td></tr> <tr><td>建設部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>出納局</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>対策部会議開催時期</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>出席者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害対策部		設置権者	(略)		設置基準	(略)		主要業務	(略)		部長	(略)		部長補佐	(略)		次各課長	(令和3年4月現在)		総務部	総務課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課		企画振興部	(略)		あきた未来創造部	(略)		観光文化スポーツ部	(略)		健康福祉部	(略)		生活環境部	(略)		農林水産部	(略)		産業労働部	産業政策課、エネルギー・資源振興課、公営企業課		建設部	(略)		出納局	(略)		教育庁	(略)		警察本部	(略)		事務局員	(略)		対策部会議開催時期	(略)		出席者	(略)		設置場所	(略)		電話・FAX	(略)		<p>第3 災害対策本部等の設置基準</p> <p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td colspan="2">秋田県災害対策部</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>部長</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>部長補佐</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>次各課長</td><td colspan="2">(令和5年4月現在)</td></tr> <tr><td>総務部</td><td colspan="2">行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課</td></tr> <tr><td>企画振興部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>あきた未来創造部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>観光文化スポーツ部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td colspan="2">産業政策課、クリーンエネルギー産業振興課、公営企業課</td></tr> <tr><td>建設部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>出納局</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>対策部会議開催時期</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>出席者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害対策部		設置権者	(略)		設置基準	(略)		主要業務	(略)		部長	(略)		部長補佐	(略)		次各課長	(令和5年4月現在)		総務部	行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課		企画振興部	(略)		あきた未来創造部	(略)		観光文化スポーツ部	(略)		健康福祉部	(略)		生活環境部	(略)		農林水産部	(略)		産業労働部	産業政策課、クリーンエネルギー産業振興課、公営企業課		建設部	(略)		出納局	(略)		教育庁	(略)		警察本部	(略)		事務局員	(略)		対策部会議開催時期	(略)		出席者	(略)		設置場所	(略)		電話・FAX	(略)		所要の修正
名称	秋田県災害対策部																																																																																																																																																		
設置権者	(略)																																																																																																																																																		
設置基準	(略)																																																																																																																																																		
主要業務	(略)																																																																																																																																																		
部長	(略)																																																																																																																																																		
部長補佐	(略)																																																																																																																																																		
次各課長	(令和3年4月現在)																																																																																																																																																		
総務部	総務課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課																																																																																																																																																		
企画振興部	(略)																																																																																																																																																		
あきた未来創造部	(略)																																																																																																																																																		
観光文化スポーツ部	(略)																																																																																																																																																		
健康福祉部	(略)																																																																																																																																																		
生活環境部	(略)																																																																																																																																																		
農林水産部	(略)																																																																																																																																																		
産業労働部	産業政策課、エネルギー・資源振興課、公営企業課																																																																																																																																																		
建設部	(略)																																																																																																																																																		
出納局	(略)																																																																																																																																																		
教育庁	(略)																																																																																																																																																		
警察本部	(略)																																																																																																																																																		
事務局員	(略)																																																																																																																																																		
対策部会議開催時期	(略)																																																																																																																																																		
出席者	(略)																																																																																																																																																		
設置場所	(略)																																																																																																																																																		
電話・FAX	(略)																																																																																																																																																		
名称	秋田県災害対策部																																																																																																																																																		
設置権者	(略)																																																																																																																																																		
設置基準	(略)																																																																																																																																																		
主要業務	(略)																																																																																																																																																		
部長	(略)																																																																																																																																																		
部長補佐	(略)																																																																																																																																																		
次各課長	(令和5年4月現在)																																																																																																																																																		
総務部	行政経営課、秘書課、人事課、財政課、税務課、広報広聴課																																																																																																																																																		
企画振興部	(略)																																																																																																																																																		
あきた未来創造部	(略)																																																																																																																																																		
観光文化スポーツ部	(略)																																																																																																																																																		
健康福祉部	(略)																																																																																																																																																		
生活環境部	(略)																																																																																																																																																		
農林水産部	(略)																																																																																																																																																		
産業労働部	産業政策課、クリーンエネルギー産業振興課、公営企業課																																																																																																																																																		
建設部	(略)																																																																																																																																																		
出納局	(略)																																																																																																																																																		
教育庁	(略)																																																																																																																																																		
警察本部	(略)																																																																																																																																																		
事務局員	(略)																																																																																																																																																		
対策部会議開催時期	(略)																																																																																																																																																		
出席者	(略)																																																																																																																																																		
設置場所	(略)																																																																																																																																																		
電話・FAX	(略)																																																																																																																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																						
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																							
5 13	<p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td colspan="2">秋田県災害警戒部</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="15">警戒部 構成員</td><td>部長</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>部長補佐</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="13">部員</td><td colspan="2">次の各課指定職員 (令和3年4月現在)</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>総務課、総合防災課</td></tr> <tr><td>企画振興部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>あきた未来創造部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>観光文化スポーツ部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>建設部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>出納局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>警戒部会議</td><td>開催時期</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>出席者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害警戒部		設置権者	(略)		設置基準	(略)		主要業務	(略)		警戒部 構成員	部長	(略)	部長補佐	(略)	部員	次の各課指定職員 (令和3年4月現在)		総務部	総務課、総合防災課	企画振興部	(略)	あきた未来創造部	(略)	観光文化スポーツ部	(略)	健康福祉部	(略)	生活環境部	(略)	農林水産部	(略)	産業労働部	(略)	建設部	(略)	出納局	(略)	教育庁	(略)	警察本部	(略)	事務局員	(略)		警戒部会議	開催時期	(略)		出席者	(略)	設置場所	(略)		電話・FAX	(略)		<p>【県本庁】</p> <table border="1"> <tr><td>名称</td><td colspan="2">秋田県災害警戒部</td></tr> <tr><td>設置権者</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>設置基準</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>主要業務</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td rowspan="15">警戒部 構成員</td><td>部長</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>部長補佐</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="13">部員</td><td colspan="2">次の各課指定職員 (令和5年4月現在)</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>行政経営課、総合防災課</td></tr> <tr><td>企画振興部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>あきた未来創造部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>観光文化スポーツ部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>建設部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>出納局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>警戒部会議</td><td>開催時期</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>出席者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr><td>電話・FAX</td><td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	秋田県災害警戒部		設置権者	(略)		設置基準	(略)		主要業務	(略)		警戒部 構成員	部長	(略)	部長補佐	(略)	部員	次の各課指定職員 (令和5年4月現在)		総務部	行政経営課、総合防災課	企画振興部	(略)	あきた未来創造部	(略)	観光文化スポーツ部	(略)	健康福祉部	(略)	生活環境部	(略)	農林水産部	(略)	産業労働部	(略)	建設部	(略)	出納局	(略)	教育庁	(略)	警察本部	(略)	事務局員	(略)		警戒部会議	開催時期	(略)		出席者	(略)	設置場所	(略)		電話・FAX	(略)		所要の修正
名称	秋田県災害警戒部																																																																																																																								
設置権者	(略)																																																																																																																								
設置基準	(略)																																																																																																																								
主要業務	(略)																																																																																																																								
警戒部 構成員	部長	(略)																																																																																																																							
	部長補佐	(略)																																																																																																																							
	部員	次の各課指定職員 (令和3年4月現在)																																																																																																																							
		総務部	総務課、総合防災課																																																																																																																						
		企画振興部	(略)																																																																																																																						
		あきた未来創造部	(略)																																																																																																																						
		観光文化スポーツ部	(略)																																																																																																																						
		健康福祉部	(略)																																																																																																																						
		生活環境部	(略)																																																																																																																						
		農林水産部	(略)																																																																																																																						
		産業労働部	(略)																																																																																																																						
		建設部	(略)																																																																																																																						
		出納局	(略)																																																																																																																						
		教育庁	(略)																																																																																																																						
		警察本部	(略)																																																																																																																						
事務局員	(略)																																																																																																																								
警戒部会議	開催時期	(略)																																																																																																																							
	出席者	(略)																																																																																																																							
設置場所	(略)																																																																																																																								
電話・FAX	(略)																																																																																																																								
名称	秋田県災害警戒部																																																																																																																								
設置権者	(略)																																																																																																																								
設置基準	(略)																																																																																																																								
主要業務	(略)																																																																																																																								
警戒部 構成員	部長	(略)																																																																																																																							
	部長補佐	(略)																																																																																																																							
	部員	次の各課指定職員 (令和5年4月現在)																																																																																																																							
		総務部	行政経営課、総合防災課																																																																																																																						
		企画振興部	(略)																																																																																																																						
		あきた未来創造部	(略)																																																																																																																						
		観光文化スポーツ部	(略)																																																																																																																						
		健康福祉部	(略)																																																																																																																						
		生活環境部	(略)																																																																																																																						
		農林水産部	(略)																																																																																																																						
		産業労働部	(略)																																																																																																																						
		建設部	(略)																																																																																																																						
		出納局	(略)																																																																																																																						
		教育庁	(略)																																																																																																																						
		警察本部	(略)																																																																																																																						
事務局員	(略)																																																																																																																								
警戒部会議	開催時期	(略)																																																																																																																							
	出席者	(略)																																																																																																																							
設置場所	(略)																																																																																																																								
電話・FAX	(略)																																																																																																																								
6 17	<p>第5 災害対策本部の構成 (令和3年4月現在)</p> <p>以下、略</p>	<p>第5 災害対策本部の構成 (令和5年4月現在)</p> <p>以下、略</p>	所要の修正																																																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																	
	第1編 総則	第1編 総則																																		
7 18	<p>第6 災害対策本部各部・各班等の業務分掌（令和3年4月現在）</p> <p>1 本庁（知事部局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総務部</th> <th>総括責任者</th> <th>総務部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td> 被災地支援の総括に関すること。 東京事務所との連絡等に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災班</td> <td>総合防災課長</td> <td> ～ (略) 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力(株)の被害調査に関すること。 ～ (略) 〓 その他本部長の命ずる事務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>被災者受入支援班</td> <td>総務課長 (被災者支援班長)</td> <td>被災者の受入支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	総務部	総括責任者	総務部長	班名	班長	分掌事務	総務班	総務課長	被災地支援の総括に関すること。 東京事務所との連絡等に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	防災班	総合防災課長	～ (略) 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力(株)の被害調査に関すること。 ～ (略) 〓 その他本部長の命ずる事務に関すること。	被災者受入支援班	総務課長 (被災者支援班長)	被災者の受入支援に関すること。	<p>第6 災害対策本部各部・各班等の業務分掌（令和5年4月現在）</p> <p>1 本庁（知事部局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総務部</th> <th>総括責任者</th> <th>総務部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td>行政経営課長</td> <td> 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災班</td> <td>総合防災課長</td> <td> ～ (略) 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関すること。 ～ (略) 被災者の受入支援に関すること。 被災地支援の総括に関すること。 〓 その他本部長の命ずる事務に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	総務部	総括責任者	総務部長	班名	班長	分掌事務	総務班	行政経営課長	部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	防災班	総合防災課長	～ (略) 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関すること。 ～ (略) 被災者の受入支援に関すること。 被災地支援の総括に関すること。 〓 その他本部長の命ずる事務に関すること。	所要の修正
総務部	総括責任者	総務部長																																		
班名	班長	分掌事務																																		
総務班	総務課長	被災地支援の総括に関すること。 東京事務所との連絡等に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																		
(略)	(略)	(略)																																		
防災班	総合防災課長	～ (略) 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力(株)の被害調査に関すること。 ～ (略) 〓 その他本部長の命ずる事務に関すること。																																		
被災者受入支援班	総務課長 (被災者支援班長)	被災者の受入支援に関すること。																																		
総務部	総括責任者	総務部長																																		
班名	班長	分掌事務																																		
総務班	行政経営課長	部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																		
(略)	(略)	(略)																																		
防災班	総合防災課長	～ (略) 東日本電信電話(株)秋田支店、東北電力ネットワーク(株)秋田支社の被害調査に関すること。 ～ (略) 被災者の受入支援に関すること。 被災地支援の総括に関すること。 〓 その他本部長の命ずる事務に関すること。																																		
8 19	<table border="1"> <thead> <tr> <th>企画振興部</th> <th>総括責任者</th> <th>企画振興部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策班</td> <td>総合政策課長</td> <td> 国会の災害対策特別委員会の対応及び国に対する緊急要望に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 〓 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	企画振興部	総括責任者	企画振興部長	班名	班長	分掌事務	総合政策班	総合政策課長	国会の災害対策特別委員会の対応及び国に対する緊急要望に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 〓 災害対策本部の事務局業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>企画振興部</th> <th>総括責任者</th> <th>企画振興部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策班</td> <td>総合政策課長</td> <td> 国会の災害対策特別委員会の対応及び国に対する緊急要望に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 東京事務所との連絡等に関すること。 〓 災害対策本部の事務局業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	企画振興部	総括責任者	企画振興部長	班名	班長	分掌事務	総合政策班	総合政策課長	国会の災害対策特別委員会の対応及び国に対する緊急要望に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 東京事務所との連絡等に関すること。 〓 災害対策本部の事務局業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	所要の修正									
企画振興部	総括責任者	企画振興部長																																		
班名	班長	分掌事務																																		
総合政策班	総合政策課長	国会の災害対策特別委員会の対応及び国に対する緊急要望に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 〓 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																		
(略)	(略)	(略)																																		
企画振興部	総括責任者	企画振興部長																																		
班名	班長	分掌事務																																		
総合政策班	総合政策課長	国会の災害対策特別委員会の対応及び国に対する緊急要望に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 東京事務所との連絡等に関すること。 〓 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																		
(略)	(略)	(略)																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																													
	第1編 総則																																															
9	20		所要の修正																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康福祉部</th> <th>総括責任者</th> <th>健康福祉部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉政策班</td> <td>福祉政策課長</td> <td>健康福祉部所管に係る医療・保健・福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地域・家庭福祉班</td> <td>地域・家庭福祉課長</td> <td>— 災害派遣福祉チームの立ち上げに関すること。 — 災害ボランティアに関すること。 — 義援金の募集及び配分に関すること。</td> </tr> <tr> <td>障害福祉班</td> <td>障害福祉課長</td> <td>— DPAT調整本部の立ち上げに関すること。</td> </tr> <tr> <td>保健・疾病対策班</td> <td>保健・疾病対策課長</td> <td>感染症の予防に関すること。 — 保健師等の応急派遣（受入）に関すること。</td> </tr> <tr> <td>医務薬事班</td> <td>医務薬事課長</td> <td>— り災者の医療救護に関すること。 — 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 — 医療救護所の設置に関すること。 — 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 — 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長	班名	班長	分掌事務	福祉政策班	福祉政策課長	健康福祉部所管に係る医療・保健・福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。	地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	— 災害派遣福祉チームの立ち上げに関すること。 — 災害ボランティアに関すること。 — 義援金の募集及び配分に関すること。	障害福祉班	障害福祉課長	— DPAT調整本部の立ち上げに関すること。	保健・疾病対策班	保健・疾病対策課長	感染症の予防に関すること。 — 保健師等の応急派遣（受入）に関すること。	医務薬事班	医務薬事課長	— り災者の医療救護に関すること。 — 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 — 医療救護所の設置に関すること。 — 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 — 災害対策本部の事務局業務に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>健康福祉部</th> <th>総括責任者</th> <th>健康福祉部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉政策班</td> <td>福祉政策課長</td> <td>健康福祉部所管に係る医療・保健・福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること（<u>総括</u>）。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地域・家庭福祉班</td> <td>地域・家庭福祉課長</td> <td>— 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 — 災害派遣福祉チーム（<u>DWAT</u>）の立ち上げ等に関すること。 — 災害ボランティアに関すること。 — 義援金の募集及び配分に関すること。</td> </tr> <tr> <td>長寿社会班</td> <td>長寿社会課長</td> <td>— 高齢者施設の被害調査及び応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>障害福祉班</td> <td>障害福祉課長</td> <td>— 障害者支援施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 — 災害派遣精神医療チーム（<u>DPAT</u>）調整本部の立ち上げ等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>保健・疾病対策班</td> <td>保健・疾病対策課長</td> <td>感染症の予防に関すること。 — 災害時健康危機管理支援チーム（<u>DHEAT</u>）の立ち上げ等に関すること。 — 保健師等の応急派遣（受入）に関すること。</td> </tr> <tr> <td>医務薬事班</td> <td>医務薬事課長</td> <td>— 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 — 保健医療調整本部業務に関すること。 — り災者の医療救護に関すること。 — 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 — 医療救護所の設置に関すること。 — 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 — 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長	班名	班長	分掌事務	福祉政策班	福祉政策課長	健康福祉部所管に係る医療・保健・福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること（ <u>総括</u> ）。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。	地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	— 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 — 災害派遣福祉チーム（ <u>DWAT</u> ）の立ち上げ等に関すること。 — 災害ボランティアに関すること。 — 義援金の募集及び配分に関すること。	長寿社会班	長寿社会課長	— 高齢者施設の被害調査及び応急対策に関すること。	障害福祉班	障害福祉課長	— 障害者支援施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 — 災害派遣精神医療チーム（<u>DPAT</u>）調整本部の立ち上げ等 に関すること。	保健・疾病対策班	保健・疾病対策課長	感染症の予防に関すること。 — 災害時健康危機管理支援チーム（<u>DHEAT</u>）の立ち上げ等 に関すること。 — 保健師等の応急派遣（受入）に関すること。	医務薬事班	医務薬事課長	— 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 — 保健医療調整本部業務に関すること。 — り災者の医療救護に関すること。 — 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 — 医療救護所の設置に関すること。 — 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 — 災害対策本部の事務局業務に関すること。	
健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長																																														
班名	班長	分掌事務																																														
福祉政策班	福祉政策課長	健康福祉部所管に係る医療・保健・福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																														
地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	— 災害派遣福祉チームの立ち上げに関すること。 — 災害ボランティアに関すること。 — 義援金の募集及び配分に関すること。																																														
障害福祉班	障害福祉課長	— DPAT調整本部の立ち上げに関すること。																																														
保健・疾病対策班	保健・疾病対策課長	感染症の予防に関すること。 — 保健師等の応急派遣（受入）に関すること。																																														
医務薬事班	医務薬事課長	— り災者の医療救護に関すること。 — 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 — 医療救護所の設置に関すること。 — 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 — 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																														
健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長																																														
班名	班長	分掌事務																																														
福祉政策班	福祉政策課長	健康福祉部所管に係る医療・保健・福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること（ <u>総括</u> ）。 部内の連絡調整に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																														
地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	— 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 — 災害派遣福祉チーム（ <u>DWAT</u> ）の立ち上げ等に関すること。 — 災害ボランティアに関すること。 — 義援金の募集及び配分に関すること。																																														
長寿社会班	長寿社会課長	— 高齢者施設の被害調査及び応急対策に関すること。																																														
障害福祉班	障害福祉課長	— 障害者支援施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 — 災害派遣精神医療チーム（<u>DPAT</u>）調整本部の立ち上げ等 に関すること。																																														
保健・疾病対策班	保健・疾病対策課長	感染症の予防に関すること。 — 災害時健康危機管理支援チーム（<u>DHEAT</u>）の立ち上げ等 に関すること。 — 保健師等の応急派遣（受入）に関すること。																																														
医務薬事班	医務薬事課長	— 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 — 保健医療調整本部業務に関すること。 — り災者の医療救護に関すること。 — 医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 — 医療救護所の設置に関すること。 — 毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 — 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																	
	第1編 総則	第1編 総則																																		
10 21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>農林水産部</th> <th>総括責任者</th> <th>農林水産部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林業木材産業班</td> <td>林業木材産業課長</td> <td>林業関係の応急対策に関すること。 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>森林整備班</u></td> <td><u>森林整備課長</u></td> <td><u>森林被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	農林水産部	総括責任者	農林水産部長	班名	班長	分掌事務	(略)	(略)	(略)	林業木材産業班	林業木材産業課長	林業関係の応急対策に関すること。 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。	<u>森林整備班</u>	<u>森林整備課長</u>	<u>森林被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>農林水産部</th> <th>総括責任者</th> <th>農林水産部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林業木材産業班</td> <td>林業木材産業課長</td> <td>林業関係<u>施設</u>の応急対策に関すること。 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>森林資源造成班</u></td> <td><u>森林資源造成課長</u></td> <td><u>森林関係の応急対策に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>森林環境保全班</u></td> <td><u>森林環境保全課長</u></td> <td><u>山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	農林水産部	総括責任者	農林水産部長	班名	班長	分掌事務	(略)	(略)	(略)	林業木材産業班	林業木材産業課長	林業関係 <u>施設</u> の応急対策に関すること。 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。	<u>森林資源造成班</u>	<u>森林資源造成課長</u>	<u>森林関係の応急対策に関すること。</u>	<u>森林環境保全班</u>	<u>森林環境保全課長</u>	<u>山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。</u>	所要の修正
農林水産部	総括責任者	農林水産部長																																		
班名	班長	分掌事務																																		
(略)	(略)	(略)																																		
林業木材産業班	林業木材産業課長	林業関係の応急対策に関すること。 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																		
<u>森林整備班</u>	<u>森林整備課長</u>	<u>森林被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。</u>																																		
農林水産部	総括責任者	農林水産部長																																		
班名	班長	分掌事務																																		
(略)	(略)	(略)																																		
林業木材産業班	林業木材産業課長	林業関係 <u>施設</u> の応急対策に関すること。 東北森林管理局管内のうち秋田県内の被害調査に関すること。 災害対策本部の事務局業務に関すること。																																		
<u>森林資源造成班</u>	<u>森林資源造成課長</u>	<u>森林関係の応急対策に関すること。</u>																																		
<u>森林環境保全班</u>	<u>森林環境保全課長</u>	<u>山地被害及び森林土木関係の応急対策に関すること。</u>																																		
11 21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業労働部</th> <th>総括責任者</th> <th>産業労働部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>資源エネルギー産業班</td> <td><u>エネルギー・資源振興課</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	産業労働部	総括責任者	産業労働部長	班名	班長	分掌事務	(略)	(略)	(略)	資源エネルギー産業班	<u>エネルギー・資源振興課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産業労働部</th> <th>総括責任者</th> <th>産業労働部長</th> </tr> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>資源エネルギー産業班</td> <td><u>クリーンエネルギー産業振興課長</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	産業労働部	総括責任者	産業労働部長	班名	班長	分掌事務	(略)	(略)	(略)	資源エネルギー産業班	<u>クリーンエネルギー産業振興課長</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正			
産業労働部	総括責任者	産業労働部長																																		
班名	班長	分掌事務																																		
(略)	(略)	(略)																																		
資源エネルギー産業班	<u>エネルギー・資源振興課</u>	(略)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
産業労働部	総括責任者	産業労働部長																																		
班名	班長	分掌事務																																		
(略)	(略)	(略)																																		
資源エネルギー産業班	<u>クリーンエネルギー産業振興課長</u>	(略)																																		
(略)	(略)	(略)																																		
12 27	(新設)	<p><u>第12 防災行動計画(タイムライン)の作成</u></p> <p><u>県及び市町村は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画(R4.6修正)の反映																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																							
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																								
13	28		防災基本計画（R4.6修正）の反映及び所要の修正																																																																																							
	<p>第11 国及び他都道府県等との連絡体制</p> <p>2 現地対策本部等との連携 (略)</p> <p>別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容 (令和3年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局組織</th> <th>人数</th> <th>分掌事務</th> <th>担任者(印は班長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報・記録班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>広報広聴課1 総務課1、広報広聴課2、税務課1、総合防災課2、総合政策課1、会計課1</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>総合防災課1 総務課1、あきた未来戦略課1、高等教育支援室1、観光戦略課、県民生活課1、水田総合利用課、園芸振興課1、産業政策課1、交通政策課1 秋田県倉庫協会、(公社)秋田県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>関係機関調整班</td> <td>(略)</td> <td>関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整</td> <td>総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力(株)、東日本電信電話(株)</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>総務課1 財政課1、総合防災課1、人事課1、国際課1、環境管理課1、エネルギー・資源振興課1、教育庁総務課1</td> </tr> <tr> <td>【受援班】</td> <td>-</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>【航空調整班】 (ヘリコプター等運用調整班)</td> <td>-</td> <td>航空機の運用調整 関係機関との連絡調整 活動及び活動拠点の振り分け 地上支援活動の調整</td> <td>(総合防災課航空隊班1) 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 参画機関</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務局組織	人数	分掌事務	担任者(印は班長)	(略)	(略)	(略)	(略)	広報・記録班	(略)	(略)	広報広聴課1 総務課1、広報広聴課2、税務課1、総合防災課2、総合政策課1、会計課1	物資班	(略)	(略)	総合防災課1 総務課1、あきた未来戦略課1、高等教育支援室1、観光戦略課、県民生活課1、水田総合利用課、園芸振興課1、産業政策課1、交通政策課1 秋田県倉庫協会、(公社)秋田県トラック協会	関係機関調整班	(略)	関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整	総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力(株)、東日本電信電話(株)	総務班	(略)	(略)	総務課1 財政課1、総合防災課1、人事課1、国際課1、環境管理課1、エネルギー・資源振興課1、教育庁総務課1	【受援班】	-	(略)	(略)	【航空調整班】 (ヘリコプター等運用調整班)	-	航空機の運用調整 関係機関との連絡調整 活動及び活動拠点の振り分け 地上支援活動の調整	(総合防災課航空隊班1) 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 参画機関	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	(略)				<p>第11 国及び他都道府県等との連絡体制</p> <p>2 現地対策本部等との連携 (略)</p> <p>別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容 (令和5年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局組織</th> <th>人数</th> <th>分掌事務</th> <th>担任者(印は班長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報・記録班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>広報広聴課1 行政経営課1、広報広聴課2、税務課1、総合防災課2、総合政策課1、会計課1</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>総合防災課1 行政経営課1、あきた未来戦略課1、高等教育支援室1、観光戦略課、県民生活課1、水田総合利用課、園芸振興課1、産業政策課1、交通政策課1 秋田県倉庫協会、(公社)秋田県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>関係機関調整班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>行政経営課1 財政課1、総合防災課1、人事課1、国際課1、環境管理課1、クリーンエネルギー産業振興課1、教育庁総務課1</td> </tr> <tr> <td>【受援班】</td> <td>-</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>【ヘリコプター等運用調整班】 (航空運用調整班)</td> <td>-</td> <td>航空機及び無人航空機の運用調整 関係機関との連絡調整 活動及び活動拠点の振り分け 地上支援活動の調整</td> <td>(総合防災課航空隊班1) 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 参画機関</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務局組織	人数	分掌事務	担任者(印は班長)	(略)	(略)	(略)	(略)	広報・記録班	(略)	(略)	広報広聴課1 行政経営課1、広報広聴課2、税務課1、総合防災課2、総合政策課1、会計課1	物資班	(略)	(略)	総合防災課1 行政経営課1、あきた未来戦略課1、高等教育支援室1、観光戦略課、県民生活課1、水田総合利用課、園芸振興課1、産業政策課1、交通政策課1 秋田県倉庫協会、(公社)秋田県トラック協会	関係機関調整班	(略)	(略)	総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)	総務班	(略)	(略)	行政経営課1 財政課1、総合防災課1、人事課1、国際課1、環境管理課1、クリーンエネルギー産業振興課1、教育庁総務課1	【受援班】	-	(略)	(略)	【ヘリコプター等運用調整班】 (航空運用調整班)	-	航空機及び無人航空機の運用調整 関係機関との連絡調整 活動及び活動拠点の振り分け 地上支援活動の調整	(総合防災課航空隊班1) 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 参画機関	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	(略)			
事務局組織	人数	分掌事務	担任者(印は班長)																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
広報・記録班	(略)	(略)	広報広聴課1 総務課1、広報広聴課2、税務課1、総合防災課2、総合政策課1、会計課1																																																																																							
物資班	(略)	(略)	総合防災課1 総務課1、あきた未来戦略課1、高等教育支援室1、観光戦略課、県民生活課1、水田総合利用課、園芸振興課1、産業政策課1、交通政策課1 秋田県倉庫協会、(公社)秋田県トラック協会																																																																																							
関係機関調整班	(略)	関係機関との連絡調整 関係機関等への応援要請・受入調整	総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力(株)、東日本電信電話(株)																																																																																							
総務班	(略)	(略)	総務課1 財政課1、総合防災課1、人事課1、国際課1、環境管理課1、エネルギー・資源振興課1、教育庁総務課1																																																																																							
【受援班】	-	(略)	(略)																																																																																							
【航空調整班】 (ヘリコプター等運用調整班)	-	航空機の運用調整 関係機関との連絡調整 活動及び活動拠点の振り分け 地上支援活動の調整	(総合防災課航空隊班1) 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 参画機関																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
計	(略)	(略)	(略)																																																																																							
(略)																																																																																										
事務局組織	人数	分掌事務	担任者(印は班長)																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
広報・記録班	(略)	(略)	広報広聴課1 行政経営課1、広報広聴課2、税務課1、総合防災課2、総合政策課1、会計課1																																																																																							
物資班	(略)	(略)	総合防災課1 行政経営課1、あきた未来戦略課1、高等教育支援室1、観光戦略課、県民生活課1、水田総合利用課、園芸振興課1、産業政策課1、交通政策課1 秋田県倉庫協会、(公社)秋田県トラック協会																																																																																							
関係機関調整班	(略)	(略)	総合防災課1 総合防災課1、消防学校1、林業木材産業課1、公営企業課1、下水道マネジメント推進課1、河川砂防課1、港湾空港課1、警備第二課1 自衛隊、海上保安部、秋田市消防本部、秋田气象台、日本赤十字社、東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)																																																																																							
総務班	(略)	(略)	行政経営課1 財政課1、総合防災課1、人事課1、国際課1、環境管理課1、クリーンエネルギー産業振興課1、教育庁総務課1																																																																																							
【受援班】	-	(略)	(略)																																																																																							
【ヘリコプター等運用調整班】 (航空運用調整班)	-	航空機及び無人航空機の運用調整 関係機関との連絡調整 活動及び活動拠点の振り分け 地上支援活動の調整	(総合防災課航空隊班1) 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 参画機関																																																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																							
計	(略)	(略)	(略)																																																																																							
(略)																																																																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																								
	第1編 総則																																																																																																																																																																																																																																										
14	<p>第10節 職員の動員・派遣計画</p> <p>第3動員の指定</p> <p>(略)</p> <p>別表2 動員区分一覧</p> <p>【本庁】(知事部局、教育庁、警察本部) (令和3年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> <tr> <th>部局</th> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事等</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合防災課</td> <td>課長 職員23</td> <td>課長(1) 職員23(23)</td> <td>課長(1) 職員23(23)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務課(被災者支援班)</td> <td></td> <td></td> <td>班長 職員1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課2.5名</td> <td>7課1校4.1名(30)</td> <td>7課1校6.6名(35)</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>あきた未来創造部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観光文化スポーツ部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>2課1.0名(2)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長2(兼)健康医療技監</td> </tr> <tr> <td>福祉政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員6(1)</td> </tr> <tr> <td>地域・家庭福祉課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> </tr> <tr> <td>障害福祉課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> </tr> <tr> <td>保健・疾病対策課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> </tr> <tr> <td>医務薬事課</td> <td></td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員5(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課5名(2)</td> <td>5課2.7名(2)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	知事等			(略)	総務部			(略)	総務課	(略)	総合防災課	課長 職員23	課長(1) 職員23(23)	課長(1) 職員23(23)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務課(被災者支援班)			班長 職員1	計	2課2.5名	7課1校4.1名(30)	7課1校6.6名(35)	企画振興部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	あきた未来創造部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	観光文化スポーツ部			部長、次長2	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	2課1.0名(2)	健康福祉部			部長、次長2(兼)健康医療技監	福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)	地域・家庭福祉課			課長 職員3	障害福祉課			課長 職員2	保健・疾病対策課			課長 職員3	医務薬事課		課長 職員2(1)	課長 職員5(1)	計	1課1名	2課5名(2)	5課2.7名(2)	生活環境部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	<p>第1編 総則</p> <p>第10節 職員の動員・派遣計画</p> <p>第3動員の指定</p> <p>(略)</p> <p>別表2 動員区分一覧</p> <p>【本庁】(知事部局、教育庁、警察本部) (令和5年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> <tr> <th>部局</th> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事等</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>行政経営課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合防災課</td> <td>課長 職員25</td> <td>課長(1) 職員2.5(25)</td> <td>課長(1) 職員2.5(25)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2課2.7名</td> <td>7課1校4.3名(32)</td> <td>7課1校6.6名(37)</td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>あきた未来創造部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観光文化スポーツ部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長3</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>2課1.1名(2)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、次長3</td> </tr> <tr> <td>福祉政策課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員6(1)</td> </tr> <tr> <td>地域・家庭福祉課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> </tr> <tr> <td>長寿社会課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> </tr> <tr> <td>障害福祉課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> </tr> <tr> <td>保健・疾病対策課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員3</td> </tr> <tr> <td>医務薬事課</td> <td></td> <td>課長 職員2(1)</td> <td>課長 職員5(1)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1課1名</td> <td>2課5名(2)</td> <td>6課3.1名(2)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	知事等			(略)	総務部			(略)	行政経営課	(略)	総合防災課	課長 職員25	課長(1) 職員2.5(25)	課長(1) 職員2.5(25)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	2課2.7名	7課1校4.3名(32)	7課1校6.6名(37)	企画振興部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	あきた未来創造部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	観光文化スポーツ部			部長、次長3	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	2課1.1名(2)	健康福祉部			部長、次長3	福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)	地域・家庭福祉課			課長 職員3	長寿社会課			課長 職員2	障害福祉課			課長 職員2	保健・疾病対策課			課長 職員3	医務薬事課		課長 職員2(1)	課長 職員5(1)	計	1課1名	2課5名(2)	6課3.1名(2)	生活環境部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	所要の修正												
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																																																																																																																																																								
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																																																																																																								
知事等			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
総務部			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
総務課	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
総合防災課	課長 職員23	課長(1) 職員23(23)	課長(1) 職員23(23)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
総務課(被災者支援班)			班長 職員1																																																																																																																																																																																																																																								
計	2課2.5名	7課1校4.1名(30)	7課1校6.6名(35)																																																																																																																																																																																																																																								
企画振興部			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
あきた未来創造部			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
観光文化スポーツ部			部長、次長2																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	(略)	(略)	2課1.0名(2)																																																																																																																																																																																																																																								
健康福祉部			部長、次長2(兼)健康医療技監																																																																																																																																																																																																																																								
福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)																																																																																																																																																																																																																																								
地域・家庭福祉課			課長 職員3																																																																																																																																																																																																																																								
障害福祉課			課長 職員2																																																																																																																																																																																																																																								
保健・疾病対策課			課長 職員3																																																																																																																																																																																																																																								
医務薬事課		課長 職員2(1)	課長 職員5(1)																																																																																																																																																																																																																																								
計	1課1名	2課5名(2)	5課2.7名(2)																																																																																																																																																																																																																																								
生活環境部			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																																																																																																																																																								
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																																																																																																								
知事等			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
総務部			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
行政経営課	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
総合防災課	課長 職員25	課長(1) 職員2.5(25)	課長(1) 職員2.5(25)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	2課2.7名	7課1校4.3名(32)	7課1校6.6名(37)																																																																																																																																																																																																																																								
企画振興部			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
あきた未来創造部			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
観光文化スポーツ部			部長、次長3																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	(略)	(略)	2課1.1名(2)																																																																																																																																																																																																																																								
健康福祉部			部長、次長3																																																																																																																																																																																																																																								
福祉政策課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員6(1)																																																																																																																																																																																																																																								
地域・家庭福祉課			課長 職員3																																																																																																																																																																																																																																								
長寿社会課			課長 職員2																																																																																																																																																																																																																																								
障害福祉課			課長 職員2																																																																																																																																																																																																																																								
保健・疾病対策課			課長 職員3																																																																																																																																																																																																																																								
医務薬事課		課長 職員2(1)	課長 職員5(1)																																																																																																																																																																																																																																								
計	1課1名	2課5名(2)	6課3.1名(2)																																																																																																																																																																																																																																								
生活環境部			(略)																																																																																																																																																																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																												
	第1編 総則																																																																																																																																																																																																																														
15	32		所要の修正																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> <tr> <th>部局</th> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林業木材産業課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員3(1)</td> <td>課長 職員4(1)</td> </tr> <tr> <td>森林整備課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>課長 職員2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>4課10名(4)</td> <td>10課40名(4)</td> </tr> <tr> <td>産業労働部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エネルギー資源・振興課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、建設技監、港湾技監、建設産業振興統括監、次長2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>5課17名(5)</td> <td>9課45名(5)</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>17課41名</td> <td>37課3室1校 12.5名(5.6名)</td> <td>62課4室1校 33.3名(6.7名)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	農林水産部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	林業木材産業課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員4(1)	森林整備課	(略)	(略)	課長 職員2	計	(略)	4課10名(4)	10課40名(4)	産業労働部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エネルギー資源・振興課	(略)	計	(略)	(略)	(略)	建設部			部長、建設技監、港湾技監、建設産業振興統括監、次長2	(略)	(略)	(略)	(略)	建築住宅課			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	5課17名(5)	9課45名(5)	出納局			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	教育庁			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	県警察本部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	総計	17課41名	37課3室1校 12.5名(5.6名)	62課4室1校 33.3名(6.7名)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>動員区分</th> <th>第1動員</th> <th>第2動員</th> <th>第3動員</th> </tr> <tr> <th>部局</th> <th>災害警戒部</th> <th>災害対策部</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林業木材産業課</td> <td>職員1</td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>課長 職員2(1)</td> </tr> <tr> <td>森林資源造成課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員1</td> </tr> <tr> <td>森林環境保全課</td> <td></td> <td></td> <td>課長 職員2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>4課8名(4)</td> <td>11課40名(4)</td> </tr> <tr> <td>産業労働部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>クリーンエネルギー産業振興課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td></td> <td></td> <td>部長、建設技監、建設産業振興統括監、次長4</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>建築住宅課</td> <td></td> <td>課長 職員1(1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>6課19名(6)</td> <td>9課46名(5)</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>17課43名</td> <td>38課3室1校 12.7名(5.9名)</td> <td>64課4室1校 33.9名(6.9名)</td> </tr> </tbody> </table>	動員区分	第1動員	第2動員	第3動員	部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	農林水産部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	林業木材産業課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員2(1)	森林資源造成課			課長 職員1	森林環境保全課			課長 職員2	計	(略)	4課8名(4)	11課40名(4)	産業労働部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	クリーンエネルギー産業振興課	(略)	計	(略)	(略)	(略)	建設部			部長、建設技監、建設産業振興統括監、次長4	(略)	(略)	(略)	(略)	建築住宅課		課長 職員1(1)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	6課19名(6)	9課46名(5)	出納局			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	教育庁			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	県警察本部			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	計	(略)	(略)	(略)	総計	17課43名	38課3室1校 12.7名(5.9名)	64課4室1校 33.9名(6.9名)	震度6弱以上の場合は全課室の全職員												
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																																																																																																																																												
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																																																																																												
農林水産部			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
林業木材産業課	職員1	課長 職員3(1)	課長 職員4(1)																																																																																																																																																																																																																												
森林整備課	(略)	(略)	課長 職員2																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	4課10名(4)	10課40名(4)																																																																																																																																																																																																																												
産業労働部			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
エネルギー資源・振興課	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
建設部			部長、建設技監、港湾技監、建設産業振興統括監、次長2																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
建築住宅課			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	5課17名(5)	9課45名(5)																																																																																																																																																																																																																												
出納局			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
教育庁			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
県警察本部			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
総計	17課41名	37課3室1校 12.5名(5.6名)	62課4室1校 33.3名(6.7名)																																																																																																																																																																																																																												
動員区分	第1動員	第2動員	第3動員																																																																																																																																																																																																																												
部局	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部																																																																																																																																																																																																																												
農林水産部			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
林業木材産業課	職員1	課長 職員1(1)	課長 職員2(1)																																																																																																																																																																																																																												
森林資源造成課			課長 職員1																																																																																																																																																																																																																												
森林環境保全課			課長 職員2																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	4課8名(4)	11課40名(4)																																																																																																																																																																																																																												
産業労働部			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
クリーンエネルギー産業振興課	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
建設部			部長、建設技監、建設産業振興統括監、次長4																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
建築住宅課		課長 職員1(1)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	6課19名(6)	9課46名(5)																																																																																																																																																																																																																												
出納局			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
教育庁			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
県警察本部			(略)																																																																																																																																																																																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
計	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																												
総計	17課43名	38課3室1校 12.7名(5.9名)	64課4室1校 33.9名(6.9名)																																																																																																																																																																																																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																		
	第1編 総則	第1編 総則																																																																			
16	<p>第11節 秋田県の概況</p> <p>第4 気象</p> <p>2 気温</p> <p>(略)</p> <p>【最高・最低気温の観測記録】(令和3年11月30日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点</th> <th>地</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最高気温 (年月日)</td> <td colspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>日最低気温 (年月日)</td> <td colspan="10">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	日最高気温 (年月日)	(略)										日最低気温 (年月日)	(略)										<p>第11節 秋田県の概況</p> <p>第4 気象</p> <p>2 気温</p> <p>(略)</p> <p>【最高・最低気温の観測記録】(令和4年8月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点</th> <th>地</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最高気温 (年月日)</td> <td colspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>日最低気温 (年月日)</td> <td colspan="10">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	日最高気温 (年月日)	(略)										日最低気温 (年月日)	(略)										所要の修正
点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																											
日最高気温 (年月日)	(略)																																																																				
日最低気温 (年月日)	(略)																																																																				
点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																											
日最高気温 (年月日)	(略)																																																																				
日最低気温 (年月日)	(略)																																																																				
17	<p>3 風</p> <p>県内で観測する20m/s以上の強風は、日本海低気圧によるものが多く、以下二つ玉低気圧、台風、冬の季節風、高緯度低気圧、南岸低気圧の順となっている。また15m/s以上の強風の卓越風向は西から西北西を中心とする領域が圧倒的に多く、一部には東南東から南東方向も観測されている。</p> <p>【最大風速の観測記録】(令和3年11月30日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点</th> <th>地</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最大風速 (年月日)</td> <td colspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>日最大瞬間風速 (年月日)</td> <td colspan="10">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	日最大風速 (年月日)	(略)										日最大瞬間風速 (年月日)	(略)										<p>3 風</p> <p>県内における20m/s以上の強風は、8月～4月に発生しており、冬の季節風、発達した低気圧、台風によるものが多い。また、15m/s以上の強風の卓越風向は西から西北西を中心とする領域が圧倒的に多く、一部には東南東から南東方向も観測されている。</p> <p>【最大風速の観測記録】(令和4年8月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点</th> <th>地</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日最大風速 (年月日)</td> <td colspan="10">(略)</td> </tr> <tr> <td>日最大瞬間風速 (年月日)</td> <td colspan="10">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	日最大風速 (年月日)	(略)										日最大瞬間風速 (年月日)	(略)										所要の修正
点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																											
日最大風速 (年月日)	(略)																																																																				
日最大瞬間風速 (年月日)	(略)																																																																				
点	地	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																											
日最大風速 (年月日)	(略)																																																																				
日最大瞬間風速 (年月日)	(略)																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																				
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																																					
18 40	<p>4 雨</p> <p>県内における大雨を原因別にみると、日本海低気圧に伴う寒冷前線（中緯度系）によるものが多く、以下前線（中緯度系）、雷雨等となっており台風によるものは比較的少ない。</p> <p>【降水量の観測記録】（令和3年11月30日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 点</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年降水量 (年)</td> <td colspan="9">(略)</td> </tr> <tr> <td>月降水量 (年月)</td> <td colspan="9">(略)</td> </tr> <tr> <td>日降水量 (年月日)</td> <td colspan="9">(略)</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間 降水量 (年月日)</td> <td>57mm (H15.8.25)</td> <td>57mm (H14.8.4)</td> <td>108.5mm (H25.8.9)</td> <td>68.0mm (H26.7.19)</td> <td>72.4mm (S39.8.13)</td> <td>66mm (H2.7.26)</td> <td>77mm (H19.8.27)</td> <td>68.5mm (H29.7.22)</td> <td>50mm (H元.7.24)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地 点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	年降水量 (年)	(略)									月降水量 (年月)	(略)									日降水量 (年月日)	(略)									日最大1時間 降水量 (年月日)	57mm (H15.8.25)	57mm (H14.8.4)	108.5mm (H25.8.9)	68.0mm (H26.7.19)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	68.5mm (H29.7.22)	50mm (H元.7.24)	<p>4 雨</p> <p>県内における大雨は、7～8月を中心として5～9月に発生しており、前線の停滞や不安定性降水によるものが多い。</p> <p>【降水量の観測記録】（令和4年8月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 点</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年降水量 (年)</td> <td colspan="9">(略)</td> </tr> <tr> <td>月降水量 (年月)</td> <td colspan="9">(略)</td> </tr> <tr> <td>日降水量 (年月日)</td> <td colspan="9">(略)</td> </tr> <tr> <td>日最大1時間 降水量 (年月日)</td> <td>57mm (H15.8.25)</td> <td>70.5mm (R4.8.3)</td> <td>108.5mm (H25.8.9)</td> <td>68.0mm (H26.7.19)</td> <td>72.4mm (S39.8.13)</td> <td>66mm (H2.7.26)</td> <td>77mm (H19.8.27)</td> <td>68.5mm (H29.7.22)</td> <td>50mm (H元.7.24)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地 点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	年降水量 (年)	(略)									月降水量 (年月)	(略)									日降水量 (年月日)	(略)									日最大1時間 降水量 (年月日)	57mm (H15.8.25)	70.5mm (R4.8.3)	108.5mm (H25.8.9)	68.0mm (H26.7.19)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	68.5mm (H29.7.22)	50mm (H元.7.24)	所要の修正
地 点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																																																														
年降水量 (年)	(略)																																																																																																						
月降水量 (年月)	(略)																																																																																																						
日降水量 (年月日)	(略)																																																																																																						
日最大1時間 降水量 (年月日)	57mm (H15.8.25)	57mm (H14.8.4)	108.5mm (H25.8.9)	68.0mm (H26.7.19)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	68.5mm (H29.7.22)	50mm (H元.7.24)																																																																																														
地 点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																																																														
年降水量 (年)	(略)																																																																																																						
月降水量 (年月)	(略)																																																																																																						
日降水量 (年月日)	(略)																																																																																																						
日最大1時間 降水量 (年月日)	57mm (H15.8.25)	70.5mm (R4.8.3)	108.5mm (H25.8.9)	68.0mm (H26.7.19)	72.4mm (S39.8.13)	66mm (H2.7.26)	77mm (H19.8.27)	68.5mm (H29.7.22)	50mm (H元.7.24)																																																																																														
19 40	<p>5 雪 (略)</p> <p>【最深積雪深の観測記録】（令和3年11月30日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 点</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月最深積雪 (年月日)</td> <td colspan="9">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地 点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	月最深積雪 (年月日)	(略)									<p>5 雪 (略)</p> <p>【最深積雪の観測記録】（令和4年8月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 点</th> <th>能代</th> <th>鷹巣</th> <th>鹿角</th> <th>阿仁合</th> <th>秋田</th> <th>角館</th> <th>本荘</th> <th>横手</th> <th>湯の岱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月最深積雪 (年月日)</td> <td colspan="9">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地 点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱	月最深積雪 (年月日)	(略)									所要の修正																																																												
地 点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																																																														
月最深積雪 (年月日)	(略)																																																																																																						
地 点	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱																																																																																														
月最深積雪 (年月日)	(略)																																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由	
	第1編 総則	第1編 総則		
20	41	<p>11 雷・霧・雹(ひょう)</p> <p>雷は、大陸から寒冷高気圧に覆われ始める10月から12月までの晩秋から初冬にかけて<u>多く発生し</u>、夏場の熱雷は内陸部で比較的多く発生し、沿岸部は内陸部より発生は少ない。</p> <p>霧は、夏から秋にかけて多く発生し、発生時間帯は夜間や早朝が多い。</p> <p>雹は、4月から5月にかけて多く発生し、花が終わり結実した果樹に被害をもたらすことがある。</p> <p>なお、秋田市の雷日数及び霧日数の平年値は、雷34.3日及び霧11.7日となっている。</p>	<p>11 雷・霧・雹(ひょう)</p> <p>雷は、大陸から寒冷高気圧に覆われ始める10月から12月までの晩秋から初冬にかけて<u>多く発生する</u>。また、夏場の熱雷は内陸部で比較的多く発生し、沿岸部は内陸部より発生は少ない。</p> <p>霧は、夏から秋にかけて多く発生し、発生時間帯は夜間や早朝が多い。</p> <p>雹は、4月から5月にかけて多く発生し、花が終わり結実した果樹に被害をもたらすことがある。</p> <p>なお、秋田市の雷日数及び霧日数の平年値は、雷34.3日及び霧11.7日となっている。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																			
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																																																																																				
21	42	<p>第12節 秋田県の人口推移と高齢化</p> <p>本県の人口は、出生率の低下や若年層などの県外流出による減少が続いている。</p> <p>また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は38.1%（令和3年10月1日現在）を占め、さらに国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月）」によると、本県の2045年（令和27年）における高齢者の割合は50.1%へ上昇すると推計されることから、県及び市町村は、この現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠である。</p> <p>（略）</p>	所要の修正																																																																																																																																																			
22	42	<p>【秋田県の年齢別人口】</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">総人口</th> <th rowspan="2">年少人口 (0～14歳)</th> <th rowspan="2">生産年齢人口 (15～64歳)</th> <th rowspan="2">老年人口 (65歳以上)</th> <th colspan="3">年齢別割合(%)</th> <th rowspan="2">従属人口 指数</th> <th rowspan="2">年少人口 指数</th> <th rowspan="2">老年人口 指数</th> <th rowspan="2">老年化 指数</th> </tr> <tr> <th>年少人口</th> <th>生産年齢人口</th> <th>老年人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23</td> <td>1,075,058</td> <td>121,221</td> <td>633,130</td> <td>318,854</td> <td>11.3</td> <td>58.9</td> <td>29.7</td> <td>69.5</td> <td>19.1</td> <td>50.4</td> <td>263.0</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>1,063,143</td> <td>118,079</td> <td>617,868</td> <td>325,343</td> <td>11.1</td> <td>58.1</td> <td>30.6</td> <td>71.8</td> <td>19.1</td> <td>52.7</td> <td>275.5</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1,050,132</td> <td>114,769</td> <td>602,794</td> <td>330,716</td> <td>10.9</td> <td>57.4</td> <td>31.5</td> <td>73.9</td> <td>19.0</td> <td>54.9</td> <td>288.2</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>1,036,861</td> <td>111,631</td> <td>585,373</td> <td>338,004</td> <td>10.8</td> <td>56.5</td> <td>32.6</td> <td>76.8</td> <td>19.1</td> <td>57.7</td> <td>302.8</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>1,023,119</td> <td>106,041</td> <td>565,237</td> <td>343,301</td> <td>10.5</td> <td>55.7</td> <td>33.8</td> <td>79.5</td> <td>18.8</td> <td>60.7</td> <td>323.7</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1,009,659</td> <td>103,338</td> <td>550,243</td> <td>347,538</td> <td>10.3</td> <td>55.0</td> <td>34.7</td> <td>81.9</td> <td>18.8</td> <td>63.2</td> <td>336.3</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>995,374</td> <td>100,402</td> <td>535,356</td> <td>351,076</td> <td>10.2</td> <td>54.2</td> <td>35.6</td> <td>84.3</td> <td>18.8</td> <td>65.6</td> <td>349.7</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>980,684</td> <td>97,400</td> <td>520,829</td> <td>353,915</td> <td>10.0</td> <td>53.6</td> <td>36.4</td> <td>86.7</td> <td>18.7</td> <td>68.0</td> <td>363.4</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>965,927</td> <td>94,669</td> <td>506,896</td> <td>355,822</td> <td>9.9</td> <td>52.9</td> <td>37.2</td> <td>88.9</td> <td>18.7</td> <td>70.2</td> <td>375.9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>959,502</td> <td>92,855</td> <td>506,960</td> <td>359,687</td> <td>9.7</td> <td>52.8</td> <td>37.5</td> <td>89.3</td> <td>18.3</td> <td>70.9</td> <td>387.4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>944,874</td> <td>89,904</td> <td>495,364</td> <td>359,606</td> <td>9.5</td> <td>52.4</td> <td>38.1</td> <td>90.7</td> <td>18.1</td> <td>72.6</td> <td>400.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）各年10月1日現在。平成27年及び令和2年は国勢調査、その他は県算出人口による。</p> <p>総人口には年齢不詳の者を含む。</p> <p>なお、令和2年以降の年齢別人口等は、「年齢不詳」を補完した「不詳補完値」を用いて算出している。</p> <p>（略）</p>	年次	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合(%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	平成23	1,075,058	121,221	633,130	318,854	11.3	58.9	29.7	69.5	19.1	50.4	263.0	24	1,063,143	118,079	617,868	325,343	11.1	58.1	30.6	71.8	19.1	52.7	275.5	25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.4	31.5	73.9	19.0	54.9	288.2	26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.5	32.6	76.8	19.1	57.7	302.8	27	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8	79.5	18.8	60.7	323.7	28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3	29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7	30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4	86.7	18.7	68.0	363.4	令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2	88.9	18.7	70.2	375.9	2	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5	89.3	18.3	70.9	387.4	3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1	90.7	18.1	72.6	400.0	所要の修正
年次	総人口	年少人口 (0～14歳)						生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合(%)					従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数																																																																																																																																				
			年少人口	生産年齢人口	老年人口																																																																																																																																																	
平成23	1,075,058	121,221	633,130	318,854	11.3	58.9	29.7	69.5	19.1	50.4	263.0																																																																																																																																											
24	1,063,143	118,079	617,868	325,343	11.1	58.1	30.6	71.8	19.1	52.7	275.5																																																																																																																																											
25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.4	31.5	73.9	19.0	54.9	288.2																																																																																																																																											
26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.5	32.6	76.8	19.1	57.7	302.8																																																																																																																																											
27	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8	79.5	18.8	60.7	323.7																																																																																																																																											
28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3																																																																																																																																											
29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7																																																																																																																																											
30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4	86.7	18.7	68.0	363.4																																																																																																																																											
令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2	88.9	18.7	70.2	375.9																																																																																																																																											
2	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5	89.3	18.3	70.9	387.4																																																																																																																																											
3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1	90.7	18.1	72.6	400.0																																																																																																																																											
		<p>【秋田県の年齢別人口】</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年次</th> <th rowspan="2">総人口</th> <th rowspan="2">年少人口 (0～14歳)</th> <th rowspan="2">生産年齢人口 (15～64歳)</th> <th rowspan="2">老年人口 (65歳以上)</th> <th colspan="3">年齢別割合(%)</th> <th rowspan="2">従属人口 指数</th> <th rowspan="2">年少人口 指数</th> <th rowspan="2">老年人口 指数</th> <th rowspan="2">老年化 指数</th> </tr> <tr> <th>年少人口</th> <th>生産年齢人口</th> <th>老年人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24</td> <td>1,063,143</td> <td>118,079</td> <td>617,868</td> <td>325,343</td> <td>11.1</td> <td>58.2</td> <td>30.7</td> <td>71.8</td> <td>19.1</td> <td>52.7</td> <td>275.5</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1,050,132</td> <td>114,769</td> <td>602,794</td> <td>330,716</td> <td>10.9</td> <td>57.5</td> <td>31.5</td> <td>73.9</td> <td>19.0</td> <td>54.9</td> <td>288.2</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>1,036,861</td> <td>111,631</td> <td>585,373</td> <td>338,004</td> <td>10.8</td> <td>56.6</td> <td>32.7</td> <td>76.8</td> <td>19.1</td> <td>57.7</td> <td>302.8</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>1,023,119</td> <td>106,041</td> <td>565,237</td> <td>343,301</td> <td>10.5</td> <td>55.7</td> <td>33.8</td> <td>79.5</td> <td>18.8</td> <td>60.7</td> <td>323.7</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>1,009,659</td> <td>103,338</td> <td>550,243</td> <td>347,538</td> <td>10.3</td> <td>55.0</td> <td>34.7</td> <td>81.9</td> <td>18.8</td> <td>63.2</td> <td>336.3</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>995,374</td> <td>100,402</td> <td>535,356</td> <td>351,076</td> <td>10.2</td> <td>54.2</td> <td>35.6</td> <td>84.3</td> <td>18.8</td> <td>65.6</td> <td>349.7</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>980,684</td> <td>97,400</td> <td>520,829</td> <td>353,915</td> <td>10.0</td> <td>53.6</td> <td>36.4</td> <td>86.7</td> <td>18.7</td> <td>68.0</td> <td>363.4</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>965,927</td> <td>94,669</td> <td>506,896</td> <td>355,822</td> <td>9.9</td> <td>52.9</td> <td>37.2</td> <td>88.9</td> <td>18.7</td> <td>70.2</td> <td>375.9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>959,502</td> <td>92,855</td> <td>506,960</td> <td>359,687</td> <td>9.7</td> <td>52.8</td> <td>37.5</td> <td>89.3</td> <td>18.3</td> <td>70.9</td> <td>387.4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>944,874</td> <td>89,904</td> <td>495,364</td> <td>359,606</td> <td>9.5</td> <td>52.4</td> <td>38.1</td> <td>90.7</td> <td>18.1</td> <td>72.6</td> <td>400.0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>929,915</td> <td>86,502</td> <td>484,454</td> <td>358,959</td> <td>9.3</td> <td>52.1</td> <td>38.6</td> <td>92.0</td> <td>17.9</td> <td>74.1</td> <td>415.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）各年10月1日現在。平成27年及び令和2年は国勢調査、その他は県算出人口による。</p> <p>総人口には年齢不詳の者を含む。</p> <p>なお、平成24年から令和元年までの年齢別割合は、「年齢不詳」を除いて算出している。</p> <p>また、令和2年以降の年齢別人口等は、「年齢不詳」を補完した「不詳補完値」を用いて算出している。</p> <p>（略）</p>	年次	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合(%)			従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	平成24	1,063,143	118,079	617,868	325,343	11.1	58.2	30.7	71.8	19.1	52.7	275.5	25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.5	31.5	73.9	19.0	54.9	288.2	26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.6	32.7	76.8	19.1	57.7	302.8	27	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8	79.5	18.8	60.7	323.7	28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3	29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7	30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4	86.7	18.7	68.0	363.4	令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2	88.9	18.7	70.2	375.9	2	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5	89.3	18.3	70.9	387.4	3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1	90.7	18.1	72.6	400.0	4	929,915	86,502	484,454	358,959	9.3	52.1	38.6	92.0	17.9	74.1	415.0	所要の修正
年次	総人口	年少人口 (0～14歳)						生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢別割合(%)					従属人口 指数	年少人口 指数	老年人口 指数	老年化 指数																																																																																																																																				
			年少人口	生産年齢人口	老年人口																																																																																																																																																	
平成24	1,063,143	118,079	617,868	325,343	11.1	58.2	30.7	71.8	19.1	52.7	275.5																																																																																																																																											
25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.5	31.5	73.9	19.0	54.9	288.2																																																																																																																																											
26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.6	32.7	76.8	19.1	57.7	302.8																																																																																																																																											
27	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8	79.5	18.8	60.7	323.7																																																																																																																																											
28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7	81.9	18.8	63.2	336.3																																																																																																																																											
29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6	84.3	18.8	65.6	349.7																																																																																																																																											
30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4	86.7	18.7	68.0	363.4																																																																																																																																											
令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2	88.9	18.7	70.2	375.9																																																																																																																																											
2	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5	89.3	18.3	70.9	387.4																																																																																																																																											
3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1	90.7	18.1	72.6	400.0																																																																																																																																											
4	929,915	86,502	484,454	358,959	9.3	52.1	38.6	92.0	17.9	74.1	415.0																																																																																																																																											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																					
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																						
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																						
23	44	<p>第1節 防災知識の普及計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>このため、県、市町村及び防災関係機関は、平時から、疑似体験施設や地震体験車などを活用した県民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。加えて、指定避難所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識の普及啓発を図るほか、<u>過去の大災害の教訓の収集・整理・保存に努める。</u></p> <p>また、県は、防災教育施設の更なる充実について中長期的な視点から検討するとともに、地域や職場、学校における防災教育を充実強化する。</p>	<p>第1節 防災知識の普及計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>このため、県、市町村及び防災関係機関は、平時から、疑似体験施設や地震体験車などを活用した県民参加の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。加えて、指定避難所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識の普及啓発を図るほか、<u>過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>また、県は、防災教育施設の更なる充実について中長期的な視点から検討するとともに、地域や職場、学校における防災教育を充実強化する。</p>	防災基本計画の反映																				
24	45	<p>第2 被災者に対する知識</p> <p>3 <u>女性の</u>視点から捉えた支援</p> <p>避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため市町村は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを住民の知識として定着させる啓発活動の実施が重要である。</p>	<p>第2 被災者に対する知識</p> <p>3 <u>多様な</u>視点から捉えた支援</p> <p>避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため市町村は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを住民の知識として定着させる啓発活動の実施が重要である<u>ほか、多様な条例を踏まえ、避難者個人に対して差別、その他権利利益の侵害がないよう多様な視点からの支援に配慮する必要がある。</u></p>	所要の修正																				
25	47	<p>第5 災害予防に関する普及・啓発運動</p> <p>2 県・市町村及び関係機関等における普及活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施機関</th> <th style="width: 55%;">普及方法</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">県・市町村</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害教訓の収集・整理・保存</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	普及方法	備考	県・市町村	(略)	(略)	災害教訓の収集・整理・保存	(略)	(略)	(略)	<p>第5 災害予防に関する普及・啓発運動</p> <p>2 県・市町村及び関係機関等における普及活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施機関</th> <th style="width: 55%;">普及方法</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">県・市町村</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害教訓の収集・整理・保存・<u>伝承</u></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	普及方法	備考	県・市町村	(略)	(略)	災害教訓の収集・整理・保存・ <u>伝承</u>	(略)	(略)	(略)	防災基本計画の反映
実施機関	普及方法	備考																						
県・市町村	(略)	(略)																						
	災害教訓の収集・整理・保存	(略)																						
	(略)	(略)																						
実施機関	普及方法	備考																						
県・市町村	(略)	(略)																						
	災害教訓の収集・整理・保存・ <u>伝承</u>	(略)																						
	(略)	(略)																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由	
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策		
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画		
26	48	<p>第6 教育機関における防災教育・訓練</p> <p>1 教育活動全体を通じた防災教育</p> <p>学校等においては、地域社会の実情及び幼児児童生徒の発達の段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p>	<p>第6 教育機関における防災教育・訓練</p> <p>1 教育活動全体を通じた防災教育</p> <p>学校等においては、地域社会の実情及び幼児児童生徒の発達の段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。<u>また、県及び市町村は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映
27	57	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 情報収集・伝達体制</p> <p>3 県・市町村</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 情報収集・伝達体制</p> <p>3 県・市町村</p> <p>(略)</p> <p>(9) 衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全LTE (PS-LTE) などの移動通信系の活用体制の整備について努めるものとする。</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映
28	57	<p>(新設)</p>	<p>(10) 県は、災害時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
29 58	<p>第6 非常通信ルートの活用 (略)</p> <p>中央通信ルートは、通常の消防ルート、地域衛星通信ネットワーク(衛星ルート)の途絶に備え、建設ルート、警察ルート、電力ルートを策定している。</p> <p>また、市町村向けの地方通信ルートは、県防災行政無線(衛星通信ネットワーク)の途絶に備えて、東北地方非常通信協議会構成員の東北地方整備局、各警察本部及び東北電力(株)の自営通信網(有無線)経由で構成されている。</p>	<p>第6 非常通信ルートの活用 (略)</p> <p>中央通信ルートは、通常の消防ルート、地域衛星通信ネットワーク(衛星ルート)の途絶に備え、建設ルート、警察ルート、電力ルートを策定している。</p> <p>また、市町村向けの地方通信ルートは、県防災行政無線(衛星通信ネットワーク)の途絶に備えて、東北地方非常通信協議会構成員の東北地方整備局、各警察本部及び東北電力ネット<u>ワーク</u>(株)の自営通信網(有無線)経由で構成されている。</p>	所要の修正
30 60	<p>第5節 避難計画</p> <p>第2 市町村の実施範囲</p> <p>2 指定緊急避難場所等に関する事項</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 避難計画</p> <p>第2 市町村の実施範囲</p> <p>2 指定緊急避難場所等に関する事項</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	所要の修正
31 61	<p>(2) 指定避難所</p> <p>被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する<u>とともに</u>、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。<u>加えて、必要に応じ、電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>また、市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 指定避難所</p> <p>市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。<u>また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備や、電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>また、市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
32 61	(3) 指定避難所の運営管理 (略) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 (略)	(3) 指定避難所の運営管理 (略) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、 <u>NPO・ボランティア</u> 等との定期的な情報交換に努める。 (略)	防災基本計画 (R4.6修正) の反映
33 65	12 <u>男女共同参画</u> の視点を取り入れた体制の整備 市町村の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市町村の男女共同担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。	12 <u>多様な</u> 視点を取り入れた体制の整備 市町村の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市町村の男女共同担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。 <u>さらに、多様性条例に基づき、地域の防災活動の推進拠点における差別等がないよう、同様に明確化及び連絡調整に係る体制整備に努めるものとする。</u>	所要の修正
34 66	第3 県の実施範囲 10 県は、女性の視点に立った災害対応の重要性を踏まえ、秋田県男女共同参画センターの指定管理者と協議し、災害時には、被災者の中でも特に女性被災者のための相談窓口を同センター内に設置するものとする。	第3 県の実施範囲 10 県は、女性の視点に立った災害対応の重要性を踏まえ、秋田県男女共同参画センターの指定管理者と協議し、災害時には、被災者の中でも特に女性被災者のための相談窓口を同センター内に設置するものとする。 <u>また、多様性条例に基づき、災害時において差別等を感じる住民からの相談に対応するものとする。</u>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ		修正前	修正後	修正理由				
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策					
		第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画					
35	79	<p>第8節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第4 電気通信事業者</p> <p>(新設)</p>	<p>第8節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第4 電気通信事業者</p> <p>楽天モバイル(株)</p> <table border="1"> <tr> <td>現 状</td> <td> <p>1 電気通信設備等の高信頼化</p> <p>災害発生を未然に防止するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐震、耐火対策をその重要性等を鑑み防災設計を行っていく。</p> <p>2 電気通信システムの高信頼化</p> <p>災害が発生した場合において通信を確保するため、主要な伝送路の多ルート構成、主要な中継交換機の分散設置、通信ケーブルの地中化の推進及び主要な電気通信設備における必要な予備電源の設置等を実施する。</p> <p>3 災害時措置計画</p> <p>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td>対 策</td> <td> <p>1 災害対策用機器又は車両等の配備</p> <p>災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保</p> <p>災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。</p> <p>災害対策用資機材の輸送</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行う為、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>災害対策用資機材の整備点検</p> <p>災害時対策用資機材について、整備点検を行う非常事態に備える。</p> <p>生活必需品の備蓄</p> <p>非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。</p> </td> </tr> </table>	現 状	<p>1 電気通信設備等の高信頼化</p> <p>災害発生を未然に防止するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐震、耐火対策をその重要性等を鑑み防災設計を行っていく。</p> <p>2 電気通信システムの高信頼化</p> <p>災害が発生した場合において通信を確保するため、主要な伝送路の多ルート構成、主要な中継交換機の分散設置、通信ケーブルの地中化の推進及び主要な電気通信設備における必要な予備電源の設置等を実施する。</p> <p>3 災害時措置計画</p> <p>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。</p>	対 策	<p>1 災害対策用機器又は車両等の配備</p> <p>災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保</p> <p>災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。</p> <p>災害対策用資機材の輸送</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行う為、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>災害対策用資機材の整備点検</p> <p>災害時対策用資機材について、整備点検を行う非常事態に備える。</p> <p>生活必需品の備蓄</p> <p>非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。</p>	所要の修正
現 状	<p>1 電気通信設備等の高信頼化</p> <p>災害発生を未然に防止するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐震、耐火対策をその重要性等を鑑み防災設計を行っていく。</p> <p>2 電気通信システムの高信頼化</p> <p>災害が発生した場合において通信を確保するため、主要な伝送路の多ルート構成、主要な中継交換機の分散設置、通信ケーブルの地中化の推進及び主要な電気通信設備における必要な予備電源の設置等を実施する。</p> <p>3 災害時措置計画</p> <p>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。</p>							
対 策	<p>1 災害対策用機器又は車両等の配備</p> <p>災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保</p> <p>災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。</p> <p>災害対策用資機材の輸送</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行う為、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>災害対策用資機材の整備点検</p> <p>災害時対策用資機材について、整備点検を行う非常事態に備える。</p> <p>生活必需品の備蓄</p> <p>非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。</p>							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
36	83		
	<p>第9節 水害予防計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>複合的な災害にも多層的に備え</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努めるものとする。</u></p> <p>加えて、県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価について検討し、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第9節 水害予防計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>気候変動による影響を踏まえ</u>、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」「県大規模氾濫減災協議会」「<u>流域治水協議会</u>」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>加えて、県及び市町村は、<u>水害リスクを踏まえたまちづくりに向け</u>、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を<u>検討し、特に豪雨や洪水のリスクの評価に当たっては、浸水深や発生頻度等を踏まえるよう努める。また、これらの評価を踏まえ</u>、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 (R4.6修正) の反映</p>
37	84		
	<p>第2 浸水想定区域の指定</p> <p>1 洪水浸水想定区域</p> <p>(略)</p> <p>【国管理河川における洪水浸水想定区域の公表】(令和3年9月末現在)</p> <p>表(略)</p>	<p>第2 浸水想定区域の指定</p> <p>1 洪水浸水想定区域</p> <p>(略)</p> <p>【国管理河川における洪水浸水想定区域の公表】(令和4年7月末現在)</p> <p>表(略)</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																		
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																			
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																			
38 84	<p>【県管理河川における洪水浸水想定区域の公表】（令和3年9月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>指定公表年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子吉川水系</td> <td>芋川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">雄物川水系</td> <td>太平川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>草生津川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>横手川 (県管理区間)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新城川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岩見川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>丸子川 (県管理区間)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福部内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>斉内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>窪堰川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>川口川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>矢島川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>玉川 (県管理区間)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>桧木内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>役内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>猿田川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>入見内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>米代川水系</td> <td>長木川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福士川</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	指定公表年月日	子吉川水系	芋川	(略)	雄物川水系	太平川	(略)	旭川	(略)	草生津川	(略)	横手川 (県管理区間)	(略)	新城川	(略)	岩見川	(略)	丸子川 (県管理区間)	(略)	福部内川	(略)	斉内川	(略)	窪堰川	(略)	川口川	(略)	矢島川	(略)	玉川 (県管理区間)	(略)	桧木内川	(略)	役内川	(略)	猿田川	(略)	入見内川	(略)	米代川水系	長木川	(略)		福士川	(略)	<p>【県管理河川における洪水浸水想定区域の公表】（令和4年7月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>指定公表年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子吉川水系</td> <td>芋川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="17">雄物川水系</td> <td>太平川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>草生津川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>横手川 (県管理区間)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新城川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岩見川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>丸子川 (県管理区間)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福部内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>斉内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>窪堰川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>川口川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>矢島川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>玉川 (県管理区間)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>桧木内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>役内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>猿田川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>入見内川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">米代川水系</td> <td>上溝川</td> <td>令和4年7月1日</td> </tr> <tr> <td>雄物川</td> <td>令和4年7月1日</td> </tr> <tr> <td>長木川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福士川</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	指定公表年月日	子吉川水系	芋川	(略)	雄物川水系	太平川	(略)	旭川	(略)	草生津川	(略)	横手川 (県管理区間)	(略)	新城川	(略)	岩見川	(略)	丸子川 (県管理区間)	(略)	福部内川	(略)	斉内川	(略)	窪堰川	(略)	川口川	(略)	矢島川	(略)	玉川 (県管理区間)	(略)	桧木内川	(略)	役内川	(略)	猿田川	(略)	入見内川	(略)	米代川水系	上溝川	令和4年7月1日	雄物川	令和4年7月1日	長木川	(略)		福士川	(略)	<p>所要の修正</p>
水系名	河川名	指定公表年月日																																																																																																			
子吉川水系	芋川	(略)																																																																																																			
雄物川水系	太平川	(略)																																																																																																			
	旭川	(略)																																																																																																			
	草生津川	(略)																																																																																																			
	横手川 (県管理区間)	(略)																																																																																																			
	新城川	(略)																																																																																																			
	岩見川	(略)																																																																																																			
	丸子川 (県管理区間)	(略)																																																																																																			
	福部内川	(略)																																																																																																			
	斉内川	(略)																																																																																																			
	窪堰川	(略)																																																																																																			
	川口川	(略)																																																																																																			
	矢島川	(略)																																																																																																			
	玉川 (県管理区間)	(略)																																																																																																			
	桧木内川	(略)																																																																																																			
	役内川	(略)																																																																																																			
	猿田川	(略)																																																																																																			
	入見内川	(略)																																																																																																			
米代川水系	長木川	(略)																																																																																																			
	福士川	(略)																																																																																																			
水系名	河川名	指定公表年月日																																																																																																			
子吉川水系	芋川	(略)																																																																																																			
雄物川水系	太平川	(略)																																																																																																			
	旭川	(略)																																																																																																			
	草生津川	(略)																																																																																																			
	横手川 (県管理区間)	(略)																																																																																																			
	新城川	(略)																																																																																																			
	岩見川	(略)																																																																																																			
	丸子川 (県管理区間)	(略)																																																																																																			
	福部内川	(略)																																																																																																			
	斉内川	(略)																																																																																																			
	窪堰川	(略)																																																																																																			
	川口川	(略)																																																																																																			
	矢島川	(略)																																																																																																			
	玉川 (県管理区間)	(略)																																																																																																			
	桧木内川	(略)																																																																																																			
	役内川	(略)																																																																																																			
	猿田川	(略)																																																																																																			
	入見内川	(略)																																																																																																			
米代川水系	上溝川	令和4年7月1日																																																																																																			
	雄物川	令和4年7月1日																																																																																																			
	長木川	(略)																																																																																																			
	福士川	(略)																																																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																												
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																													
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																													
39 85	<table border="1"> <tr><td rowspan="13"></td><td>大湯川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>下内川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>米代川 (県管理区間)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小坂川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>藤琴川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>阿仁川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小阿仁川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小猿部川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>綴子川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>熊沢川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>犀川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>馬場目川水系 三種川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>馬場目川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>白雪川水系 白雪川</td><td>(略)</td></tr> </table>		大湯川	(略)	下内川	(略)	米代川 (県管理区間)	(略)	小坂川	(略)	藤琴川	(略)	阿仁川	(略)	小阿仁川	(略)	小猿部川	(略)	綴子川	(略)	熊沢川	(略)	犀川	(略)	馬場目川水系 三種川	(略)	馬場目川	(略)	白雪川水系 白雪川	(略)	<table border="1"> <tr><td rowspan="13"></td><td>大湯川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>下内川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>米代川 (県管理区間)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小坂川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>藤琴川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>阿仁川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小阿仁川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小猿部川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>綴子川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>熊沢川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>犀川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>檜山川</td><td>令和4年7月1日</td></tr> <tr><td>馬場目川水系 三種川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>馬場目川</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>白雪川水系 白雪川</td><td>(略)</td></tr> </table>		大湯川	(略)	下内川	(略)	米代川 (県管理区間)	(略)	小坂川	(略)	藤琴川	(略)	阿仁川	(略)	小阿仁川	(略)	小猿部川	(略)	綴子川	(略)	熊沢川	(略)	犀川	(略)	檜山川	令和4年7月1日	馬場目川水系 三種川	(略)	馬場目川	(略)	白雪川水系 白雪川	(略)	所要の修正
	大湯川		(略)																																																												
	下内川		(略)																																																												
	米代川 (県管理区間)		(略)																																																												
	小坂川		(略)																																																												
	藤琴川		(略)																																																												
	阿仁川		(略)																																																												
	小阿仁川		(略)																																																												
	小猿部川		(略)																																																												
	綴子川		(略)																																																												
	熊沢川		(略)																																																												
	犀川		(略)																																																												
	馬場目川水系 三種川		(略)																																																												
	馬場目川	(略)																																																													
白雪川水系 白雪川	(略)																																																														
	大湯川	(略)																																																													
	下内川	(略)																																																													
	米代川 (県管理区間)	(略)																																																													
	小坂川	(略)																																																													
	藤琴川	(略)																																																													
	阿仁川	(略)																																																													
	小阿仁川	(略)																																																													
	小猿部川	(略)																																																													
	綴子川	(略)																																																													
	熊沢川	(略)																																																													
	犀川	(略)																																																													
	檜山川	令和4年7月1日																																																													
	馬場目川水系 三種川	(略)																																																													
馬場目川	(略)																																																														
白雪川水系 白雪川	(略)																																																														
40 86	<p>第5 発令基準の設定等</p> <p>1 洪水等に対する発令基準</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。</p> <p>それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 発令基準の設定等</p> <p>1 洪水等に対する発令基準</p> <p>市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)等、水位周知下水道については、雨量情報、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。</p> <p>それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル(洪水警報等の危険度分布)等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(略)</p>	所要の修正																																																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																	
41 87	<p>第10 河川の概況 (略)</p> <p>1 河川改修事業の推進 令和3年3月末時点で、要築堤延長に対する整備率は47.6%である。</p> <p>(令和3年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 河川別</th> <th>河川数</th> <th>流路延長 (km)</th> <th>要改修延長 (築堤延 (km)</th> <th>改修済延長 (築堤延 (km)</th> <th>改修率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級河川</td> <td>309</td> <td>2,743.1</td> <td>1,862.6</td> <td>956.3</td> <td>51.3</td> </tr> <tr> <td>2級河川</td> <td>51</td> <td>451.3</td> <td>380.8</td> <td>110.5</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>360</td> <td>3,194.4</td> <td>2,243.4</td> <td>1,066.8</td> <td>47.6</td> </tr> </tbody> </table>	区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延 (km)	改修済延長 (築堤延 (km)	改修率 (%)	1級河川	309	2,743.1	1,862.6	956.3	51.3	2級河川	51	451.3	380.8	110.5	29.0	計	360	3,194.4	2,243.4	1,066.8	47.6	<p>第10 河川の概況 (略)</p> <p>1 河川改修事業の推進 令和4年3月末時点で、要築堤延長に対する整備率は47.7%である。</p> <p>(令和4年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 河川別</th> <th>河川数</th> <th>流路延長 (km)</th> <th>要改修延長 (築堤延 (km)</th> <th>改修済延長 (築堤延 (km)</th> <th>改修率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級河川</td> <td>309</td> <td>2,743.1</td> <td>1,862.6</td> <td>959.9</td> <td>51.5</td> </tr> <tr> <td>2級河川</td> <td>51</td> <td>451.3</td> <td>380.8</td> <td>110.8</td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>360</td> <td>3,194.4</td> <td>2,243.4</td> <td>1,070.7</td> <td>47.7</td> </tr> </tbody> </table>	区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延 (km)	改修済延長 (築堤延 (km)	改修率 (%)	1級河川	309	2,743.1	1,862.6	959.9	51.5	2級河川	51	451.3	380.8	110.8	29.1	計	360	3,194.4	2,243.4	1,070.7	47.7	所要の修正
区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延 (km)	改修済延長 (築堤延 (km)	改修率 (%)																																														
1級河川	309	2,743.1	1,862.6	956.3	51.3																																														
2級河川	51	451.3	380.8	110.5	29.0																																														
計	360	3,194.4	2,243.4	1,066.8	47.6																																														
区分 河川別	河川数	流路延長 (km)	要改修延長 (築堤延 (km)	改修済延長 (築堤延 (km)	改修率 (%)																																														
1級河川	309	2,743.1	1,862.6	959.9	51.5																																														
2級河川	51	451.3	380.8	110.8	29.1																																														
計	360	3,194.4	2,243.4	1,070.7	47.7																																														
42 88	<p>2 改修中の河川 (略)</p> <p>(令和3年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>新波川</td> </tr> <tr> <td>大規模特定河川事業</td> <td>新城川ほか4河川</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>下内川ほか8河川</td> </tr> <tr> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>旭川ほか3河川</td> </tr> <tr> <td>総合流域防災事業</td> <td>富士川ほか1河川</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	河川名	床上浸水対策特別緊急事業	新波川	大規模特定河川事業	新城川ほか4河川	広域河川改修事業	下内川ほか8河川	流域治水対策河川事業	旭川ほか3河川	総合流域防災事業	富士川ほか1河川	<p>2 改修中の河川 (略)</p> <p>(令和4年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水対策特別緊急事業</td> <td>新波川</td> </tr> <tr> <td>大規模特定河川事業</td> <td>新城川ほか5河川</td> </tr> <tr> <td>広域河川改修事業</td> <td>三種川ほか5河川</td> </tr> <tr> <td>流域治水対策河川事業</td> <td>玉川ほか4河川</td> </tr> <tr> <td>総合流域防災事業</td> <td>土貫川</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	河川名	床上浸水対策特別緊急事業	新波川	大規模特定河川事業	新城川ほか5河川	広域河川改修事業	三種川ほか5河川	流域治水対策河川事業	玉川ほか4河川	総合流域防災事業	土貫川	所要の修正																								
事業名	河川名																																																		
床上浸水対策特別緊急事業	新波川																																																		
大規模特定河川事業	新城川ほか4河川																																																		
広域河川改修事業	下内川ほか8河川																																																		
流域治水対策河川事業	旭川ほか3河川																																																		
総合流域防災事業	富士川ほか1河川																																																		
事業名	河川名																																																		
床上浸水対策特別緊急事業	新波川																																																		
大規模特定河川事業	新城川ほか5河川																																																		
広域河川改修事業	三種川ほか5河川																																																		
流域治水対策河川事業	玉川ほか4河川																																																		
総合流域防災事業	土貫川																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																										
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																											
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																											
43	88																												
	<p>第11 ダムの概況 (略) 【ダムの整備現状】(令和3年4月現在) 図(略)</p>	<p>第11 ダムの概況 (略) 【ダムの整備現状】(令和4年4月現在) 図(略)</p>	所要の修正																										
44	89																												
	<p>第12 農業用ため池の概況 県内における農業用ため池は2,659箇所確認されており、その多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているため池も見られる。</p> <p>【農業用ため池の整備現状】 (令和3年4月現在、単位：箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ため池総数()</th> <th rowspan="2">のうち、防災重点農業 用ため池</th> <th colspan="3">の整備状況</th> </tr> <tr> <th>整備済</th> <th>整備中</th> <th>整備予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,659</td> <td>1,018</td> <td>50</td> <td>27</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	ため池総数()	のうち、防災重点農業 用ため池	の整備状況			整備済	整備中	整備予定	2,659	1,018	50	27	49	<p>第12 農業用ため池の概況 県内における農業用ため池は2,672箇所確認されており、その多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているため池も見られる。</p> <p>【農業用ため池の整備現状】 (令和4年4月現在、単位：箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ため池総数()</th> <th rowspan="2">のうち、防災重点農業 用ため池</th> <th colspan="3">の整備状況</th> </tr> <tr> <th>整備済</th> <th>整備中</th> <th>整備予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,672</td> <td>1,049</td> <td>53</td> <td>24</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	ため池総数()	のうち、防災重点農業 用ため池	の整備状況			整備済	整備中	整備予定	2,672	1,049	53	24	49	所要の修正
ため池総数()	のうち、防災重点農業 用ため池			の整備状況																									
		整備済	整備中	整備予定																									
2,659	1,018	50	27	49																									
ため池総数()	のうち、防災重点農業 用ため池	の整備状況																											
		整備済	整備中	整備予定																									
2,672	1,049	53	24	49																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																				
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																					
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																					
45	<p>第10節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画</p> <p>第2 海岸保全施設</p> <p>1 整備概況</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(令和3年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管省庁</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理総延長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保全区域延長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備済延長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	所管省庁	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	延長				管理総延長	(略)	(略)	(略)	保全区域延長	(略)	(略)	(略)	整備済延長	(略)	(略)	(略)	<p>第10節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画</p> <p>第2 海岸保全施設</p> <p>1 整備概況</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(令和4年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管省庁</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理総延長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保全区域延長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備済延長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	所管省庁	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	延長				管理総延長	(略)	(略)	(略)	保全区域延長	(略)	(略)	(略)	整備済延長	(略)	(略)	(略)	所要の修正								
所管省庁	国土交通省		水産庁所管																																																				
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																																					
延長																																																							
管理総延長	(略)	(略)	(略)																																																				
保全区域延長	(略)	(略)	(略)																																																				
整備済延長	(略)	(略)	(略)																																																				
所管省庁	国土交通省		水産庁所管																																																				
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																																					
延長																																																							
管理総延長	(略)	(略)	(略)																																																				
保全区域延長	(略)	(略)	(略)																																																				
整備済延長	(略)	(略)	(略)																																																				
46	<p>2 対策事業</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(令和3年9月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管省庁</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮対策事業 (津波)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>仁賀保海岸 男鹿海岸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管省庁	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	事業名				高潮対策事業 (津波)	(略)	(略)	(略)	侵食対策事業	(略)	(略)		海岸環境整備事業	(略)	(略)		老朽化対策事業	仁賀保海岸 男鹿海岸			<p>2 対策事業</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管省庁</th> <th colspan="2">国土交通省</th> <th rowspan="2">水産庁所管</th> </tr> <tr> <th>水管理・国土保全局所管</th> <th>港湾局所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高潮対策事業 (津波)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>男鹿海岸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管省庁	国土交通省		水産庁所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管	事業名				高潮対策事業 (津波)	(略)	(略)	(略)	侵食対策事業	(略)	(略)		海岸環境整備事業	(略)	(略)		老朽化対策事業	男鹿海岸			所要の修正
所管省庁	国土交通省		水産庁所管																																																				
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																																					
事業名																																																							
高潮対策事業 (津波)	(略)	(略)	(略)																																																				
侵食対策事業	(略)	(略)																																																					
海岸環境整備事業	(略)	(略)																																																					
老朽化対策事業	仁賀保海岸 男鹿海岸																																																						
所管省庁	国土交通省		水産庁所管																																																				
	水管理・国土保全局所管	港湾局所管																																																					
事業名																																																							
高潮対策事業 (津波)	(略)	(略)	(略)																																																				
侵食対策事業	(略)	(略)																																																					
海岸環境整備事業	(略)	(略)																																																					
老朽化対策事業	男鹿海岸																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																		
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																			
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																			
47 96	<p>第12節 危険物施設等災害予防計画 第2 危険物施設 概況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">現況</td> <td colspan="6">消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造所等施設の状況は次のとおりである。 (令和2年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>製造所</td> <td>貯蔵所</td> <td>取扱所</td> <td>計</td> <td>事業所数</td> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>8</td> <td>4,118</td> <td>1,711</td> <td>5,837</td> <td>2,332</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">(令和2年：秋田県消防防災年報)</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </table>	現況	消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造所等施設の状況は次のとおりである。 (令和2年3月現在)						区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数	施設数	8	4,118	1,711	5,837	2,332	(令和2年：秋田県消防防災年報)							対策	(略)						<p>第12節 危険物施設等災害予防計画 第2 危険物施設 概況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">現況</td> <td colspan="6">消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造所等施設の状況は次のとおりである。 (令和3年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>製造所</td> <td>貯蔵所</td> <td>取扱所</td> <td>計</td> <td>事業所数</td> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>8</td> <td>4,087</td> <td>1,682</td> <td>5,777</td> <td>2,287</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: right;">(令和3年：秋田県消防防災年報)</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </table>	現況	消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造所等施設の状況は次のとおりである。 (令和3年3月現在)						区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数	施設数	8	4,087	1,682	5,777	2,287	(令和3年：秋田県消防防災年報)							対策	(略)						所要の修正
現況	消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造所等施設の状況は次のとおりである。 (令和2年3月現在)																																																																				
	区分		製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数																																																														
	施設数	8	4,118	1,711	5,837	2,332																																																															
(令和2年：秋田県消防防災年報)																																																																					
対策	(略)																																																																				
現況	消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造所等施設の状況は次のとおりである。 (令和3年3月現在)																																																																				
	区分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数																																																															
	施設数	8	4,087	1,682	5,777	2,287																																																															
(令和3年：秋田県消防防災年報)																																																																					
対策	(略)																																																																				
48 97	<p>1 火薬類</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">現況</td> <td>県内の火薬類製造施設 ... 10か所 (令和3年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>火薬庫 ... 94棟 (令和3年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の火薬類製造施設 ... 10か所 (令和3年3月31日現在)	火薬庫 ... 94棟 (令和3年3月31日現在)	これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。		対策	(略)	<p>1 火薬類</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">現況</td> <td>県内の火薬類製造施設 ... 10か所 (令和4年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>火薬庫 ... 96棟 (令和4年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の火薬類製造施設 ... 10か所 (令和4年3月31日現在)	火薬庫 ... 96棟 (令和4年3月31日現在)	これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。		対策	(略)	所要の修正																																																				
現況	県内の火薬類製造施設 ... 10か所 (令和3年3月31日現在)																																																																				
	火薬庫 ... 94棟 (令和3年3月31日現在)																																																																				
これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。																																																																					
対策	(略)																																																																				
現況	県内の火薬類製造施設 ... 10か所 (令和4年3月31日現在)																																																																				
	火薬庫 ... 96棟 (令和4年3月31日現在)																																																																				
これら施設の保安距離は十分に確保されている。 各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分達成している。																																																																					
対策	(略)																																																																				
49 97	<p>2 高圧ガス</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">現況</td> <td>県内の高圧ガス製造所 ... 115か所 (令和3年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>貯蔵所 ... 49か所 (令和3年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>取り扱い刀人は、酸素、窒素、水素、灰酸刀人、特殊高圧刀人など多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の高圧ガス製造所 ... 115か所 (令和3年3月31日現在)	貯蔵所 ... 49か所 (令和3年3月31日現在)	取り扱い刀人は、酸素、窒素、水素、灰酸刀人、特殊高圧刀人など多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。	対策	(略)	<p>2 高圧ガス</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">現況</td> <td>県内の高圧ガス製造所 ... 105か所 (令和4年9月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>貯蔵所 ... 50か所 (令和4年9月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>取り扱い刀人は、酸素、窒素、水素、灰酸刀人、特殊高圧刀人など多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。</td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	現況	県内の高圧ガス製造所 ... 105か所 (令和4年9月1日現在)	貯蔵所 ... 50か所 (令和4年9月1日現在)	取り扱い刀人は、酸素、窒素、水素、灰酸刀人、特殊高圧刀人など多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。	対策	(略)	所要の修正																																																						
現況	県内の高圧ガス製造所 ... 115か所 (令和3年3月31日現在)																																																																				
	貯蔵所 ... 49か所 (令和3年3月31日現在)																																																																				
	取り扱い刀人は、酸素、窒素、水素、灰酸刀人、特殊高圧刀人など多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。																																																																				
対策	(略)																																																																				
現況	県内の高圧ガス製造所 ... 105か所 (令和4年9月1日現在)																																																																				
	貯蔵所 ... 50か所 (令和4年9月1日現在)																																																																				
	取り扱い刀人は、酸素、窒素、水素、灰酸刀人、特殊高圧刀人など多種類である。 これらの事業所では、関係法律に基づき、必要な保安措置が講じられている。																																																																				
対策	(略)																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																						
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																							
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																							
50 99	<p>4 LPガス</p> <p>県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (令和3年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事業所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填所(オートガススタンド)</td> <td>27(10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費プラント</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートガススタンド専用</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容器検査所専用</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>52</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>販売事業所</td> <td>240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用世帯数</td> <td>約271,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>対策 (略)</p>	名称	事業所数	備考	充填所(オートガススタンド)	27(10)		消費プラント	6		オートガススタンド専用	3		容器検査所専用	1		移動式	15		計	52		販売事業所	240		利用世帯数	約271,000		<p>4 LPガス</p> <p>県内におけるLPガス製造所、販売事業所、利用世帯数は次のとおりである。 (令和4年9月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事業所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填所(オートガススタンド)</td> <td>26(10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費プラント</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートガススタンド専用</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容器検査所専用</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動式</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>販売事業所</td> <td>231</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用世帯数</td> <td>約238,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>対策 (略)</p>	名称	事業所数	備考	充填所(オートガススタンド)	26(10)		消費プラント	5		オートガススタンド専用	1		容器検査所専用	1		移動式	15		計	48		販売事業所	231		利用世帯数	約238,000		所要の修正
名称	事業所数	備考																																																							
充填所(オートガススタンド)	27(10)																																																								
消費プラント	6																																																								
オートガススタンド専用	3																																																								
容器検査所専用	1																																																								
移動式	15																																																								
計	52																																																								
販売事業所	240																																																								
利用世帯数	約271,000																																																								
名称	事業所数	備考																																																							
充填所(オートガススタンド)	26(10)																																																								
消費プラント	5																																																								
オートガススタンド専用	1																																																								
容器検査所専用	1																																																								
移動式	15																																																								
計	48																																																								
販売事業所	231																																																								
利用世帯数	約238,000																																																								
51 100	<p>5 毒物・劇物</p> <p>県内の施設等は次のとおりである。 (令和3年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種・施設等</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物、劇物製造業</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td>707</td> </tr> <tr> <td>電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策 (略)</p>	業種・施設等	箇所数	毒物、劇物製造業	11	販売業	707	電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	13	<p>5 毒物・劇物</p> <p>県内の施設等は次のとおりである。 (令和4年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種・施設等</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物、劇物製造業</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td>695</td> </tr> <tr> <td>電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策 (略)</p>	業種・施設等	箇所数	毒物、劇物製造業	11	販売業	695	電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	13	所要の修正																																						
業種・施設等	箇所数																																																								
毒物、劇物製造業	11																																																								
販売業	707																																																								
電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	13																																																								
業種・施設等	箇所数																																																								
毒物、劇物製造業	11																																																								
販売業	695																																																								
電気メッキ事業所等届出を要する業務上の取扱施設	13																																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																										
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																											
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																																																																											
52 103	<p>第14節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。</p>	<p>第14節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 計画の方針 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、<u>水害リスクを踏まえた防災まちづくりに向け</u>、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、<u>これらの評価を踏まえ</u>、防災・減災目標を設定するよう努める。</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映																																																																																																																																																										
53 103	<p>第2 地すべり</p> <p>1 発生多発地域 (略)</p> <p>これらの地域を中心に598か所の危険区域があり、うち194か所が防止区域に指定され、166か所が概成し、13か所が工事中で所管別の状況は次のとおりである。 (略)</p> <p>【地すべり危険箇所数一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">林 野 庁</th> <th>国土交通省</th> <th>農林水産省</th> <th rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>国有林</th> <th>民有林</th> <th>県建設部</th> <th>県農林水産部</th> </tr> <tr> <th>森林管理局 (R3.3現在)</th> <th>県農林水産部 (R3.3現在)</th> <th>(R3.3現在)</th> <th>(R3.3現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 箇所数</td> <td>19</td> <td>250</td> <td>262</td> <td>67</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td>現 面積 (ha)</td> <td>269.0</td> <td>11,413.0</td> <td>13,616.8</td> <td>4,092.1</td> <td>29,390.9</td> </tr> <tr> <td>現 保全対象人家</td> <td>137</td> <td>3,054</td> <td>8,532</td> <td>266</td> <td>11,989</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分 指 定 未 指 定 区 区</td> <td rowspan="4">指 定</td> <td>概 成</td> <td>-</td> <td>73</td> <td>67</td> <td>26</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>工 中</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>未 成</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>-</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td>79</td> <td>84</td> <td>31</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未 指 定</td> <td>着 工</td> <td>18</td> <td>36</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>未 着 工</td> <td>1</td> <td>135</td> <td>178</td> <td>36</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>171</td> <td>178</td> <td>36</td> <td>404</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計	国有林	民有林	県建設部	県農林水産部	森林管理局 (R3.3現在)	県農林水産部 (R3.3現在)	(R3.3現在)	(R3.3現在)	現 箇所数	19	250	262	67	598	現 面積 (ha)	269.0	11,413.0	13,616.8	4,092.1	29,390.9	現 保全対象人家	137	3,054	8,532	266	11,989	分 指 定 未 指 定 区 区	指 定	概 成	-	73	67	26	166	工 中	-	4	4	5	13	未 成	-	2	13	-	15	計	-	79	84	31	194	未 指 定	着 工	18	36	-	-	54	未 着 工	1	135	178	36	350	計	19	171	178	36	404	<p>第2 地すべり</p> <p>1 発生多発地域 (略)</p> <p>これらの地域を中心に598か所の危険区域があり、うち193か所が防止区域に指定され、166か所が概成し、12か所が工事中で所管別の状況は次のとおりである。 (略)</p> <p>【地すべり危険箇所数一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">林 野 庁</th> <th>国土交通省</th> <th>農林水産省</th> <th rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>国有林</th> <th>民有林</th> <th>県建設部</th> <th>県農林水産部</th> </tr> <tr> <th>森林管理局 (R4.3現在)</th> <th>県農林水産部 (R4.3現在)</th> <th>(R4.3現在)</th> <th>(R4.3現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 箇所数</td> <td>19</td> <td>250</td> <td>262</td> <td>67</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td>現 面積 (ha)</td> <td>269.0</td> <td>11,413.0</td> <td>13,616.8</td> <td>4,092.1</td> <td>29,390.9</td> </tr> <tr> <td>現 保全対象人家</td> <td>137</td> <td>3,054</td> <td>8,532</td> <td>266</td> <td>11,989</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分 指 定 未 指 定 区 区</td> <td rowspan="4">指 定</td> <td>概 成</td> <td>-</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>27</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>工 中</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>未 成</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>-</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td>78</td> <td>84</td> <td>31</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">未 指 定</td> <td>着 工</td> <td>18</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>未 着 工</td> <td>1</td> <td>137</td> <td>178</td> <td>36</td> <td>352</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>172</td> <td>178</td> <td>36</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計	国有林	民有林	県建設部	県農林水産部	森林管理局 (R4.3現在)	県農林水産部 (R4.3現在)	(R4.3現在)	(R4.3現在)	現 箇所数	19	250	262	67	598	現 面積 (ha)	269.0	11,413.0	13,616.8	4,092.1	29,390.9	現 保全対象人家	137	3,054	8,532	266	11,989	分 指 定 未 指 定 区 区	指 定	概 成	-	72	67	27	166	工 中	-	4	4	4	12	未 成	-	2	13	-	15	計	-	78	84	31	193	未 指 定	着 工	18	35	-	-	53	未 着 工	1	137	178	36	352	計	19	172	178	36	405	所要の修正
	林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計																																																																																																																																																								
	国有林		民有林	県建設部		県農林水産部																																																																																																																																																							
	森林管理局 (R3.3現在)	県農林水産部 (R3.3現在)	(R3.3現在)	(R3.3現在)																																																																																																																																																									
現 箇所数	19	250	262	67	598																																																																																																																																																								
現 面積 (ha)	269.0	11,413.0	13,616.8	4,092.1	29,390.9																																																																																																																																																								
現 保全対象人家	137	3,054	8,532	266	11,989																																																																																																																																																								
分 指 定 未 指 定 区 区	指 定	概 成	-	73	67	26	166																																																																																																																																																						
		工 中	-	4	4	5	13																																																																																																																																																						
		未 成	-	2	13	-	15																																																																																																																																																						
		計	-	79	84	31	194																																																																																																																																																						
	未 指 定	着 工	18	36	-	-	54																																																																																																																																																						
未 着 工		1	135	178	36	350																																																																																																																																																							
計		19	171	178	36	404																																																																																																																																																							
	林 野 庁		国土交通省	農林水産省	計																																																																																																																																																								
	国有林	民有林	県建設部	県農林水産部																																																																																																																																																									
	森林管理局 (R4.3現在)	県農林水産部 (R4.3現在)	(R4.3現在)	(R4.3現在)																																																																																																																																																									
現 箇所数	19	250	262	67	598																																																																																																																																																								
現 面積 (ha)	269.0	11,413.0	13,616.8	4,092.1	29,390.9																																																																																																																																																								
現 保全対象人家	137	3,054	8,532	266	11,989																																																																																																																																																								
分 指 定 未 指 定 区 区	指 定	概 成	-	72	67	27	166																																																																																																																																																						
		工 中	-	4	4	4	12																																																																																																																																																						
		未 成	-	2	13	-	15																																																																																																																																																						
		計	-	78	84	31	193																																																																																																																																																						
	未 指 定	着 工	18	35	-	-	53																																																																																																																																																						
未 着 工		1	137	178	36	352																																																																																																																																																							
計		19	172	178	36	405																																																																																																																																																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																						
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																							
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																							
54	104	104	所要の修正																						
	<p>2 対象事業の推進</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">森林管理局関係</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県農林水産部関係</td> <td>農村振興局所管</td> <td>現在施工中の5か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の171か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県建設部関係</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	森林管理局関係		(略)	県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の5か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。	林野庁所管	現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の171か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。	県建設部関係		(略)	<p>2 対象事業の推進</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">森林管理局関係</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県農林水産部関係</td> <td>農村振興局所管</td> <td>現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県建設部関係</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	森林管理局関係		(略)	県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。	林野庁所管	現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。	県建設部関係		(略)	
森林管理局関係		(略)																							
県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の5か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。																							
	林野庁所管	現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の171か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。																							
県建設部関係		(略)																							
森林管理局関係		(略)																							
県農林水産部関係	農村振興局所管	現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未指定の36か所についても緊急を要する場合は順次防止対策を実施する。																							
	林野庁所管	現在施工中の4か所については早期概成に努めるとともに、未成の早期着工を図る。また未指定の172か所及び突発的に発生するその他の地すべり箇所についても地区を選定し、防止対策を実施する。																							
県建設部関係		(略)																							
55	104	104	所要の修正																						
	<p>第3 急傾斜地</p> <p>1 危険箇所の概況</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度が30度以上、かつ、高さ5m以上の急傾斜地を対象とし、被害想定区域内の人家戸数等の以下要件により急傾斜地崩壊危険箇所()及び()に分類している。</p> <p>このうち、急傾斜地崩壊危険箇所()における令和3年3月現在の危険箇所数は1,318か所であり、うち469か所の対策工事が完了している。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 急傾斜地</p> <p>1 危険箇所の概況</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所は、傾斜度が30度以上、かつ、高さ5m以上の急傾斜地を対象とし、被害想定区域内の人家戸数等の以下要件により急傾斜地崩壊危険箇所()及び()に分類している。</p> <p>(略)</p>																							
56	105	105	所要の修正																						
	<p>第4 土石流</p> <p>1 危険箇所の概況</p> <p>土石流危険渓流は、渓床勾配が3度以上の渓流を対象とし、保全人家戸数等の以下要件により土石流危険渓流()及び()に分類している。</p> <p>このうち、土石流危険渓流()における令和3年3月現在の危険渓流数は1,692渓流であり、うち290渓流は対策工事が完了している。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 土石流</p> <p>1 危険箇所の概況</p> <p>土石流危険渓流は、渓床勾配が2度以上の渓流を対象とし、保全人家戸数等の以下要件により土石流危険渓流()及び()に分類している。</p> <p>(略)</p>																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																						
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																							
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																							
57 105	<p>第5 山地 1 山地の概況 (略) 【山地災害危険地区の現状】 (令和3年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">危険地区数</th> <th colspan="3">着 工 地 区 数</th> <th rowspan="2">未着工地区数</th> </tr> <tr> <th>概成地区</th> <th>未成地区</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 有 林</td> <td>346</td> <td>62</td> <td>184</td> <td>246</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>民 有 林</td> <td>7,591</td> <td>1,922</td> <td>137</td> <td>2,059</td> <td>5,532</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,937</td> <td>1,984</td> <td>323</td> <td>2,307</td> <td>5,630</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数	概成地区	未成地区	小計	国 有 林	346	62	184	246	100	民 有 林	7,591	1,922	137	2,059	5,532	計	7,937	1,984	323	2,307	5,630	<p>第5 山地 1 山地の概況 (略) 【山地災害危険地区の現状】 (令和4年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">危険地区数</th> <th colspan="3">着 工 地 区 数</th> <th rowspan="2">未着工地区数</th> </tr> <tr> <th>概成地区</th> <th>未成地区</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 有 林</td> <td>346</td> <td>62</td> <td>184</td> <td>246</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>民 有 林</td> <td>7,594</td> <td>1,930</td> <td>147</td> <td>2,077</td> <td>5,517</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,940</td> <td>1,992</td> <td>331</td> <td>2,323</td> <td>5,617</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数	概成地区	未成地区	小計	国 有 林	346	62	184	246	100	民 有 林	7,594	1,930	147	2,077	5,517	計	7,940	1,992	331	2,323	5,617	所要の修正
区 分	危険地区数			着 工 地 区 数				未着工地区数																																																	
		概成地区	未成地区	小計																																																					
国 有 林	346	62	184	246	100																																																				
民 有 林	7,591	1,922	137	2,059	5,532																																																				
計	7,937	1,984	323	2,307	5,630																																																				
区 分	危険地区数	着 工 地 区 数			未着工地区数																																																				
		概成地区	未成地区	小計																																																					
国 有 林	346	62	184	246	100																																																				
民 有 林	7,594	1,930	147	2,077	5,517																																																				
計	7,940	1,992	331	2,323	5,617																																																				
58 107	<p>第6 土砂災害警戒情報 4 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有 土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市町村、消防及び関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。 さらに、降雨量、土砂災害危険度情報をインターネットなどにより、市町村及び住民に広く提供する。また、前兆現象の通報については住民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。 土砂災害危険箇所マップ、大雨情報(土砂災害)の危険度分布 (http://sabomap.pref.akita.lg.jp)</p>	<p>第6 土砂災害警戒情報 4 土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有 土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市町村、消防及び関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。 さらに、降雨量、土砂災害危険度情報をインターネットなどにより、市町村及び住民に広く提供する。また、前兆現象の通報については住民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。 土砂災害危険箇所マップ、大雨警戒(土砂災害)の危険度分布 (http://sabomap.pref.akita.lg.jp)</p>	所要の修正																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
59 110	<p>第10 重点的な土砂災害対策</p> <p>2 総合的な山地災害対策</p> <p>山地災害危険地区、<u>地すべり危険箇所</u>等における<u>山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u></p> <p>特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム</u>の設置や<u>間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u>また、<u>脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山</u>対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。</p>	<p>第10 重点的な土砂災害対策</p> <p>2 総合的な山地災害対策</p> <p>山地災害危険地区等における<u>治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。</u></p> <p>特に、<u>尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等</u>を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。</p>	<p>防災基本計画 (R4.6修正) の反映</p>
60 110	<p>(新設)</p>	<p><u>第11 盛土による災害防止に向けた対応</u></p> <p><u>県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、助言や支援を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画 (R4.6修正) の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																					
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																					
61 112	<p>第15節 公共施設災害予防計画</p> <p>第3 水道</p> <p>1 施設の概況</p> <p>水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対して脆弱である。水道事業等は308箇所^人で給水人口は約88万人である</p> <p style="text-align: center;">【水道事業等の現状】</p> <p style="text-align: right;">(令和2年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> <th>専用水道</th> <th>小規模水道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>22</td> <td>105</td> <td>92</td> <td>89</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>805,353</td> <td>68,187</td> <td>3,295</td> <td>3,900</td> <td>880,735</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計	箇所数	22	105	92	89	308	給水人口	805,353	68,187	3,295	3,900	880,735	<p>第15節 公共施設災害予防計画</p> <p>第3 水道</p> <p>1 施設の概況</p> <p>水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対して脆弱である。水道事業等は304箇所^人で給水人口は約87万人である</p> <p style="text-align: center;">【水道事業等の現状】</p> <p style="text-align: right;">(令和3年3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> <th>専用水道</th> <th>小規模水道</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>22</td> <td>105</td> <td>88</td> <td>89</td> <td>304</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>795,608</td> <td>66,126</td> <td>3,251</td> <td>3,770</td> <td>868,755</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計	箇所数	22	105	88	89	304	給水人口	795,608	66,126	3,251	3,770	868,755	所要の修正
区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計																																		
箇所数	22	105	92	89	308																																		
給水人口	805,353	68,187	3,295	3,900	880,735																																		
区分	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	合計																																		
箇所数	22	105	88	89	304																																		
給水人口	795,608	66,126	3,251	3,770	868,755																																		
62 113	<p>第5 電力</p> <p>2 発電所の現状</p> <p style="text-align: right;">(令和3年10月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県</th> <th>東北電力(株)</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>火力発電所</td> </tr> <tr> <td>地熱発電所</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電所</td> </tr> <tr> <td>計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	県	東北電力(株)	その他	計	水力発電所	(略)	(略)	(略)	(略)	火力発電所	地熱発電所	風力発電所	太陽光発電所	バイオマス発電所	計	<p>第5 電力</p> <p>2 発電所の現状</p> <p style="text-align: right;">(令和3年12月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県</th> <th>東北電力(株)</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>火力発電所</td> </tr> <tr> <td>地熱発電所</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> </tr> <tr> <td>バイオマス発電所</td> </tr> <tr> <td>計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	県	東北電力(株)	その他	計	水力発電所	(略)	(略)	(略)	(略)	火力発電所	地熱発電所	風力発電所	太陽光発電所	バイオマス発電所	計	所要の修正				
区分	県	東北電力(株)	その他	計																																			
水力発電所	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
火力発電所																																							
地熱発電所																																							
風力発電所																																							
太陽光発電所																																							
バイオマス発電所																																							
計																																							
区分	県	東北電力(株)	その他	計																																			
水力発電所	(略)	(略)	(略)	(略)																																			
火力発電所																																							
地熱発電所																																							
風力発電所																																							
太陽光発電所																																							
バイオマス発電所																																							
計																																							

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由	
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策		
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画		
63	114	<p>第8 工業用水道</p> <p>1 施設の概況</p> <p>工業用水は、秋田湾地区・御所野地区工業地帯の企業28社に、日量156.886m3を供給している。</p> <p>工業用水道の管路総延長は36,460mで、安定供給のため、台風、洪水、雷害、塩害等の災害予防、施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制整備に努めている。</p>	<p>第8 工業用水道</p> <p>1 施設の概況</p> <p>工業用水は、秋田湾地区・御所野地区工業地帯の企業29社に、日量157.270m3を供給している。</p> <p>工業用水道の管路総延長は36,460mで、安定供給のため、台風、洪水、雷害、塩害等の災害予防、施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制整備に努めている。</p>	所要の修正
64	122	<p>第17節 雪害予防計画</p> <p>第6 民生対策</p> <p>4 住民への情報提供</p> <p>(1) 降雪前の広報活動</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 除排雪作業時の安全対策の周知</p> <p>県及び市町村は、広報紙やポスター、講習会等により、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法等など、安全な除排雪作業の普及を図る。</p> <p>オ（略）</p>	<p>第17節 雪害予防計画</p> <p>第6 民生対策</p> <p>4 住民への情報提供</p> <p>(1) 降雪前の広報活動</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 除排雪作業時の安全対策の周知</p> <p>県及び市町村は、広報紙やポスター、講習会等により、<u>既存住宅における命綱固定アンカーの設置</u>、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法等、安全な除排雪作業の普及を図る。</p> <p>オ（略）</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映
65	124	<p>第8 文教対策</p> <p>1 県教育委員会</p> <p>幼児・児童・生徒の安全と、学校施設及び社会教育施設の雪害防止を図るため、県教育委員会では次の事項を実施する。</p> <p>(1) 情報の収集と関係機関との連絡調整。</p> <p>(2) 県管理の文教施設の施設管理者に対する除排雪の指示。</p>	<p>第8 文教対策</p> <p>1 県教育委員会</p> <p>幼児児童生徒の安全と、学校施設及び社会教育施設の雪害防止を図るため、県教育委員会では次の事項を実施する。</p> <p>(1) 情報の収集と関係機関との連絡調整。</p> <p>(2) 県管理の文教施設の施設管理者に対する除排雪の指示。</p>	所要の修正
66	125	<p>第9 豪雪地帯対策基本計画の推進</p> <p>3 計画の期間</p> <p>計画の期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間である。</p>	<p>第9 豪雪地帯対策基本計画の推進</p> <p>3 計画の期間</p> <p>計画の期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間である。</p> <p><u>(次期計画は、令和5年10月に策定予定)</u></p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由													
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策														
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画														
67	125	<p>第10 その他</p> <p>県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</p>	<p>第10 その他</p> <p>県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。</p> <p style="color: red;">また、県及び市町村は、除排雪時の安全対策や除雪作業の省力化のため、克雪に係る技術の普及促進を図るものとする。</p>	防災基本計画（R4.6修正）の反映												
68	126	<p>第18節 農林漁業災害予防計画</p> <p>第4 農林漁業災害対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">水害対策</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">予防対策</td> <td> 1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 4 水害予防のための予防治山事業を実施する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後対策</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	水害対策		予防対策	1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、 水害防備 、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 4 水害予防のための予防治山事業を実施する。	事後対策	(略)	<p>第18節 農林漁業災害予防計画</p> <p>第4 農林漁業災害対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">水害対策</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">予防対策</td> <td> 1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水源かん養、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 4 水害予防のための予防治山事業を実施する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後対策</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	水害対策		予防対策	1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、 水源かん養 、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 4 水害予防のための予防治山事業を実施する。	事後対策	(略)	所要の修正
水害対策																
予防対策	1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、 水害防備 、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 4 水害予防のための予防治山事業を実施する。															
事後対策	(略)															
水害対策																
予防対策	1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 3 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、 水源かん養 、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 4 水害予防のための予防治山事業を実施する。															
事後対策	(略)															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																										
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																											
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																											
69 130	<p>第19節 危険物等大量流出災害予防計画 第2 設備、資機材の整備等 1 現況</p> <p>令和2年中における秋田港及び船川港の専用ドルフィンへの、タンカー入港隻数は503隻である。</p> <p>また、原油・揮発油・重油・LPG・化学薬品等の危険物の取扱量は154万klであり、その内訳は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 港名</th> <th colspan="5">専用ドルフィン(D/W)</th> <th rowspan="2">タンカー 入港隻数</th> <th rowspan="2">危険物 取扱量 (kl)</th> </tr> <tr> <th>10,001 ～</th> <th>5,001～ 10,000</th> <th>3,001～ 5,000</th> <th>2,001～ 3,000</th> <th>～2,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田港</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>462</td> <td>1,445,652</td> </tr> <tr> <td>船川港</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>41</td> <td>95,381</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>503</td> <td>1,541,033</td> </tr> </tbody> </table>	区分 港名	専用ドルフィン(D/W)					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 (kl)	10,001 ～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000	秋田港	2	4	1	4	1	462	1,445,652	船川港	1	1				41	95,381	計	3	5	1	4	1	503	1,541,033	<p>第19節 危険物等大量流出災害予防計画 第2 設備、資機材の整備等 1 現況</p> <p>令和3年中における秋田港及び船川港の専用ドルフィンへの、タンカー入港隻数は568隻である。</p> <p>また、原油・揮発油・重油・LPG・化学薬品等の危険物の取扱量は192万klであり、その内訳は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 港名</th> <th colspan="5">専用ドルフィン(D/W)</th> <th rowspan="2">タンカー 入港隻数</th> <th rowspan="2">危険物 取扱量 (kl)</th> </tr> <tr> <th>10,001 ～</th> <th>5,001～ 10,000</th> <th>3,001～ 5,000</th> <th>2,001～ 3,000</th> <th>～2,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田港</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>528</td> <td>1,623,636</td> </tr> <tr> <td>船川港</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40</td> <td>292,429</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>568</td> <td>1,916,065</td> </tr> </tbody> </table>	区分 港名	専用ドルフィン(D/W)					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 (kl)	10,001 ～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000	秋田港	2	4	1	4	1	528	1,623,636	船川港	1	1				40	292,429	計	3	5	1	4	1	568	1,916,065	所要の修正
区分 港名	専用ドルフィン(D/W)					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 (kl)																																																																						
	10,001 ～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000																																																																								
秋田港	2	4	1	4	1	462	1,445,652																																																																						
船川港	1	1				41	95,381																																																																						
計	3	5	1	4	1	503	1,541,033																																																																						
区分 港名	専用ドルフィン(D/W)					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 (kl)																																																																						
	10,001 ～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000																																																																								
秋田港	2	4	1	4	1	528	1,623,636																																																																						
船川港	1	1				40	292,429																																																																						
計	3	5	1	4	1	568	1,916,065																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																						
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																																																							
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画																																																																																																																																																																																							
70 132	<p>第20節 文化財災害予防計画</p> <p>第2 文化財の指定状況</p> <p>県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は540件で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。(略)</p>	<p>第20節 文化財災害予防計画</p> <p>第2 文化財の指定状況</p> <p>県内の文化財のうち、下表の指定種別の国・県指定文化財は542件で、無形民俗文化財を除く全てが台風や豪雨等により直接被災する可能性がある。(略)</p>	所要の修正																																																																																																																																																																																						
71 132	<p>【文化財指定等の状況】 (令和3年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>国 指 定</th> <th>県指定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">有形文化財</td> <td>建 造 物</td> <td>重 文 27</td> <td>25</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>絵 画</td> <td>重 文 4</td> <td>30</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>彫 刻</td> <td>重 文 1</td> <td>54</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工芸品</td> <td>国 宝</td> <td>1</td> <td rowspan="2">65</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>重 要</td> <td>重 文 1</td> </tr> <tr> <td>書籍・典籍</td> <td>重 文 1</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>古 文 書</td> <td></td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>考 古 資 料</td> <td>重 文 3</td> <td>58</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>歴 史 資 料</td> <td>重 文 1</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>無 形 文 化 財</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民 俗</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>重有民 6</td> <td>14</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>重無民 17</td> <td>47</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">記 念 物</td> <td rowspan="2">史 跡</td> <td>特別史跡</td> <td>1</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">53</td> </tr> <tr> <td>史 跡</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>名 勝</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>特別名勝及び天然記念物</td> <td>1</td> <td>0</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>名勝及び天然記念物</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天然記 念物</td> <td>特別天然記念物</td> <td>2</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>天 然 記 念 物</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>重要伝統的建造物群保存地区</td> <td></td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>110</td> <td>430</td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種 別		国 指 定	県指定	計	有形文化財	建 造 物	重 文 27	25	52	絵 画	重 文 4	30	34	彫 刻	重 文 1	54	55	工芸品	国 宝	1	65	67	重 要	重 文 1	書籍・典籍	重 文 1	17	18	古 文 書		15	15	考 古 資 料	重 文 3	58	61	歴 史 資 料	重 文 1	22	23	無 形 文 化 財		0	0	0	民 俗	有形民俗文化財	重有民 6	14	20	無形民俗文化財	重無民 17	47	64	記 念 物	史 跡	特別史跡	1	40	53	史 跡	12	名 勝	5	1	6	特別名勝及び天然記念物	1	0	3	名勝及び天然記念物	0	2	天然記 念物	特別天然記念物	2	40	67	天 然 記 念 物	25	重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2	合 計		110	430	540	<p>【文化財指定等の状況】 (令和4年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>国 指 定</th> <th>県指定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">有形文化財</td> <td>建 造 物</td> <td>重 文 27</td> <td>25</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>絵 画</td> <td>重 文 4</td> <td>31</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>彫 刻</td> <td>重 文 1</td> <td>54</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工芸品</td> <td>国 宝</td> <td>1</td> <td rowspan="2">65</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>重 要</td> <td>重 文 1</td> </tr> <tr> <td>書籍・典籍</td> <td>重 文 1</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>古 文 書</td> <td></td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>考 古 資 料</td> <td>重 文 3</td> <td>58</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>歴 史 資 料</td> <td>重 文 1</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>無 形 文 化 財</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民 俗</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>重有民 6</td> <td>14</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>重無民 17</td> <td>47</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">記 念 物</td> <td rowspan="2">史 跡</td> <td>特別史跡</td> <td>1</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">53</td> </tr> <tr> <td>史 跡</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>名 勝</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>特別名勝及び天然記念物</td> <td>1</td> <td>0</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>名勝及び天然記念物</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天然記 念物</td> <td>特別天然記念物</td> <td>2</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">67</td> </tr> <tr> <td>天 然 記 念 物</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>重要伝統的建造物群保存地区</td> <td></td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>110</td> <td>432</td> <td>542</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種 別		国 指 定	県指定	計	有形文化財	建 造 物	重 文 27	25	52	絵 画	重 文 4	31	35	彫 刻	重 文 1	54	55	工芸品	国 宝	1	65	67	重 要	重 文 1	書籍・典籍	重 文 1	18	19	古 文 書		15	15	考 古 資 料	重 文 3	58	61	歴 史 資 料	重 文 1	22	23	無 形 文 化 財		0	0	0	民 俗	有形民俗文化財	重有民 6	14	20	無形民俗文化財	重無民 17	47	64	記 念 物	史 跡	特別史跡	1	40	53	史 跡	12	名 勝	5	1	6	特別名勝及び天然記念物	1	0	3	名勝及び天然記念物	0	2	天然記 念物	特別天然記念物	2	40	67	天 然 記 念 物	25	重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2	合 計		110	432	542	所要の修正
種 別		国 指 定	県指定	計																																																																																																																																																																																					
有形文化財	建 造 物	重 文 27	25	52																																																																																																																																																																																					
	絵 画	重 文 4	30	34																																																																																																																																																																																					
	彫 刻	重 文 1	54	55																																																																																																																																																																																					
	工芸品	国 宝	1	65	67																																																																																																																																																																																				
		重 要	重 文 1																																																																																																																																																																																						
	書籍・典籍	重 文 1	17	18																																																																																																																																																																																					
	古 文 書		15	15																																																																																																																																																																																					
	考 古 資 料	重 文 3	58	61																																																																																																																																																																																					
	歴 史 資 料	重 文 1	22	23																																																																																																																																																																																					
無 形 文 化 財		0	0	0																																																																																																																																																																																					
民 俗	有形民俗文化財	重有民 6	14	20																																																																																																																																																																																					
	無形民俗文化財	重無民 17	47	64																																																																																																																																																																																					
記 念 物	史 跡	特別史跡	1	40	53																																																																																																																																																																																				
		史 跡	12																																																																																																																																																																																						
	名 勝	5	1	6																																																																																																																																																																																					
	特別名勝及び天然記念物	1	0	3																																																																																																																																																																																					
	名勝及び天然記念物	0	2																																																																																																																																																																																						
	天然記 念物	特別天然記念物	2	40	67																																																																																																																																																																																				
		天 然 記 念 物	25																																																																																																																																																																																						
重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2																																																																																																																																																																																					
合 計		110	430	540																																																																																																																																																																																					
種 別		国 指 定	県指定	計																																																																																																																																																																																					
有形文化財	建 造 物	重 文 27	25	52																																																																																																																																																																																					
	絵 画	重 文 4	31	35																																																																																																																																																																																					
	彫 刻	重 文 1	54	55																																																																																																																																																																																					
	工芸品	国 宝	1	65	67																																																																																																																																																																																				
		重 要	重 文 1																																																																																																																																																																																						
	書籍・典籍	重 文 1	18	19																																																																																																																																																																																					
	古 文 書		15	15																																																																																																																																																																																					
	考 古 資 料	重 文 3	58	61																																																																																																																																																																																					
	歴 史 資 料	重 文 1	22	23																																																																																																																																																																																					
無 形 文 化 財		0	0	0																																																																																																																																																																																					
民 俗	有形民俗文化財	重有民 6	14	20																																																																																																																																																																																					
	無形民俗文化財	重無民 17	47	64																																																																																																																																																																																					
記 念 物	史 跡	特別史跡	1	40	53																																																																																																																																																																																				
		史 跡	12																																																																																																																																																																																						
	名 勝	5	1	6																																																																																																																																																																																					
	特別名勝及び天然記念物	1	0	3																																																																																																																																																																																					
	名勝及び天然記念物	0	2																																																																																																																																																																																						
	天然記 念物	特別天然記念物	2	40	67																																																																																																																																																																																				
		天 然 記 念 物	25																																																																																																																																																																																						
重要伝統的建造物群保存地区		2	0	2																																																																																																																																																																																					
合 計		110	432	542																																																																																																																																																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
72 136	<p>第21節 特殊災害予防計画</p> <p>第2 海上災害</p> <p>1 秋田地方気象台</p> <p>秋田地方気象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報内容の改善、情報を迅速・的確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p>	<p>第21節 特殊災害予防計画</p> <p>第2 海上災害</p> <p>1 <u>仙台湾管区気象台（秋田地方気象台）</u></p> <p><u>仙台湾管区気象台（秋田地方気象台）</u>は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報内容の改善、情報を迅速・的確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p>	所要の修正
73 140	(新設)	<p><u>第7 原子力施設災害</u></p> <p><u>県及び保健所を設置する市は、国〔原子力規制委員会、内閣府〕の支援や、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行うこと、また、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価や推定を適切に行うため、必要な資機材（NaI(Tl)サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定など、被ばく線量の評価体制を整備するものとする。</u></p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
74 141	<p>第22節 廃棄物処理計画</p> <p>第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>2 県の役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p>	<p>第22節 廃棄物処理計画</p> <p>第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備</p> <p>2 県の役割</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映
75 145	<p>第23節 医療救護計画</p> <p>第3 災害時の医療提供体制</p> <p>4 保健医療活動チーム</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)</p> <p>(略)</p> <p>DPAT県調整本部の設置</p> <p>ア(略)</p> <p>イ DMAT 県調整本部には、秋田DPATの統括が指名する責任者を配置する。</p> <p>(略)</p>	<p>第23節 医療救護計画</p> <p>第3 災害時の医療提供体制</p> <p>4 保健医療活動チーム</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)</p> <p>(略)</p> <p>DPAT県調整本部の設置</p> <p>ア(略)</p> <p>イ DPAT 県調整本部には、秋田DPATの統括が指名する責任者を配置する。</p> <p>(略)</p>	所用の修正
76 155	<p>第25節 災害ボランティア活動支援計画</p> <p>第4 災害ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>さらに、県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともにそのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>第25節 災害ボランティア活動支援計画</p> <p>第4 災害ボランティアとの連携</p> <p>(略)</p> <p>さらに、県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
77 159	<p>第27節 大規模停電対策計画</p> <p>第1 <u>避難所、公共施設等への非常用電源の整備</u></p> <p>県、市町村及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源の用途及び容量 ・非常用電源を供給する機器の選定 ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新 	<p>第27節 大規模停電対策計画</p> <p>第1 非常用電源等の整備と燃料の確保</p> <p>県、市町村及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源の用途及び容量 ・非常用電源を供給する機器の選定 ・機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新 	所用の修正
78 159	<p>1 避難所</p> <p>市町村は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。</p> <p>県教育庁は、県立学校への太陽光発電設備の導入について、災害発生時に速やかな情報収集を行うことができるよう、避難所に指定されている学校を優先し整備を図る。</p>	<p>1 避難所</p> <p>市町村は、避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>県教育庁は、県立学校への太陽光発電設備の導入について、災害発生時に速やかな情報収集を行うことができるよう、避難所に指定されている学校を優先し整備を図る。</p>	<p>所要の修正 (第4より一部移設) 防災基本計画 (R4.6修正) の反映</p>
79 159	(新設)	<p>3 応急対策実施機関</p> <p>県、市町村及び災害拠点病院など災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p>	<p>所要の修正 (第4より一部移設等)</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
80 159	<p><u>3 福祉・医療施設</u> 施設管理者は、非常用電源の整備に努める。 本章第15節第9「社会公共施設等」参照</p> <p><u>4 農業施設</u> (略)</p>	<p><u>4 医療・福祉施設</u> 施設管理者は、非常用電源の整備に努める。<u>また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。</u> 本章第15節第9「社会公共施設等」参照</p> <p><u>5 農業施設</u> (略)</p>	所要の修正 (第4より一部移設)
81 160	<p>第2 非常用電源等に係る情報のリスト化</p> <p>1 <u>災害拠点病院</u>等が保有する非常用電源のリスト化 県は、電源車の配備等について、関係省庁や電気事業者などから円滑な電力支援を受けられるよう、あらかじめ、<u>災害拠点病院</u>や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設、及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化するよう努める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2 非常用電源等に係る情報のリスト化</p> <p>1 <u>病院</u>等が保有する非常用電源のリスト化 県は、電源車の配備等について、関係省庁や電気事業者などから円滑な電力支援を受けられるよう、あらかじめ、<u>病院</u>や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設、及び<u>災害拠点病院</u>など災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化するよう努める。</p> <p>2 (略)</p>	所要の修正
82 160	<p>第3 大規模停電発生時における電源車等の配備 県は、大規模停電発生時は、あらかじめリスト化した<u>災害拠点病院</u>や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設、及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行うとともに、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 (略)</p>	<p>第3 大規模停電発生時における電源車等の配備 県は、大規模停電発生時は、あらかじめリスト化した<u>病院</u>や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設、及び<u>災害拠点病院</u>など災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行うとともに、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。 (略)</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
83 159	<p><u>第4 非常用発電機等の燃料確保</u></p> <p><u>1 非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。</u></p> <p><u>2 県及び市町村は、保有する施設や設備において、最低3日間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。</u></p> <p><u>3 災害拠点病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。</u></p>	(移設)	所要の修正 (第1へ移設)
84 160	<p><u>第5 大規模停電時における情報伝達体制の整備</u> (略)</p> <p><u>第6 大規模停電を想定した訓練の実施</u> (略)</p>	<p><u>第4 大規模停電時における情報伝達体制の整備</u> (略)</p> <p><u>第5 大規模停電を想定した訓練の実施</u> (略)</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																												
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																													
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																													
85 162	<p>第1節 自衛隊への災害派遣要請計画</p> <p>第5 任務</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 給水・炊き出し</p> <p>6 遭難者の搜索活動</p> <p>7 通路・水路の応急啓開</p> <p>8 水防活動</p> <p>9 消防活動</p> <p>10 危険物の除去・保安</p> <p>11 救援物資の無償貸付・譲与</p> <p>「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭33年総理府令第1号)に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与</p> <p>12 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置</p>	<p>第1節 自衛隊への災害派遣要請計画</p> <p>第5 任務</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 給食・給水</p> <p>6 入浴支援</p> <p>7 遭難者の搜索活動</p> <p>8 通路・水路の応急啓開</p> <p>9 水防活動</p> <p>10 消防活動</p> <p>11 危険物の除去・保安</p> <p>12 救援物資の無償貸付・譲与</p> <p>「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭33年総理府令第1号)に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与</p> <p>13 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映等																																																												
86 173	<p>第2節 広域応援計画</p> <p>第7 緊急消防援助隊 (略)</p> <p>1 各部隊等の構成・任務</p> <table border="1"> <tr><td>指揮支援部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>統合機動部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>エネルギー・産業基盤災害即応部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>NBC災害即応部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>土砂・風水害機動支援部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>航空部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>都道府県大隊指揮隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>消化中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>救助中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>救急中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>後方支援中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>通信支援中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>水上中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>特殊災害中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>特殊装備中隊</td><td>(略)</td></tr> </table>	指揮支援部隊	(略)	統合機動部隊	(略)	エネルギー・産業基盤災害即応部	(略)	NBC災害即応部隊	(略)	土砂・風水害機動支援部隊	(略)	航空部隊	(略)	都道府県大隊指揮隊	(略)	消 化 中隊	(略)	救 助 中隊	(略)	救 急 中隊	(略)	後方支援中隊	(略)	通信支援中隊	(略)	水上中隊	(略)	特殊災害中隊	(略)	特殊装備中隊	(略)	<p>第2節 広域応援計画</p> <p>第7 緊急消防援助隊 (略)</p> <p>1 各部隊等の構成・任務</p> <table border="1"> <tr><td>指揮支援部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>統合機動部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>エネルギー・産業基盤災害即応部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>NBC災害即応部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>土砂・風水害機動支援部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>航空部隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>都道府県大隊指揮隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>消火中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>救助中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>救急中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>後方支援中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>通信支援中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>水上中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>特殊災害中隊</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>特殊装備中隊</td><td>(略)</td></tr> </table>	指揮支援部隊	(略)	統合機動部隊	(略)	エネルギー・産業基盤災害即応部	(略)	NBC災害即応部隊	(略)	土砂・風水害機動支援部隊	(略)	航空部隊	(略)	都道府県大隊指揮隊	(略)	消 火 中隊	(略)	救 助 中隊	(略)	救 急 中隊	(略)	後方支援中隊	(略)	通信支援中隊	(略)	水上中隊	(略)	特殊災害中隊	(略)	特殊装備中隊	(略)	所要の修正
指揮支援部隊	(略)																																																														
統合機動部隊	(略)																																																														
エネルギー・産業基盤災害即応部	(略)																																																														
NBC災害即応部隊	(略)																																																														
土砂・風水害機動支援部隊	(略)																																																														
航空部隊	(略)																																																														
都道府県大隊指揮隊	(略)																																																														
消 化 中隊	(略)																																																														
救 助 中隊	(略)																																																														
救 急 中隊	(略)																																																														
後方支援中隊	(略)																																																														
通信支援中隊	(略)																																																														
水上中隊	(略)																																																														
特殊災害中隊	(略)																																																														
特殊装備中隊	(略)																																																														
指揮支援部隊	(略)																																																														
統合機動部隊	(略)																																																														
エネルギー・産業基盤災害即応部	(略)																																																														
NBC災害即応部隊	(略)																																																														
土砂・風水害機動支援部隊	(略)																																																														
航空部隊	(略)																																																														
都道府県大隊指揮隊	(略)																																																														
消 火 中隊	(略)																																																														
救 助 中隊	(略)																																																														
救 急 中隊	(略)																																																														
後方支援中隊	(略)																																																														
通信支援中隊	(略)																																																														
水上中隊	(略)																																																														
特殊災害中隊	(略)																																																														
特殊装備中隊	(略)																																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由	
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策		
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画		
87	175	<p>9 経費負担</p> <p>一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和62年2月27日一般財団法人全国市町村振興協会規程第26号）、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（平成16年4月9日付け消防震第23号）等に定めるところによる。</p>	<p>9 経費負担</p> <p>一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（平成26年6月12日改正一般財団法人全国市町村振興協会規程第16号）、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（令和3年3月22日付け消防震第89号）等に定めるところによる。</p>	所要の修正
88	184	<p>第3節 予報、警報等の発表・伝達計画</p> <p>第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供（略）</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	<p>第3節 予報、警報等の発表・伝達計画</p> <p>第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供（略）</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	所要の修正
89	185	<p>第3 気象に関する特別警報・警報・注意報（略）</p> <p>1 種類・発表基準（略）</p> <p>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所が、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>（略）</p>	<p>第3 気象に関する特別警報・警報・注意報（略）</p> <p>1 種類・発表基準（略）</p> <p>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p> <p>（略）</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																													
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																														
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																														
90	186	<p style="text-align: center;">【気象業務法に基づき秋田地方気象台が発表する防災気象情報】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特別警報 大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 報 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注 意 報 大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 など による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	警 報 (略)	(略)	注 意 報 大雨注意報	大雨に よる 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">【秋田地方気象台が提供する防災気象情報】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特別警報 大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 報 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注 意 報 大雨注意報</td> <td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 等 による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当	警 報 (略)	(略)	注 意 報 大雨注意報	大雨に より 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の修正
種類	概要																																															
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																															
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																															
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																															
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 など による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																															
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																															
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																															
警 報 (略)	(略)																																															
注 意 報 大雨注意報	大雨に よる 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																															
(略)	(略)																																															
(略)	(略)																																															
種類	概要																																															
特別警報 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																															
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。																																															
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。																																															
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害 等 による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																															
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。																																															
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想された ときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当																																															
警 報 (略)	(略)																																															
注 意 報 大雨注意報	大雨に より 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																															
(略)	(略)																																															
(略)	(略)																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																												
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																													
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																													
91 187	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>注意報 着雪(氷)注意報</td> <td>著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>注意報 融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>早期注意情報 (警報級の可能性)</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)	(略)	注意報 着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。	注意報 融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	(略)	(略)	(略)	(略)	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>注意報 着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>注意報 融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>早期注意情報 (警報級の可能性)</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	(略)	(略)	注意報 着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	注意報 融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。	(略)	(略)	(略)	(略)	早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	所要の修正
種類	概要																														
(略)	(略)																														
注意報 着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。																														
注意報 融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。																														
種類	概要																														
(略)	(略)																														
注意報 着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。																														
注意報 融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。																														
(略)	(略)																														
(略)	(略)																														
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(沿岸と内陸)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(秋田県)で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																								
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																									
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																									
92 188	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象情報</td> <td> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の府県気象情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として発表される。</p> </td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td> <p>大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の府県気象情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として発表される。</p>	土砂災害警戒情報	(略)	竜巻注意情報	(略)	記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県気象情報</td> <td> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が発表される。</p> </td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間10.0ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	秋田県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が発表される。</p>	土砂災害警戒情報	(略)	竜巻注意情報	(略)	記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間10.0ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p>		(略)	所要の修正
種類	概要																										
気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の府県気象情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として発表される。</p>																										
土砂災害警戒情報	(略)																										
竜巻注意情報	(略)																										
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>																										
	(略)																										
種類	概要																										
秋田県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の情報が発表される。</p>																										
土砂災害警戒情報	(略)																										
竜巻注意情報	(略)																										
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>秋田県の雨量による発表基準は、1時間10.0ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</p>																										
	(略)																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由											
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策												
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画												
93	189		所要の修正											
	<p style="text-align: center;">【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	<p style="text-align: center;">【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
種類	概要													
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 													
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>													
種類	概要													
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 													
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 													

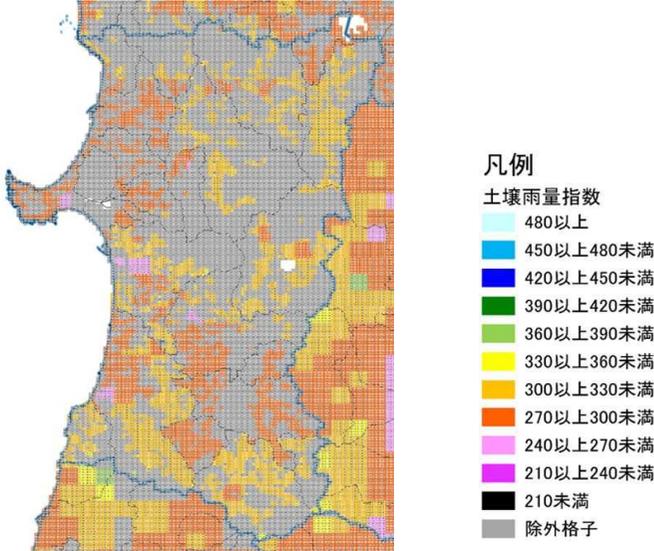
秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由								
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策									
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画									
94 189	<table border="1"> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（<u>うす紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（<u>うす紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	流域雨量指数の予測値	(略)	<table border="1"> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	流域雨量指数の予測値	(略)	
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（<u>うす紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 										
流域雨量指数の予測値	(略)										
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 										
流域雨量指数の予測値	(略)										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																						
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																							
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																							
95 190	<p>【特別警報基準】 (令和2年8月24日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> <th>過去の対象事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合</td> <td>令和元年東日本台風 (死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨 (死者・行方不明者86人)</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合</td> <td>昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上)</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> <td>昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> <td>昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	過去の対象事例	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合	令和元年東日本台風 (死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨 (死者・行方不明者86人)	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上)	高潮	高潮になると予想される場合	昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)	波浪	高波になると予想される場合	—	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	—	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)	<p>【特別警報基準】 (令和4年6月30日現在)</p> <p>各基準と指標(発表条件)との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象</th> <th>特別警報の基準</th> <th>発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合[※]</td> <td>雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>暴風が吹くと予想される場合[※]</td> <td rowspan="3">台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合[※]</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合[※]</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合[※]</td> <td>雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合[※]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：案内に出た場合は、降水量、暴風帯、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(発表条件)を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象</th> <th>指標(発表条件)を満たす主な事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨¹</td> <td>令和元年東日本台風(死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨(死者・行方不明者86人)</td> </tr> <tr> <td>暴風²</td> <td>昭和34年台風第15号(伊勢湾台風)(死者・行方不明者5,000人以上)</td> </tr> <tr> <td>高潮²</td> <td>昭和9年室戸台風(死者・行方不明者3,000人以上)</td> </tr> <tr> <td>波浪²</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風雪²</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>昭和56年豪雪(死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪(死者・行方不明者231人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 顕著な災害(損壊家屋1,000棟程度以上、浸水家屋10,000棟程度以上)の事例等が該当。 2 「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。 ・台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。 ・温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。</p>	現象	特別警報の基準	発表条件	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合 [※]	雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)	暴風	暴風が吹くと予想される場合 [※]	台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 [※]	波浪	高波になると予想される場合 [※]	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 [※]	雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 [※]		現象	指標(発表条件)を満たす主な事例	大雨 ¹	令和元年東日本台風(死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨(死者・行方不明者86人)	暴風 ²	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風)(死者・行方不明者5,000人以上)	高潮 ²	昭和9年室戸台風(死者・行方不明者3,000人以上)	波浪 ²	—	暴風雪 ²	—	大雪	昭和56年豪雪(死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪(死者・行方不明者231人)	所要の修正
現象の種類	基準	過去の対象事例																																																							
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合	令和元年東日本台風 (死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨 (死者・行方不明者86人)																																																							
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上)																																																							
高潮	高潮になると予想される場合	昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)																																																							
波浪	高波になると予想される場合	—																																																							
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	—																																																							
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)																																																							
現象	特別警報の基準	発表条件																																																							
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合 [※]	雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)																																																							
暴風	暴風が吹くと予想される場合 [※]	台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)																																																							
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 [※]																																																								
波浪	高波になると予想される場合 [※]																																																								
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 [※]	雪を要因とする特別警報の指標(発表条件)																																																							
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 [※]																																																								
現象	指標(発表条件)を満たす主な事例																																																								
大雨 ¹	令和元年東日本台風(死者・行方不明者94人) 令和2年7月豪雨(死者・行方不明者86人)																																																								
暴風 ²	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風)(死者・行方不明者5,000人以上)																																																								
高潮 ²	昭和9年室戸台風(死者・行方不明者3,000人以上)																																																								
波浪 ²	—																																																								
暴風雪 ²	—																																																								
大雪	昭和56年豪雪(死者・行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪(死者・行方不明者231人)																																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
96	191		所要の修正
	<p style="text-align: center;">(令和3年6月8日現在)</p> <p style="text-align: center;">【大雨特別警報（土砂災害）発表の指標に用いる基準値】</p>  <p style="text-align: center;">(注1) 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</p> <p style="text-align: center;">(注2) 大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定されている。大雨特別警報（土砂災害）の基準値の格子別一覧については気象庁HPに掲載されている。</p> <p style="text-align: center;">(注3) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html</p> <p style="text-align: center;">(注3) 自然的、社会的条件等の観点から勘案して、土砂災害の危険性が認められないメッシュについては、大雨特別警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の発表の判定対象から除外する。なお、大雨特別警報（土砂災害）の基準値の格子別一覧では、除外格子の流域雨量指数欄は基準が設定されないため「-」となっている。</p>	<p style="text-align: center;">【大雨特別警報（土砂災害）発表の指標に用いる基準値】</p> <p style="text-align: center;">☒（削除）</p> <p style="text-align: center;">過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</p>	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																				
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																					
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																					
97	191	<p style="text-align: center;">【大雨特別警報（浸水害）発表の指標（雨に関する各市町村の50年に一度の値）】 （令和3年3月8日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地域</th> <th colspan="3">50年に一度の値</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">市町村等を まとめた地域</th> <th style="width: 15%;">市町村等</th> <th style="width: 15%;">R48</th> <th style="width: 15%;">R03</th> <th style="width: 15%;">SWI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td>333</td> <td>121</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>215</td> <td>102</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>282</td> <td>115</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>314</td> <td>125</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>255</td> <td>109</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>295</td> <td>124</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>231</td> <td>107</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>259</td> <td>122</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>藤里町</td> <td>337</td> <td>147</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>248</td> <td>117</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>285</td> <td>121</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td>293</td> <td>121</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>にかほ市</td> <td>315</td> <td>118</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>284</td> <td>120</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>264</td> <td>105</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>305</td> <td>114</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>240</td> <td>98</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>325</td> <td>121</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td>258</td> <td>110</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>大仙市</td> <td>331</td> <td>128</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>357</td> <td>118</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>288</td> <td>116</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td>266</td> <td>107</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>230</td> <td>99</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>288</td> <td>121</td> <td>199</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">（注1） R48：48時間降水量（mm）、R03：3時間降水量（mm）、SWI：土壌雨量指数（SoilWaterIndex）。 （注2） 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 （注3） R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。 （注4） 大雨特別警報（浸水害）は、一定以上の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>	地域	50年に一度の値			市町村等を まとめた地域	市町村等	R48	R03	SWI	秋田中央地域	秋田市	333	121	210	男鹿市	215	102	161	潟上市	282	115	185	五城目町	314	125	200	八郎潟町	255	109	172	井川町	295	124	189	大潟村	231	107	167	能代山本地域	能代市	259	122	180	藤里町	337	147	215	三種町	248	117	175	八峰町	285	121	195	本荘由利地域	由利本荘市	293	121	194	にかほ市	315	118	209	北秋鹿角地域	大館市	284	120	186	鹿角市	264	105	178	北秋田市	305	114	195	小坂町	240	98	164	上小阿仁村	325	121	205	仙北平鹿地域	横手市	258	110	174	大仙市	331	128	213	仙北市	357	118	222	美郷町	288	116	192	湯沢雄勝地域	湯沢市	266	107	188	羽後町	230	99	164	東成瀬村	288	121	199	<p style="text-align: center;">【大雨特別警報（浸水害）発表の指標（雨に関する各市町村の50年に一度の値）】</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">表（削除）</p> <p style="font-size: small; margin-top: 20px; color: red;">過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の又はを満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 <u>表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。</u> <u>流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。</u></p>	所要の修正
地域	50年に一度の値																																																																																																																						
市町村等を まとめた地域	市町村等	R48	R03	SWI																																																																																																																			
秋田中央地域	秋田市	333	121	210																																																																																																																			
	男鹿市	215	102	161																																																																																																																			
	潟上市	282	115	185																																																																																																																			
	五城目町	314	125	200																																																																																																																			
	八郎潟町	255	109	172																																																																																																																			
	井川町	295	124	189																																																																																																																			
	大潟村	231	107	167																																																																																																																			
能代山本地域	能代市	259	122	180																																																																																																																			
	藤里町	337	147	215																																																																																																																			
	三種町	248	117	175																																																																																																																			
	八峰町	285	121	195																																																																																																																			
本荘由利地域	由利本荘市	293	121	194																																																																																																																			
	にかほ市	315	118	209																																																																																																																			
北秋鹿角地域	大館市	284	120	186																																																																																																																			
	鹿角市	264	105	178																																																																																																																			
	北秋田市	305	114	195																																																																																																																			
	小坂町	240	98	164																																																																																																																			
	上小阿仁村	325	121	205																																																																																																																			
仙北平鹿地域	横手市	258	110	174																																																																																																																			
	大仙市	331	128	213																																																																																																																			
	仙北市	357	118	222																																																																																																																			
	美郷町	288	116	192																																																																																																																			
湯沢雄勝地域	湯沢市	266	107	188																																																																																																																			
	羽後町	230	99	164																																																																																																																			
	東成瀬村	288	121	199																																																																																																																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																				
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																					
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																					
98	<p>警報・注意報発表基準一覧表 (仙台湾気象台管内)</p> <p style="text-align: right;">令和3年6月8日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>注</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>意</td> <td>平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm <u>秋田市内街地 12時間降雪の深さ35cm</u></td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>平野部 12時間降雪の深さ20cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td>3.0m (略)</td> </tr> </table>	発表官署	(略)	府県予報区	(略)	一次細分区域	(略)	市町村等をまとめた地域	(略)	警報	(略)	注	(略)	意	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm <u>秋田市内街地 12時間降雪の深さ35cm</u>	報	平野部 12時間降雪の深さ20cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	3.0m (略)	<p>警報・注意報発表基準一覧表 (仙台湾気象台管内)</p> <p style="text-align: right;">令和4年5月26日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>発表官署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>府県予報区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>注</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>意</td> <td>平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>平野部 12時間降雪の深さ20cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	発表官署	(略)	府県予報区	(略)	一次細分区域	(略)	市町村等をまとめた地域	(略)	警報	(略)	注	(略)	意	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm	報	平野部 12時間降雪の深さ20cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	(略)	所要の修正
発表官署	(略)																																						
府県予報区	(略)																																						
一次細分区域	(略)																																						
市町村等をまとめた地域	(略)																																						
警報	(略)																																						
注	(略)																																						
意	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm <u>秋田市内街地 12時間降雪の深さ35cm</u>																																						
報	平野部 12時間降雪の深さ20cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm																																						
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	3.0m (略)																																						
発表官署	(略)																																						
府県予報区	(略)																																						
一次細分区域	(略)																																						
市町村等をまとめた地域	(略)																																						
警報	(略)																																						
注	(略)																																						
意	平野部 12時間降雪の深さ15cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm																																						
報	平野部 12時間降雪の深さ20cm 山沿い 12時間降雪の深さ25cm																																						
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	(略)																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																	
99 193	<p>別表1 大雨警報基準 令和3年6月8日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等を まとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田中央地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代山本地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本荘由利地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>12</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>9</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>10</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>10</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>10</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>仙北平鹿地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>湯沢雄勝地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	秋田中央地域	(略)	(略)	(略)	能代山本地域	(略)	(略)	(略)	本荘由利地域	(略)	(略)	(略)	北秋鹿角地域	大館市	12	96	鹿角市	9	118	北秋田市	10	101	小坂町	10	96	上小阿仁村	10	89	仙北平鹿地域	(略)	(略)	(略)	湯沢雄勝地域	(略)	(略)	(略)	<p>別表1 大雨警報基準 令和4年5月26日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等を まとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田中央地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代山本地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本荘由利地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td>12</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>8</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>北秋田市</td> <td>10</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>10</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>上小阿仁村</td> <td>9</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>仙北平鹿地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>湯沢雄勝地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	秋田中央地域	(略)	(略)	(略)	能代山本地域	(略)	(略)	(略)	本荘由利地域	(略)	(略)	(略)	北秋鹿角地域	大館市	12	96	鹿角市	8	118	北秋田市	10	101	小坂町	10	96	上小阿仁村	9	89	仙北平鹿地域	(略)	(略)	(略)	湯沢雄勝地域	(略)	(略)	(略)	所要の修正
市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																
秋田中央地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
能代山本地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
本荘由利地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
北秋鹿角地域	大館市	12	96																																																																																
	鹿角市	9	118																																																																																
	北秋田市	10	101																																																																																
	小坂町	10	96																																																																																
	上小阿仁村	10	89																																																																																
仙北平鹿地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
湯沢雄勝地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																
秋田中央地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
能代山本地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
本荘由利地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
北秋鹿角地域	大館市	12	96																																																																																
	鹿角市	8	118																																																																																
	北秋田市	10	101																																																																																
	小坂町	10	96																																																																																
	上小阿仁村	9	89																																																																																
仙北平鹿地域	(略)	(略)	(略)																																																																																
湯沢雄勝地域	(略)	(略)	(略)																																																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																						
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																							
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																							
100 194	<p>別表2 洪水警報基準 令和3年6月8日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村 等をまと</th> <th>市町村</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川 洪水予報 による基</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">秋田 中央 地域</td> <td>秋田市</td> <td>旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=9.5, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1</td> <td>雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 8.5), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能代 山本 地域</td> <td>能代市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤里町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村 等をまと	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川 洪水予報 による基	秋田 中央 地域	秋田市	旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=9.5, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 8.5), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)	(略)	男鹿市	(略)	(略)		潟上市	(略)	(略)		五城目町	(略)	(略)		八郎潟町	(略)	(略)		井川町	(略)	(略)		大潟村	(略)	(略)		能代 山本 地域	能代市	(略)	(略)		藤里町	(略)	(略)		三種町	(略)	(略)		八峰町	(略)	(略)		<p>別表2 洪水警報基準 令和4年5月26日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村 等をまと</th> <th>市町村</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川 洪水予報 による基</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">秋田 中央 地域</td> <td>秋田市</td> <td>旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=10.4, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1</td> <td>雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 9.3), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>男鹿市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潟上市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五城目町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八郎潟町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>井川町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大潟村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能代 山本 地域</td> <td>能代市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤里町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村 等をまと	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川 洪水予報 による基	秋田 中央 地域	秋田市	旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=10.4, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 9.3), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)	(略)	男鹿市	(略)	(略)		潟上市	(略)	(略)		五城目町	(略)	(略)		八郎潟町	(略)	(略)		井川町	(略)	(略)		大潟村	(略)	(略)		能代 山本 地域	能代市	(略)	(略)		藤里町	(略)	(略)		三種町	(略)	(略)		八峰町	(略)	(略)		所要の修正
市町村 等をまと	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川 洪水予報 による基																																																																																																					
秋田 中央 地域	秋田市	旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=9.5, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 8.5), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)	(略)																																																																																																					
	男鹿市	(略)	(略)																																																																																																						
	潟上市	(略)	(略)																																																																																																						
	五城目町	(略)	(略)																																																																																																						
	八郎潟町	(略)	(略)																																																																																																						
	井川町	(略)	(略)																																																																																																						
	大潟村	(略)	(略)																																																																																																						
	能代 山本 地域	能代市	(略)	(略)																																																																																																					
		藤里町	(略)	(略)																																																																																																					
		三種町	(略)	(略)																																																																																																					
八峰町		(略)	(略)																																																																																																						
市町村 等をまと	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川 洪水予報 による基																																																																																																					
秋田 中央 地域	秋田市	旧雄物川流域=26, 旭川流域=18.1, 岩見川流域=32.7, 新波川流域=7.6, 草生津川流域=9.1, 下浜鮎川流域=10.4, 猿田川流域=9.8, 八田川流域=9.4, 梵字川流域=8.5, 神内川流域=7.6, 三内川流域=20.8, 平尾鳥川流域=9.8, 新城川流域=14.6, 馬踏川流域=8.2, 仁別川流域=6.1, 古川流域=3.8, 宝川流域=7.5, 白山川流域=8.8, 湯ノ里川流域=6.3, 安養寺川流域=9.3, 大戸川流域=5.1	雄物川流域=(7, 51.5), 太平川流域=(7, 15.1), 旭川流域=(13, 13.5), 岩見川流域=(7, 31.3), 新波川流域=(7, 6.8), 下浜鮎川流域=(7, 9.3), 猿田川流域=(13, 5.4), 八田川流域=(7, 7.5), 新城川流域=(7, 11.2), 馬踏川流域=(7, 6.2), 古川流域=(13, 2.4)	(略)																																																																																																					
	男鹿市	(略)	(略)																																																																																																						
	潟上市	(略)	(略)																																																																																																						
	五城目町	(略)	(略)																																																																																																						
	八郎潟町	(略)	(略)																																																																																																						
	井川町	(略)	(略)																																																																																																						
	大潟村	(略)	(略)																																																																																																						
	能代 山本 地域	能代市	(略)	(略)																																																																																																					
		藤里町	(略)	(略)																																																																																																					
		三種町	(略)	(略)																																																																																																					
八峰町		(略)	(略)																																																																																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前			修正後			修正理由																																																					
	第2編 一般災害対策			第2編 一般災害対策																																																								
	第2章 災害応急対策計画			第2章 災害応急対策計画																																																								
101	195	<table border="1"> <tr> <td>本荘 由利 地域</td> <td> 由利本荘市 芋川流域=25, 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鷺川流域=9.3, 笹子川流域=21.7, 直根川流域=12.5, 百宅川流域=9.7, 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域=7.2, 北ノ股川流域=5.8, 黒森川流域=4.4, 須郷川流域=7.7, 坂部川流域=8.8, 杉森川流域=4.9, 大吹川流域=9.5, 丁川流域=12.8, 法内川流域=8.8, 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域=4.7, 勝手川流域=7.8, 君ヶ野川流域=10.8, 二古川流域=6.2, 衣川流域=17.3, 芦川流域=4.7, 蛇川流域=8.1, 福俣川流域=7.7, 黒川流域=7.9, 西目川流域=11.5, 羽広川流域=6.5 </td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>にかほ市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北秋 鹿角 地域</td> <td>大館市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿角市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北秋田市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小坂町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上小阿仁村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	本荘 由利 地域	由利本荘市 芋川流域=25, 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鷺川流域=9.3, 笹子川流域=21.7, 直根川流域=12.5, 百宅川流域=9.7, 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域=7.2, 北ノ股川流域=5.8, 黒森川流域=4.4, 須郷川流域=7.7, 坂部川流域=8.8, 杉森川流域=4.9, 大吹川流域=9.5, 丁川流域=12.8, 法内川流域=8.8, 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域=4.7, 勝手川流域=7.8, 君ヶ野川流域=10.8, 二古川流域=6.2, 衣川流域=17.3, 芦川流域=4.7, 蛇川流域=8.1, 福俣川流域=7.7, 黒川流域=7.9, 西目川流域=11.5, 羽広川流域=6.5	(略)	(略)		にかほ市	(略)	(略)	北秋 鹿角 地域	大館市	(略)	(略)		鹿角市	(略)	(略)		北秋田市	(略)	(略)		小坂町	(略)	(略)		上小阿仁村	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>本荘 由利 地域</td> <td> 由利本荘市 芋川流域=25, 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鷺川流域=9.3, 笹子川流域=21.7, 直根川流域=12.5, 百宅川流域=9.7, 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域=7.2, 北ノ股川流域=5.8, 黒森川流域=4.4, 須郷川流域=7.7, 坂部川流域=8.8, 杉森川流域=4.9, 大吹川流域=9.5, 丁川流域=12.8, 法内川流域=8.8, 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域=4.7, 勝手川流域=7.8, 君ヶ野川流域=11.5, 二古川流域=6.2, 衣川流域=17.3, 芦川流域=4.7, 蛇川流域=8.1, 福俣川流域=7.7, 黒川流域=7.9, 西目川流域=11.5, 羽広川流域=6.5 </td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>にかほ市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>北秋 鹿角 地域</td> <td>大館市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿角市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北秋田市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小坂町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上小阿仁村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	本荘 由利 地域	由利本荘市 芋川流域=25, 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鷺川流域=9.3, 笹子川流域=21.7, 直根川流域=12.5, 百宅川流域=9.7, 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域=7.2, 北ノ股川流域=5.8, 黒森川流域=4.4, 須郷川流域=7.7, 坂部川流域=8.8, 杉森川流域=4.9, 大吹川流域=9.5, 丁川流域=12.8, 法内川流域=8.8, 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域=4.7, 勝手川流域=7.8, 君ヶ野川流域=11.5, 二古川流域=6.2, 衣川流域=17.3, 芦川流域=4.7, 蛇川流域=8.1, 福俣川流域=7.7, 黒川流域=7.9, 西目川流域=11.5, 羽広川流域=6.5	(略)	(略)		にかほ市	(略)	(略)	北秋 鹿角 地域	大館市	(略)	(略)		鹿角市	(略)	(略)		北秋田市	(略)	(略)		小坂町	(略)	(略)		上小阿仁村	(略)	(略)	所要の修正
本荘 由利 地域	由利本荘市 芋川流域=25, 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鷺川流域=9.3, 笹子川流域=21.7, 直根川流域=12.5, 百宅川流域=9.7, 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域=7.2, 北ノ股川流域=5.8, 黒森川流域=4.4, 須郷川流域=7.7, 坂部川流域=8.8, 杉森川流域=4.9, 大吹川流域=9.5, 丁川流域=12.8, 法内川流域=8.8, 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域=4.7, 勝手川流域=7.8, 君ヶ野川流域=10.8, 二古川流域=6.2, 衣川流域=17.3, 芦川流域=4.7, 蛇川流域=8.1, 福俣川流域=7.7, 黒川流域=7.9, 西目川流域=11.5, 羽広川流域=6.5	(略)	(略)																																																									
	にかほ市	(略)	(略)																																																									
北秋 鹿角 地域	大館市	(略)	(略)																																																									
	鹿角市	(略)	(略)																																																									
	北秋田市	(略)	(略)																																																									
	小坂町	(略)	(略)																																																									
	上小阿仁村	(略)	(略)																																																									
本荘 由利 地域	由利本荘市 芋川流域=25, 小友川流域=12.4, 石沢川流域=22.5, 鮎川流域=14.6, 久保田川流域=7.7, 大砂川流域=7.7, 田沢川流域=5.7, 鷺川流域=9.3, 笹子川流域=21.7, 直根川流域=12.5, 百宅川流域=9.7, 下玉田川流域=11.3, 赤田川流域=11.9, 小関川流域=15.9, 中俣川流域=7.2, 北ノ股川流域=5.8, 黒森川流域=4.4, 須郷川流域=7.7, 坂部川流域=8.8, 杉森川流域=4.9, 大吹川流域=9.5, 丁川流域=12.8, 法内川流域=8.8, 祝沢川流域=9, 新沢川流域=6.7, 松沢川流域=4.7, 勝手川流域=7.8, 君ヶ野川流域=11.5, 二古川流域=6.2, 衣川流域=17.3, 芦川流域=4.7, 蛇川流域=8.1, 福俣川流域=7.7, 黒川流域=7.9, 西目川流域=11.5, 羽広川流域=6.5	(略)	(略)																																																									
	にかほ市	(略)	(略)																																																									
北秋 鹿角 地域	大館市	(略)	(略)																																																									
	鹿角市	(略)	(略)																																																									
	北秋田市	(略)	(略)																																																									
	小坂町	(略)	(略)																																																									
	上小阿仁村	(略)	(略)																																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前			修正後			修正理由																													
	第2編 一般災害対策			第2編 一般災害対策																																
	第2章 災害応急対策計画			第2章 災害応急対策計画																																
102	196	<table border="1"> <tr> <td>横手市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td>大仙市</td> <td>(略)</td> <td>雄物川流域=(7, 28.7), 玉川流域=(5, 49.8), 丸子川流域=(5, 11.9), 淀川流域=(5, 23.3), <u>大沢川流域=(5, 4.7)</u>, 土貫川流域=(5, 8.6), 棚平川流域=(5, 7.7), 榎岡川流域=(5, 17.4), 小友川流域=(5, 9.4), 西ノ又川流域=(5, 9), 小滝川流域=(5, 10.4), 福部内川流域=(5, 5.4)</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>(略)</td> <td>谷川流域=(6, 9.1), 才津川流域=(6, 15.9), 刺市川流域=(6, 5.2)</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>湯沢 雄勝 地域</td> <td>大館市 鹿角市 上小阿仁村</td> <td>(略) (略) (略)</td> </tr> </table>	横手市	(略)	(略)	(略)	大仙市	(略)	雄物川流域=(7, 28.7), 玉川流域=(5, 49.8), 丸子川流域=(5, 11.9), 淀川流域=(5, 23.3), <u>大沢川流域=(5, 4.7)</u> , 土貫川流域=(5, 8.6), 棚平川流域=(5, 7.7), 榎岡川流域=(5, 17.4), 小友川流域=(5, 9.4), 西ノ又川流域=(5, 9), 小滝川流域=(5, 10.4), 福部内川流域=(5, 5.4)	仙北市	(略)	谷川流域=(6, 9.1), 才津川流域=(6, 15.9), 刺市川流域=(6, 5.2)	美郷町	(略)	(略)	湯沢 雄勝 地域	大館市 鹿角市 上小阿仁村	(略) (略) (略)	<table border="1"> <tr> <td>横手市</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td>大仙市</td> <td>(略)</td> <td>雄物川流域=(7, 28.7), 玉川流域=(5, 49.8), 丸子川流域=(5, 11.9), 淀川流域=(5, 23.3), 土貫川流域=(5, 8.6), 棚平川流域=(5, 7.7), 榎岡川流域=(5, 17.4), 小友川流域=(5, 9.4), 西ノ又川流域=(5, 9), 小滝川流域=(5, 10.4), 福部内川流域=(5, 5.4)</td> </tr> <tr> <td>仙北市</td> <td>(略)</td> <td><u>山谷川</u>流域=(6, 9.1), 才津川流域=(6, 15.9), 刺市川流域=(6, 5.2)</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>湯沢 雄勝 地域</td> <td>大館市 鹿角市 上小阿仁村</td> <td>(略) (略) (略)</td> </tr> </table>	横手市	(略)	(略)	(略)	大仙市	(略)	雄物川流域=(7, 28.7), 玉川流域=(5, 49.8), 丸子川流域=(5, 11.9), 淀川流域=(5, 23.3), 土貫川流域=(5, 8.6), 棚平川流域=(5, 7.7), 榎岡川流域=(5, 17.4), 小友川流域=(5, 9.4), 西ノ又川流域=(5, 9), 小滝川流域=(5, 10.4), 福部内川流域=(5, 5.4)	仙北市	(略)	<u>山谷川</u> 流域=(6, 9.1), 才津川流域=(6, 15.9), 刺市川流域=(6, 5.2)	美郷町	(略)	(略)	湯沢 雄勝 地域	大館市 鹿角市 上小阿仁村	(略) (略) (略)	所要の修正
横手市	(略)	(略)	(略)																																	
大仙市	(略)	雄物川流域=(7, 28.7), 玉川流域=(5, 49.8), 丸子川流域=(5, 11.9), 淀川流域=(5, 23.3), <u>大沢川流域=(5, 4.7)</u> , 土貫川流域=(5, 8.6), 棚平川流域=(5, 7.7), 榎岡川流域=(5, 17.4), 小友川流域=(5, 9.4), 西ノ又川流域=(5, 9), 小滝川流域=(5, 10.4), 福部内川流域=(5, 5.4)																																		
仙北市	(略)	谷川流域=(6, 9.1), 才津川流域=(6, 15.9), 刺市川流域=(6, 5.2)																																		
美郷町	(略)	(略)																																		
湯沢 雄勝 地域	大館市 鹿角市 上小阿仁村	(略) (略) (略)																																		
横手市	(略)	(略)		(略)																																
大仙市	(略)	雄物川流域=(7, 28.7), 玉川流域=(5, 49.8), 丸子川流域=(5, 11.9), 淀川流域=(5, 23.3), 土貫川流域=(5, 8.6), 棚平川流域=(5, 7.7), 榎岡川流域=(5, 17.4), 小友川流域=(5, 9.4), 西ノ又川流域=(5, 9), 小滝川流域=(5, 10.4), 福部内川流域=(5, 5.4)																																		
仙北市	(略)	<u>山谷川</u> 流域=(6, 9.1), 才津川流域=(6, 15.9), 刺市川流域=(6, 5.2)																																		
美郷町	(略)	(略)																																		
湯沢 雄勝 地域	大館市 鹿角市 上小阿仁村	(略) (略) (略)																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																														
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																															
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																															
103 197	<p>別表3 大雨注意報基準 令和3年6月8日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等を まとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td rowspan="7">(略)</td> <td rowspan="7">(略)</td> </tr> <tr><td>男鹿市</td></tr> <tr><td>潟上市</td></tr> <tr><td>五城目町</td></tr> <tr><td>八郎潟町</td></tr> <tr><td>井川町</td></tr> <tr><td>大潟村</td></tr> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr><td>藤里町</td></tr> <tr><td>三種町</td></tr> <tr><td>八峰町</td></tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr><td>にかほ市</td></tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td rowspan="5">(略)</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr><td>鹿角市</td></tr> <tr><td>北秋田市</td></tr> <tr><td>小坂町</td></tr> <tr><td>上小阿仁村</td></tr> <tr> <td rowspan="4">仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr><td>大仙市</td></tr> <tr><td>仙北市</td></tr> <tr><td>美郷町</td></tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr><td>羽後町</td></tr> <tr><td>東成瀬村</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	秋田中央地域	秋田市	(略)	(略)	男鹿市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	能代山本地域	能代市	(略)	(略)	藤里町	三種町	八峰町	本荘由利地域	由利本荘市	(略)	(略)	にかほ市	北秋鹿角地域	大館市	(略)	(略)	鹿角市	北秋田市	小坂町	上小阿仁村	仙北平鹿地域	横手市	(略)	(略)	大仙市	仙北市	美郷町	湯沢雄勝地域	湯沢市	(略)	(略)	羽後町	東成瀬村	<p>別表3 大雨注意報基準 令和4年5月26日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等を まとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">秋田中央地域</td> <td>秋田市</td> <td rowspan="7">(略)</td> <td rowspan="7">(略)</td> </tr> <tr><td>男鹿市</td></tr> <tr><td>潟上市</td></tr> <tr><td>五城目町</td></tr> <tr><td>八郎潟町</td></tr> <tr><td>井川町</td></tr> <tr><td>大潟村</td></tr> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr><td>藤里町</td></tr> <tr><td>三種町</td></tr> <tr><td>八峰町</td></tr> <tr> <td rowspan="2">本荘由利地域</td> <td>由利本荘市</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr><td>にかほ市</td></tr> <tr> <td rowspan="5">北秋鹿角地域</td> <td>大館市</td> <td rowspan="5">(略)</td> <td rowspan="5">(略)</td> </tr> <tr><td>鹿角市</td></tr> <tr><td>北秋田市</td></tr> <tr><td>小坂町</td></tr> <tr><td>上小阿仁村</td></tr> <tr> <td rowspan="4">仙北平鹿地域</td> <td>横手市</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr><td>大仙市</td></tr> <tr><td>仙北市</td></tr> <tr><td>美郷町</td></tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢雄勝地域</td> <td>湯沢市</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr><td>羽後町</td></tr> <tr><td>東成瀬村</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	秋田中央地域	秋田市	(略)	(略)	男鹿市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	能代山本地域	能代市	(略)	(略)	藤里町	三種町	八峰町	本荘由利地域	由利本荘市	(略)	(略)	にかほ市	北秋鹿角地域	大館市	(略)	(略)	鹿角市	北秋田市	小坂町	上小阿仁村	仙北平鹿地域	横手市	(略)	(略)	大仙市	仙北市	美郷町	湯沢雄勝地域	湯沢市	(略)	(略)	羽後町	東成瀬村	所要の修正
市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																														
秋田中央地域	秋田市	(略)	(略)																																																																																														
	男鹿市																																																																																																
	潟上市																																																																																																
	五城目町																																																																																																
	八郎潟町																																																																																																
	井川町																																																																																																
	大潟村																																																																																																
能代山本地域	能代市	(略)	(略)																																																																																														
	藤里町																																																																																																
	三種町																																																																																																
	八峰町																																																																																																
本荘由利地域	由利本荘市	(略)	(略)																																																																																														
	にかほ市																																																																																																
北秋鹿角地域	大館市	(略)	(略)																																																																																														
	鹿角市																																																																																																
	北秋田市																																																																																																
	小坂町																																																																																																
	上小阿仁村																																																																																																
仙北平鹿地域	横手市	(略)	(略)																																																																																														
	大仙市																																																																																																
	仙北市																																																																																																
	美郷町																																																																																																
湯沢雄勝地域	湯沢市	(略)	(略)																																																																																														
	羽後町																																																																																																
	東成瀬村																																																																																																
市町村等を まとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																														
秋田中央地域	秋田市	(略)	(略)																																																																																														
	男鹿市																																																																																																
	潟上市																																																																																																
	五城目町																																																																																																
	八郎潟町																																																																																																
	井川町																																																																																																
	大潟村																																																																																																
能代山本地域	能代市	(略)	(略)																																																																																														
	藤里町																																																																																																
	三種町																																																																																																
	八峰町																																																																																																
本荘由利地域	由利本荘市	(略)	(略)																																																																																														
	にかほ市																																																																																																
北秋鹿角地域	大館市	(略)	(略)																																																																																														
	鹿角市																																																																																																
	北秋田市																																																																																																
	小坂町																																																																																																
	上小阿仁村																																																																																																
仙北平鹿地域	横手市	(略)	(略)																																																																																														
	大仙市																																																																																																
	仙北市																																																																																																
	美郷町																																																																																																
湯沢雄勝地域	湯沢市	(略)	(略)																																																																																														
	羽後町																																																																																																
	東成瀬村																																																																																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																					
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																						
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																						
104	198		所要の修正																																																																					
	<p>別表4 洪水注意報基準 令和元年5月29日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">市町村等をまとめた地域</th> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 30%;">流域雨量指数基準</th> <th style="width: 30%;">複合基準</th> <th style="width: 20%;">指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">秋田中央地域</td> <td style="text-align: center;">秋田市</td> <td>旧雄物川流域=<u>20.6</u>、旭川流域=14.4、岩見川流域=<u>27.2</u>、新波川流域=<u>4.7</u>、草生津川流域=<u>3.9</u>、下浜鮎川流域=<u>4.5</u>、猿田川流域=<u>6.8</u>、八田川流域=6.1、梵字川流域=<u>5.2</u>、神内川流域=<u>4.9</u>、三内川流域=<u>17.9</u>、平尾鳥川流域=<u>6</u>、新城川流域=8.4、馬踏川流域=<u>4.3</u>、仁別川流域=4.4、古川流域=<u>2.8</u>、宝川流域=<u>4.2</u>、白山川流域=<u>7.5</u>、湯ノ里川流域=<u>5.2</u>、安養寺川流域=<u>4.1</u>、大戸川流域=<u>3.6</u></td> <td>雄物川流域=(<u>7.39.7</u>)、太平川流域=(5、<u>11.5</u>)、旭川流域=(<u>7.7.8</u>)、岩見川流域=(5、<u>26.8</u>)、新波川流域=(<u>7.3.8</u>)、草生津川流域=(5、<u>2.8</u>)、猿田川流域=(5、<u>4.8</u>)、八田川流域=(5、6.1)、梵字川流域=(<u>5.4.4</u>)、神内川流域=(<u>7.14.3</u>)、三内川流域=(7、<u>14.3</u>)、平尾鳥川流域=(7、<u>4.7</u>)、新城川流域=(5、<u>8.4</u>)、馬踏川流域=(<u>7.3.4</u>)、仁別川流域=(5、4.4)、古川流域=(5、<u>2</u>)、宝川流域=(<u>5.2.2</u>)、白山川流域=(5、<u>6.7</u>)、湯ノ里川流域=(7、<u>4.2</u>)、安養寺川流域=(5、<u>4.1</u>)、大戸川流域=(5、<u>2.6</u>)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男鹿市</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>25.9</u>、滝川流域=<u>4.8</u>、相川流域=3.4、賀茂川流域=<u>4.5</u>、比詰川流域=<u>4.9</u></td> <td>滝川流域=(<u>7.3.8</u>)、賀茂川流域=(<u>7.4.5</u>)、比詰川流域=(<u>7.3.9</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">潟上市</td> <td>馬踏川流域=<u>7.5</u>、西部承水路・東部承水路流域=<u>24.5</u>、豊川流域=<u>5</u>、妹川流域=<u>2.6</u></td> <td>豊川流域=(5、<u>5</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五城目町</td> <td>馬場目川流域=<u>14.2</u>、内川川流域=6.9、富津内川流域=<u>18.1</u></td> <td>馬場目川流域=(7、<u>14.2</u>)、内川川流域=(<u>7.5.5</u>)、富津内川流域=(5、<u>7.6</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八郎潟町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>23.4</u>、馬場目川流域=<u>16.9</u></td> <td>馬場目川流域=(<u>7.16.9</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">井川町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>22.6</u>、井川流域=<u>5.4</u>、赤沢川流域=<u>2.7</u></td> <td>井川流域=(5、<u>4.2</u>)、赤沢川流域=(7、<u>2.7</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大潟村</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>3</u></td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域= <u>20.6</u> 、旭川流域=14.4、岩見川流域= <u>27.2</u> 、新波川流域= <u>4.7</u> 、草生津川流域= <u>3.9</u> 、下浜鮎川流域= <u>4.5</u> 、猿田川流域= <u>6.8</u> 、八田川流域=6.1、梵字川流域= <u>5.2</u> 、神内川流域= <u>4.9</u> 、三内川流域= <u>17.9</u> 、平尾鳥川流域= <u>6</u> 、新城川流域=8.4、馬踏川流域= <u>4.3</u> 、仁別川流域=4.4、古川流域= <u>2.8</u> 、宝川流域= <u>4.2</u> 、白山川流域= <u>7.5</u> 、湯ノ里川流域= <u>5.2</u> 、安養寺川流域= <u>4.1</u> 、大戸川流域= <u>3.6</u>	雄物川流域=(<u>7.39.7</u>)、太平川流域=(5、 <u>11.5</u>)、旭川流域=(<u>7.7.8</u>)、岩見川流域=(5、 <u>26.8</u>)、新波川流域=(<u>7.3.8</u>)、草生津川流域=(5、 <u>2.8</u>)、猿田川流域=(5、 <u>4.8</u>)、八田川流域=(5、6.1)、梵字川流域=(<u>5.4.4</u>)、神内川流域=(<u>7.14.3</u>)、三内川流域=(7、 <u>14.3</u>)、平尾鳥川流域=(7、 <u>4.7</u>)、新城川流域=(5、 <u>8.4</u>)、馬踏川流域=(<u>7.3.4</u>)、仁別川流域=(5、4.4)、古川流域=(5、 <u>2</u>)、宝川流域=(<u>5.2.2</u>)、白山川流域=(5、 <u>6.7</u>)、湯ノ里川流域=(7、 <u>4.2</u>)、安養寺川流域=(5、 <u>4.1</u>)、大戸川流域=(5、 <u>2.6</u>)	(略)		男鹿市	西部承水路・東部承水路流域= <u>25.9</u> 、滝川流域= <u>4.8</u> 、相川流域=3.4、賀茂川流域= <u>4.5</u> 、比詰川流域= <u>4.9</u>	滝川流域=(<u>7.3.8</u>)、賀茂川流域=(<u>7.4.5</u>)、比詰川流域=(<u>7.3.9</u>)		潟上市	馬踏川流域= <u>7.5</u> 、西部承水路・東部承水路流域= <u>24.5</u> 、豊川流域= <u>5</u> 、妹川流域= <u>2.6</u>	豊川流域=(5、 <u>5</u>)		五城目町	馬場目川流域= <u>14.2</u> 、内川川流域=6.9、富津内川流域= <u>18.1</u>	馬場目川流域=(7、 <u>14.2</u>)、内川川流域=(<u>7.5.5</u>)、富津内川流域=(5、 <u>7.6</u>)		八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域= <u>23.4</u> 、馬場目川流域= <u>16.9</u>	馬場目川流域=(<u>7.16.9</u>)		井川町	西部承水路・東部承水路流域= <u>22.6</u> 、井川流域= <u>5.4</u> 、赤沢川流域= <u>2.7</u>	井川流域=(5、 <u>4.2</u>)、赤沢川流域=(7、 <u>2.7</u>)		大潟村	西部承水路・東部承水路流域= <u>3</u>	-		<p>別表4 洪水注意報基準 令和4年5月26日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">市町村等をまとめた地域</th> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 30%;">流域雨量指数基準</th> <th style="width: 30%;">複合基準</th> <th style="width: 20%;">指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">秋田中央地域</td> <td style="text-align: center;">秋田市</td> <td>旧雄物川流域=<u>20.8</u>、旭川流域=14.4、岩見川流域=<u>26.1</u>、新波川流域=<u>6</u>、草生津川流域=<u>6.1</u>、下浜鮎川流域=<u>6.4</u>、猿田川流域=<u>6.9</u>、八田川流域=6.1、梵字川流域=<u>6.8</u>、神内川流域=6、三内川流域=<u>16.6</u>、平尾鳥川流域=<u>7.6</u>、新城川流域=8.4、馬踏川流域=<u>5.2</u>、仁別川流域=4.4、古川流域=<u>3</u>、宝川流域=<u>6</u>、白山川流域=<u>7</u>、湯ノ里川流域=<u>5</u>、安養寺川流域=<u>5.4</u>、大戸川流域=<u>4</u></td> <td>雄物川流域=(<u>5.24.9</u>)、太平川流域=(5、<u>12</u>)、旭川流域=(<u>5.12.2</u>)、岩見川流域=(5、<u>26.1</u>)、新波川流域=(5、<u>6</u>)、草生津川流域=(5、<u>5.4</u>)、下浜鮎川流域=(<u>5.5.7</u>)、猿田川流域=(5、<u>4.9</u>)、八田川流域=(5、6.1)、梵字川流域=(<u>7.4.5</u>)、神内川流域=(<u>5.5.2</u>)、三内川流域=(7、<u>13.3</u>)、平尾鳥川流域=(7、<u>5.9</u>)、新城川流域=(5、<u>6.9</u>)、馬踏川流域=(<u>5.5.2</u>)、仁別川流域=(5、4.4)、古川流域=(5、<u>2.2</u>)、宝川流域=(<u>7.4.8</u>)、白山川流域=(5、<u>6</u>)、湯ノ里川流域=(7、<u>4</u>)、安養寺川流域=(5、<u>5.4</u>)、大戸川流域=(5、<u>2.8</u>)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男鹿市</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>26.4</u>、滝川流域=<u>4.4</u>、相川流域=3.4、賀茂川流域=<u>4.2</u>、比詰川流域=4.5</td> <td>滝川流域=(<u>5.4.4</u>)、相川流域=(<u>8.2.7</u>)、賀茂川流域=(<u>9.4.2</u>)、比詰川流域=(<u>8.3.6</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">潟上市</td> <td>馬踏川流域=<u>8.6</u>、西部承水路・東部承水路流域=<u>26.2</u>、豊川流域=<u>7.8</u>、妹川流域=<u>4</u></td> <td>豊川流域=(5、<u>6.8</u>)、妹川流域=(<u>9.4</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五城目町</td> <td>馬場目川流域=<u>14.5</u>、内川川流域=6.9、富津内川流域=<u>8.1</u></td> <td>馬場目川流域=(7、<u>14.5</u>)、内川川流域=(<u>5.6.9</u>)、富津内川流域=(5、<u>8.1</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八郎潟町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>19.9</u>、馬場目川流域=<u>21.1</u></td> <td>馬場目川流域=(<u>5.21.1</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">井川町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>22.4</u>、井川流域=<u>7</u>、赤沢川流域=<u>3.2</u></td> <td>井川流域=(5、<u>6.1</u>)、赤沢川流域=(7、<u>2.6</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大潟村</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>7.8</u></td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域= <u>20.8</u> 、旭川流域=14.4、岩見川流域= <u>26.1</u> 、新波川流域= <u>6</u> 、草生津川流域= <u>6.1</u> 、下浜鮎川流域= <u>6.4</u> 、猿田川流域= <u>6.9</u> 、八田川流域=6.1、梵字川流域= <u>6.8</u> 、神内川流域=6、三内川流域= <u>16.6</u> 、平尾鳥川流域= <u>7.6</u> 、新城川流域=8.4、馬踏川流域= <u>5.2</u> 、仁別川流域=4.4、古川流域= <u>3</u> 、宝川流域= <u>6</u> 、白山川流域= <u>7</u> 、湯ノ里川流域= <u>5</u> 、安養寺川流域= <u>5.4</u> 、大戸川流域= <u>4</u>	雄物川流域=(<u>5.24.9</u>)、太平川流域=(5、 <u>12</u>)、旭川流域=(<u>5.12.2</u>)、岩見川流域=(5、 <u>26.1</u>)、新波川流域=(5、 <u>6</u>)、草生津川流域=(5、 <u>5.4</u>)、下浜鮎川流域=(<u>5.5.7</u>)、猿田川流域=(5、 <u>4.9</u>)、八田川流域=(5、6.1)、梵字川流域=(<u>7.4.5</u>)、神内川流域=(<u>5.5.2</u>)、三内川流域=(7、 <u>13.3</u>)、平尾鳥川流域=(7、 <u>5.9</u>)、新城川流域=(5、 <u>6.9</u>)、馬踏川流域=(<u>5.5.2</u>)、仁別川流域=(5、4.4)、古川流域=(5、 <u>2.2</u>)、宝川流域=(<u>7.4.8</u>)、白山川流域=(5、 <u>6</u>)、湯ノ里川流域=(7、 <u>4</u>)、安養寺川流域=(5、 <u>5.4</u>)、大戸川流域=(5、 <u>2.8</u>)	(略)		男鹿市	西部承水路・東部承水路流域= <u>26.4</u> 、滝川流域= <u>4.4</u> 、相川流域=3.4、賀茂川流域= <u>4.2</u> 、比詰川流域=4.5	滝川流域=(<u>5.4.4</u>)、相川流域=(<u>8.2.7</u>)、賀茂川流域=(<u>9.4.2</u>)、比詰川流域=(<u>8.3.6</u>)		潟上市	馬踏川流域= <u>8.6</u> 、西部承水路・東部承水路流域= <u>26.2</u> 、豊川流域= <u>7.8</u> 、妹川流域= <u>4</u>	豊川流域=(5、 <u>6.8</u>)、妹川流域=(<u>9.4</u>)		五城目町	馬場目川流域= <u>14.5</u> 、内川川流域=6.9、富津内川流域= <u>8.1</u>	馬場目川流域=(7、 <u>14.5</u>)、内川川流域=(<u>5.6.9</u>)、富津内川流域=(5、 <u>8.1</u>)		八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域= <u>19.9</u> 、馬場目川流域= <u>21.1</u>	馬場目川流域=(<u>5.21.1</u>)		井川町	西部承水路・東部承水路流域= <u>22.4</u> 、井川流域= <u>7</u> 、赤沢川流域= <u>3.2</u>	井川流域=(5、 <u>6.1</u>)、赤沢川流域=(7、 <u>2.6</u>)		大潟村	西部承水路・東部承水路流域= <u>7.8</u>	-	
市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																				
秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域= <u>20.6</u> 、旭川流域=14.4、岩見川流域= <u>27.2</u> 、新波川流域= <u>4.7</u> 、草生津川流域= <u>3.9</u> 、下浜鮎川流域= <u>4.5</u> 、猿田川流域= <u>6.8</u> 、八田川流域=6.1、梵字川流域= <u>5.2</u> 、神内川流域= <u>4.9</u> 、三内川流域= <u>17.9</u> 、平尾鳥川流域= <u>6</u> 、新城川流域=8.4、馬踏川流域= <u>4.3</u> 、仁別川流域=4.4、古川流域= <u>2.8</u> 、宝川流域= <u>4.2</u> 、白山川流域= <u>7.5</u> 、湯ノ里川流域= <u>5.2</u> 、安養寺川流域= <u>4.1</u> 、大戸川流域= <u>3.6</u>	雄物川流域=(<u>7.39.7</u>)、太平川流域=(5、 <u>11.5</u>)、旭川流域=(<u>7.7.8</u>)、岩見川流域=(5、 <u>26.8</u>)、新波川流域=(<u>7.3.8</u>)、草生津川流域=(5、 <u>2.8</u>)、猿田川流域=(5、 <u>4.8</u>)、八田川流域=(5、6.1)、梵字川流域=(<u>5.4.4</u>)、神内川流域=(<u>7.14.3</u>)、三内川流域=(7、 <u>14.3</u>)、平尾鳥川流域=(7、 <u>4.7</u>)、新城川流域=(5、 <u>8.4</u>)、馬踏川流域=(<u>7.3.4</u>)、仁別川流域=(5、4.4)、古川流域=(5、 <u>2</u>)、宝川流域=(<u>5.2.2</u>)、白山川流域=(5、 <u>6.7</u>)、湯ノ里川流域=(7、 <u>4.2</u>)、安養寺川流域=(5、 <u>4.1</u>)、大戸川流域=(5、 <u>2.6</u>)	(略)																																																																				
	男鹿市	西部承水路・東部承水路流域= <u>25.9</u> 、滝川流域= <u>4.8</u> 、相川流域=3.4、賀茂川流域= <u>4.5</u> 、比詰川流域= <u>4.9</u>	滝川流域=(<u>7.3.8</u>)、賀茂川流域=(<u>7.4.5</u>)、比詰川流域=(<u>7.3.9</u>)																																																																					
	潟上市	馬踏川流域= <u>7.5</u> 、西部承水路・東部承水路流域= <u>24.5</u> 、豊川流域= <u>5</u> 、妹川流域= <u>2.6</u>	豊川流域=(5、 <u>5</u>)																																																																					
	五城目町	馬場目川流域= <u>14.2</u> 、内川川流域=6.9、富津内川流域= <u>18.1</u>	馬場目川流域=(7、 <u>14.2</u>)、内川川流域=(<u>7.5.5</u>)、富津内川流域=(5、 <u>7.6</u>)																																																																					
	八郎潟町	西部承水路・東部承水路流域= <u>23.4</u> 、馬場目川流域= <u>16.9</u>	馬場目川流域=(<u>7.16.9</u>)																																																																					
	井川町	西部承水路・東部承水路流域= <u>22.6</u> 、井川流域= <u>5.4</u> 、赤沢川流域= <u>2.7</u>	井川流域=(5、 <u>4.2</u>)、赤沢川流域=(7、 <u>2.7</u>)																																																																					
	大潟村	西部承水路・東部承水路流域= <u>3</u>	-																																																																					
	市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																			
	秋田中央地域	秋田市	旧雄物川流域= <u>20.8</u> 、旭川流域=14.4、岩見川流域= <u>26.1</u> 、新波川流域= <u>6</u> 、草生津川流域= <u>6.1</u> 、下浜鮎川流域= <u>6.4</u> 、猿田川流域= <u>6.9</u> 、八田川流域=6.1、梵字川流域= <u>6.8</u> 、神内川流域=6、三内川流域= <u>16.6</u> 、平尾鳥川流域= <u>7.6</u> 、新城川流域=8.4、馬踏川流域= <u>5.2</u> 、仁別川流域=4.4、古川流域= <u>3</u> 、宝川流域= <u>6</u> 、白山川流域= <u>7</u> 、湯ノ里川流域= <u>5</u> 、安養寺川流域= <u>5.4</u> 、大戸川流域= <u>4</u>	雄物川流域=(<u>5.24.9</u>)、太平川流域=(5、 <u>12</u>)、旭川流域=(<u>5.12.2</u>)、岩見川流域=(5、 <u>26.1</u>)、新波川流域=(5、 <u>6</u>)、草生津川流域=(5、 <u>5.4</u>)、下浜鮎川流域=(<u>5.5.7</u>)、猿田川流域=(5、 <u>4.9</u>)、八田川流域=(5、6.1)、梵字川流域=(<u>7.4.5</u>)、神内川流域=(<u>5.5.2</u>)、三内川流域=(7、 <u>13.3</u>)、平尾鳥川流域=(7、 <u>5.9</u>)、新城川流域=(5、 <u>6.9</u>)、馬踏川流域=(<u>5.5.2</u>)、仁別川流域=(5、4.4)、古川流域=(5、 <u>2.2</u>)、宝川流域=(<u>7.4.8</u>)、白山川流域=(5、 <u>6</u>)、湯ノ里川流域=(7、 <u>4</u>)、安養寺川流域=(5、 <u>5.4</u>)、大戸川流域=(5、 <u>2.8</u>)	(略)																																																																			
		男鹿市	西部承水路・東部承水路流域= <u>26.4</u> 、滝川流域= <u>4.4</u> 、相川流域=3.4、賀茂川流域= <u>4.2</u> 、比詰川流域=4.5	滝川流域=(<u>5.4.4</u>)、相川流域=(<u>8.2.7</u>)、賀茂川流域=(<u>9.4.2</u>)、比詰川流域=(<u>8.3.6</u>)																																																																				
潟上市		馬踏川流域= <u>8.6</u> 、西部承水路・東部承水路流域= <u>26.2</u> 、豊川流域= <u>7.8</u> 、妹川流域= <u>4</u>	豊川流域=(5、 <u>6.8</u>)、妹川流域=(<u>9.4</u>)																																																																					
五城目町		馬場目川流域= <u>14.5</u> 、内川川流域=6.9、富津内川流域= <u>8.1</u>	馬場目川流域=(7、 <u>14.5</u>)、内川川流域=(<u>5.6.9</u>)、富津内川流域=(5、 <u>8.1</u>)																																																																					
八郎潟町		西部承水路・東部承水路流域= <u>19.9</u> 、馬場目川流域= <u>21.1</u>	馬場目川流域=(<u>5.21.1</u>)																																																																					
井川町		西部承水路・東部承水路流域= <u>22.4</u> 、井川流域= <u>7</u> 、赤沢川流域= <u>3.2</u>	井川流域=(5、 <u>6.1</u>)、赤沢川流域=(7、 <u>2.6</u>)																																																																					
大潟村		西部承水路・東部承水路流域= <u>7.8</u>	-																																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																						
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																							
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																							
105 199	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>檜山川流域=<u>5.9</u>、 久喜沢川流域=<u>5.6</u>、 常盤川流域=<u>6.4</u>、 天内川流域=<u>4.2</u>、 種梅川流域=<u>6.9</u>、内川流域=<u>10.1</u>、 比井野川流域=<u>4.4</u>、 阿仁川流域=<u>28.2</u>、 濁川流域=<u>8.3</u>、竹生川流域=<u>8.1</u>、 悪土川流域=<u>2.4</u>、田代川流域=<u>4.6</u></td> <td>米代川流域=(<u>6.24.2</u>)、 檜山川流域=(<u>5.4.2</u>)、 久喜沢川流域=(<u>5.5.6</u>)、 常盤川流域=(<u>7.6.4</u>)、 天内川流域=(<u>5.2.8</u>)、 種梅川流域=(<u>5.6.9</u>)、 比井野川流域=(<u>5.3.6</u>)、 悪土川流域=(<u>6.1.9</u>)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>藤里町</td> <td>藤琴川流域=<u>22.2</u>、 大沢川流域=<u>8.4</u>、 粕毛川流域=<u>23</u>、寺沢川流域=<u>5.3</u>、 小比内川流域=<u>8</u>、 長場内川流域=<u>5.6</u></td> <td>琴川流域=(<u>6.19.3</u>)、 大沢川流域=(<u>5.7.1</u>)、 小比内川流域=(<u>5.8</u>)</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>14.4</u>、 鯉川川流域=<u>5.7</u>、 小又川・三種川流域=<u>7</u>、 鶴川川流域=<u>3.9</u>、 金光寺川流域=<u>6</u>、 添畑川流域=<u>3.6</u>、 西又川流域=<u>4.3</u></td> <td>鯉川川流域=(<u>5.4.6</u>)、 小又川・三種川流域=(<u>5.7</u>)、 鶴川川流域=(<u>5.3.7</u>)</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>竹生川流域=<u>5.3</u>、 真瀬川流域=<u>12.4</u>、 水沢川流域=<u>9.8</u>、塙川流域=<u>8.2</u></td> <td>塙川流域=(<u>7.8.2</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	能代山本地域	能代市	檜山川流域= <u>5.9</u> 、 久喜沢川流域= <u>5.6</u> 、 常盤川流域= <u>6.4</u> 、 天内川流域= <u>4.2</u> 、 種梅川流域= <u>6.9</u> 、内川流域= <u>10.1</u> 、 比井野川流域= <u>4.4</u> 、 阿仁川流域= <u>28.2</u> 、 濁川流域= <u>8.3</u> 、竹生川流域= <u>8.1</u> 、 悪土川流域= <u>2.4</u> 、田代川流域= <u>4.6</u>	米代川流域=(<u>6.24.2</u>)、 檜山川流域=(<u>5.4.2</u>)、 久喜沢川流域=(<u>5.5.6</u>)、 常盤川流域=(<u>7.6.4</u>)、 天内川流域=(<u>5.2.8</u>)、 種梅川流域=(<u>5.6.9</u>)、 比井野川流域=(<u>5.3.6</u>)、 悪土川流域=(<u>6.1.9</u>)	(略)	藤里町	藤琴川流域= <u>22.2</u> 、 大沢川流域= <u>8.4</u> 、 粕毛川流域= <u>23</u> 、寺沢川流域= <u>5.3</u> 、 小比内川流域= <u>8</u> 、 長場内川流域= <u>5.6</u>	琴川流域=(<u>6.19.3</u>)、 大沢川流域=(<u>5.7.1</u>)、 小比内川流域=(<u>5.8</u>)	三種町	西部承水路・東部承水路流域= <u>14.4</u> 、 鯉川川流域= <u>5.7</u> 、 小又川・三種川流域= <u>7</u> 、 鶴川川流域= <u>3.9</u> 、 金光寺川流域= <u>6</u> 、 添畑川流域= <u>3.6</u> 、 西又川流域= <u>4.3</u>	鯉川川流域=(<u>5.4.6</u>)、 小又川・三種川流域=(<u>5.7</u>)、 鶴川川流域=(<u>5.3.7</u>)	八峰町	竹生川流域= <u>5.3</u> 、 真瀬川流域= <u>12.4</u> 、 水沢川流域= <u>9.8</u> 、塙川流域= <u>8.2</u>	塙川流域=(<u>7.8.2</u>)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">能代山本地域</td> <td>能代市</td> <td>檜山川流域=<u>8.3</u>、 久喜沢川流域=<u>4.2</u>、 常盤川流域=<u>7.4</u>、天内川流域=<u>4.1</u>、 種梅川流域=<u>6.8</u>、内川流域=<u>10.2</u>、 比井野川流域=<u>5.3</u>、 阿仁川流域=<u>34.7</u>、 濁川流域=<u>8.4</u>、竹生川流域=<u>8.8</u>、 悪土川流域=<u>4.1</u>、田代川流域=<u>6</u></td> <td>米代川流域=(<u>5.30.4</u>)、 藤琴川流域=(<u>5.24.7</u>)、 檜山川流域=(<u>5.6.8</u>)、 久喜沢川流域=(<u>5.4.2</u>)、 常盤川流域=(<u>6.5.9</u>)、 天内川流域=(<u>5.2.8</u>)、 種梅川流域=(<u>5.6.8</u>)、 内川流域=(<u>5.10.2</u>)、 比井野川流域=(<u>5.4.4</u>)、 阿仁川流域=(<u>5.18.7</u>)、 悪土川流域=(<u>5.4.1</u>)、 田代川流域=(<u>5.4.9</u>)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>藤里町</td> <td>藤琴川流域=<u>24.5</u>、大沢川流域=<u>9</u>、 粕毛川流域=<u>22.4</u>、寺沢川流域=<u>5.6</u>、 小比内川流域=<u>9.2</u>、 長場内川流域=<u>5.6</u></td> <td>藤琴川流域=(<u>5.24.5</u>)、 大沢川流域=(<u>5.9</u>)、 小比内川流域=(<u>5.9.2</u>)</td> </tr> <tr> <td>三種町</td> <td>西部承水路・東部承水路流域=<u>18.8</u>、 鯉川川流域=<u>6.4</u>、 三種川流域=<u>11</u>、 小又川流域=<u>5.8</u>、 鶴川川流域=<u>4.2</u>、 金光寺川流域=<u>6</u>、 添畑川流域=<u>5.5</u>、 西又川流域=<u>5.4</u></td> <td>鯉川川流域=(<u>5.6.4</u>)、 三種川流域=(<u>5.9.5</u>)、 小又川流域=(<u>5.4.6</u>)、 鶴川川流域=(<u>5.4.1</u>)</td> </tr> <tr> <td>八峰町</td> <td>竹生川流域=<u>5.8</u>、真瀬川流域=<u>14</u>、 水沢川流域=<u>11.8</u>、塙川流域=<u>10</u></td> <td>塙川流域=(<u>6.8</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	能代山本地域	能代市	檜山川流域= <u>8.3</u> 、 久喜沢川流域= <u>4.2</u> 、 常盤川流域= <u>7.4</u> 、天内川流域= <u>4.1</u> 、 種梅川流域= <u>6.8</u> 、内川流域= <u>10.2</u> 、 比井野川流域= <u>5.3</u> 、 阿仁川流域= <u>34.7</u> 、 濁川流域= <u>8.4</u> 、竹生川流域= <u>8.8</u> 、 悪土川流域= <u>4.1</u> 、田代川流域= <u>6</u>	米代川流域=(<u>5.30.4</u>)、 藤琴川流域=(<u>5.24.7</u>) 、 檜山川流域=(<u>5.6.8</u>)、 久喜沢川流域=(<u>5.4.2</u>)、 常盤川流域=(<u>6.5.9</u>)、 天内川流域=(<u>5.2.8</u>)、 種梅川流域=(<u>5.6.8</u>)、 内川流域=(<u>5.10.2</u>) 、 比井野川流域=(<u>5.4.4</u>)、 阿仁川流域=(<u>5.18.7</u>) 、 悪土川流域=(<u>5.4.1</u>)、 田代川流域=(<u>5.4.9</u>)	(略)	藤里町	藤琴川流域= <u>24.5</u> 、大沢川流域= <u>9</u> 、 粕毛川流域= <u>22.4</u> 、寺沢川流域= <u>5.6</u> 、 小比内川流域= <u>9.2</u> 、 長場内川流域= <u>5.6</u>	藤琴川流域=(<u>5.24.5</u>)、 大沢川流域=(<u>5.9</u>)、 小比内川流域=(<u>5.9.2</u>)	三種町	西部承水路・東部承水路流域= <u>18.8</u> 、 鯉川川流域= <u>6.4</u> 、 三種川流域=<u>11</u> 、 小又川流域=<u>5.8</u> 、 鶴川川流域= <u>4.2</u> 、 金光寺川流域= <u>6</u> 、 添畑川流域= <u>5.5</u> 、 西又川流域= <u>5.4</u>	鯉川川流域=(<u>5.6.4</u>)、 三種川流域=(<u>5.9.5</u>) 、 小又川流域=(<u>5.4.6</u>) 、 鶴川川流域=(<u>5.4.1</u>)	八峰町	竹生川流域= <u>5.8</u> 、真瀬川流域= <u>14</u> 、 水沢川流域= <u>11.8</u> 、塙川流域= <u>10</u>	塙川流域=(<u>6.8</u>)	所要の修正
市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																					
能代山本地域	能代市	檜山川流域= <u>5.9</u> 、 久喜沢川流域= <u>5.6</u> 、 常盤川流域= <u>6.4</u> 、 天内川流域= <u>4.2</u> 、 種梅川流域= <u>6.9</u> 、内川流域= <u>10.1</u> 、 比井野川流域= <u>4.4</u> 、 阿仁川流域= <u>28.2</u> 、 濁川流域= <u>8.3</u> 、竹生川流域= <u>8.1</u> 、 悪土川流域= <u>2.4</u> 、田代川流域= <u>4.6</u>	米代川流域=(<u>6.24.2</u>)、 檜山川流域=(<u>5.4.2</u>)、 久喜沢川流域=(<u>5.5.6</u>)、 常盤川流域=(<u>7.6.4</u>)、 天内川流域=(<u>5.2.8</u>)、 種梅川流域=(<u>5.6.9</u>)、 比井野川流域=(<u>5.3.6</u>)、 悪土川流域=(<u>6.1.9</u>)	(略)																																					
	藤里町	藤琴川流域= <u>22.2</u> 、 大沢川流域= <u>8.4</u> 、 粕毛川流域= <u>23</u> 、寺沢川流域= <u>5.3</u> 、 小比内川流域= <u>8</u> 、 長場内川流域= <u>5.6</u>	琴川流域=(<u>6.19.3</u>)、 大沢川流域=(<u>5.7.1</u>)、 小比内川流域=(<u>5.8</u>)																																						
	三種町	西部承水路・東部承水路流域= <u>14.4</u> 、 鯉川川流域= <u>5.7</u> 、 小又川・三種川流域= <u>7</u> 、 鶴川川流域= <u>3.9</u> 、 金光寺川流域= <u>6</u> 、 添畑川流域= <u>3.6</u> 、 西又川流域= <u>4.3</u>	鯉川川流域=(<u>5.4.6</u>)、 小又川・三種川流域=(<u>5.7</u>)、 鶴川川流域=(<u>5.3.7</u>)																																						
	八峰町	竹生川流域= <u>5.3</u> 、 真瀬川流域= <u>12.4</u> 、 水沢川流域= <u>9.8</u> 、塙川流域= <u>8.2</u>	塙川流域=(<u>7.8.2</u>)																																						
市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																					
能代山本地域	能代市	檜山川流域= <u>8.3</u> 、 久喜沢川流域= <u>4.2</u> 、 常盤川流域= <u>7.4</u> 、天内川流域= <u>4.1</u> 、 種梅川流域= <u>6.8</u> 、内川流域= <u>10.2</u> 、 比井野川流域= <u>5.3</u> 、 阿仁川流域= <u>34.7</u> 、 濁川流域= <u>8.4</u> 、竹生川流域= <u>8.8</u> 、 悪土川流域= <u>4.1</u> 、田代川流域= <u>6</u>	米代川流域=(<u>5.30.4</u>)、 藤琴川流域=(<u>5.24.7</u>) 、 檜山川流域=(<u>5.6.8</u>)、 久喜沢川流域=(<u>5.4.2</u>)、 常盤川流域=(<u>6.5.9</u>)、 天内川流域=(<u>5.2.8</u>)、 種梅川流域=(<u>5.6.8</u>)、 内川流域=(<u>5.10.2</u>) 、 比井野川流域=(<u>5.4.4</u>)、 阿仁川流域=(<u>5.18.7</u>) 、 悪土川流域=(<u>5.4.1</u>)、 田代川流域=(<u>5.4.9</u>)	(略)																																					
	藤里町	藤琴川流域= <u>24.5</u> 、大沢川流域= <u>9</u> 、 粕毛川流域= <u>22.4</u> 、寺沢川流域= <u>5.6</u> 、 小比内川流域= <u>9.2</u> 、 長場内川流域= <u>5.6</u>	藤琴川流域=(<u>5.24.5</u>)、 大沢川流域=(<u>5.9</u>)、 小比内川流域=(<u>5.9.2</u>)																																						
	三種町	西部承水路・東部承水路流域= <u>18.8</u> 、 鯉川川流域= <u>6.4</u> 、 三種川流域=<u>11</u> 、 小又川流域=<u>5.8</u> 、 鶴川川流域= <u>4.2</u> 、 金光寺川流域= <u>6</u> 、 添畑川流域= <u>5.5</u> 、 西又川流域= <u>5.4</u>	鯉川川流域=(<u>5.6.4</u>)、 三種川流域=(<u>5.9.5</u>) 、 小又川流域=(<u>5.4.6</u>) 、 鶴川川流域=(<u>5.4.1</u>)																																						
	八峰町	竹生川流域= <u>5.8</u> 、真瀬川流域= <u>14</u> 、 水沢川流域= <u>11.8</u> 、塙川流域= <u>10</u>	塙川流域=(<u>6.8</u>)																																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前			修正後			修正理由
	第2編 一般災害対策			第2編 一般災害対策			
	第2章 災害応急対策計画			第2章 災害応急対策計画			
106	199	<p>由利本荘市</p> <p>本荘由利地域</p> <p>芋川流域=<u>19.9</u>、小友川流域=<u>9.7</u>、石沢川流域=<u>17.8</u>、鮎川流域=<u>8.1</u>、久保田川流域=<u>5.8</u>、大砂川流域=<u>4.8</u>、田沢川流域=<u>3.5</u>、鶯川流域=<u>7.2</u>、笹子川流域=<u>15.9</u>、直根川流域=<u>9.2</u>、百宅川流域=<u>5.6</u>、下玉田川流域=<u>9.1</u>、赤田川流域=<u>7.8</u>、小関川流域=<u>10.1</u>、中俣川流域=<u>5.2</u>、北ノ股川流域=<u>4.6</u>、黒森川流域=<u>3.3</u>、須郷川流域=<u>6.1</u>、坂部川流域=<u>4.6</u>、杉森川流域=<u>3.8</u>、大吹川流域=<u>6.8</u>、丁川流域=<u>8.8</u>、法内川流域=<u>5.2</u>、祝沢川流域=<u>5</u>、新沢川流域=<u>4.8</u>、松沢川流域=<u>2.8</u>、勝手川流域=<u>5.2</u>、君ヶ野川流域=<u>7</u>、二古川流域=<u>7.1</u>、衣川流域=<u>12.7</u>、芦川流域=<u>3.7</u>、蛇川流域=<u>6.8</u>、福俣川流域=<u>4.4</u>、黒川流域=<u>5.5</u>、西目川流域=<u>8.1</u>、羽広川流域=<u>3.8</u></p> <p>子吉川流域=(<u>5</u>、<u>22.3</u>)、芋川流域=(<u>6</u>、<u>15.9</u>)、小友川流域=(<u>5</u>、<u>9.6</u>)、鮎川流域=(<u>6</u>、<u>6.5</u>)、田沢川流域=(<u>5</u>、<u>2.8</u>)、笹子川流域=(<u>5</u>、<u>14.9</u>)、百宅川流域=(<u>7</u>、<u>5</u>)、中俣川流域=(<u>5</u>、<u>4.6</u>)、坂部川流域=(<u>5</u>、<u>4.6</u>)、杉森川流域=(<u>6</u>、<u>3</u>)、法内川流域=(<u>5</u>、<u>5.2</u>)、祝沢川流域=(<u>5</u>、<u>5</u>)、勝手川流域=(<u>7</u>、<u>5.2</u>)、君ヶ野川流域=(<u>6</u>、<u>5.6</u>)、衣川流域=(<u>5</u>、<u>12.7</u>)、芦川流域=(<u>6</u>、<u>3</u>)、羽広川流域=(<u>8</u>、<u>3</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>由利本荘市</p> <p>本荘由利地域</p> <p>芋川流域=<u>20</u>、小友川流域=<u>9.8</u>、石沢川流域=<u>15.5</u>、鮎川流域=<u>9.2</u>、久保田川流域=<u>6.1</u>、大砂川流域=<u>6.1</u>、田沢川流域=<u>4.5</u>、鶯川流域=<u>7.4</u>、笹子川流域=<u>17.3</u>、直根川流域=<u>10</u>、百宅川流域=<u>7.7</u>、下玉田川流域=<u>9</u>、赤田川流域=<u>9.5</u>、小関川流域=<u>10.5</u>、中俣川流域=<u>5.7</u>、北ノ股川流域=<u>4.6</u>、黒森川流域=<u>3.5</u>、須郷川流域=<u>6.1</u>、坂部川流域=<u>7</u>、杉森川流域=<u>3.9</u>、大吹川流域=<u>7.6</u>、丁川流域=<u>10.2</u>、法内川流域=<u>7</u>、祝沢川流域=<u>6</u>、新沢川流域=<u>5.3</u>、松沢川流域=<u>2.8</u>、勝手川流域=<u>6.2</u>、君ヶ野川流域=<u>9.2</u>、二古川流域=<u>4.9</u>、衣川流域=<u>13.8</u>、芦川流域=<u>3.7</u>、蛇川流域=<u>6.4</u>、福俣川流域=<u>6.1</u>、黒川流域=<u>6.3</u>、西目川流域=<u>9.2</u>、羽広川流域=<u>5.2</u></p> <p>子吉川流域=(<u>5</u>、<u>22.4</u>)、芋川流域=(<u>5</u>、<u>12.8</u>)、小友川流域=(<u>5</u>、<u>9.8</u>)、石沢川流域=(<u>5</u>、<u>11.9</u>)、鮎川流域=(<u>5</u>、<u>9.2</u>)、田沢川流域=(<u>5</u>、<u>3.9</u>)、笹子川流域=(<u>5</u>、<u>15.7</u>)、百宅川流域=(<u>7</u>、<u>5.7</u>)、中俣川流域=(<u>5</u>、<u>5.7</u>)、坂部川流域=(<u>8</u>、<u>5.6</u>)、杉森川流域=(<u>8</u>、<u>3.1</u>)、丁川流域=(<u>7</u>、<u>9.2</u>)、松沢川流域=(<u>8</u>、<u>2.2</u>)、勝手川流域=(<u>5</u>、<u>6.2</u>)、君ヶ野川流域=(<u>5</u>、<u>7.4</u>)、衣川流域=(<u>5</u>、<u>9.4</u>)、芦川流域=(<u>8</u>、<u>3</u>)、蛇川流域=(<u>8</u>、<u>5.1</u>)、黒川流域=(<u>8</u>、<u>5</u>)、西目川流域=(<u>8</u>、<u>7.4</u>)、羽広川流域=(<u>7</u>、<u>4.1</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>所要の修正</p>			
		<p>にかほ市</p> <p>鳥越川流域=<u>8.4</u>、天拝川流域=<u>8.5</u>、大湯川流域=<u>6.8</u>、大沢川流域=<u>5</u>、白雪川流域=<u>14</u>、赤石川流域=<u>2.8</u>、奈曾川流域=<u>7</u>、川袋小川流域=<u>4.2</u>、清水川流域=<u>4.9</u></p> <p>天拝川流域=(<u>9</u>、<u>8.5</u>)、大湯川流域=(<u>5</u>、<u>6.4</u>)、赤石川流域=(<u>8</u>、<u>2.8</u>)、奈曾川流域=(<u>8</u>、<u>5.6</u>)、川袋小川流域=(<u>5</u>、<u>4.2</u>)、清水川流域=(<u>8</u>、<u>3.9</u>)</p>	<p>にかほ市</p> <p>鳥越川流域=<u>8</u>、天拝川流域=<u>8.4</u>、大湯川流域=<u>6.9</u>、大沢川流域=<u>6.4</u>、白雪川流域=<u>13.5</u>、赤石川流域=<u>3.6</u>、奈曾川流域=<u>7.6</u>、川袋小川流域=<u>4.5</u>、清水川流域=<u>3.8</u></p> <p>天拝川流域=(<u>9</u>、<u>8.4</u>)、大湯川流域=(<u>5</u>、<u>6.6</u>)、白雪川流域=(<u>8</u>、<u>10.8</u>)、赤石川流域=(<u>8</u>、<u>3.6</u>)、奈曾川流域=(<u>8</u>、<u>6.1</u>)、川袋小川流域=(<u>5</u>、<u>4.5</u>)、清水川流域=(<u>8</u>、<u>3</u>)</p>				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前				修正後				修正理由																						
	第2編 一般災害対策				第2編 一般災害対策																										
	第2章 災害応急対策計画				第2章 災害応急対策計画																										
107	200	北秋 鹿角 地域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等 をまとめた 地域</th> <th>市町村</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪 水予報によ る基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大館市</td> <td></td> <td>米代川流域=30、早口川流域=<u>17.4</u>、 岩瀬川流域=<u>18.6</u>、山田川流域=<u>7.1</u>、 引欠川流域=<u>14.1</u>、 長木川流域=<u>24.1</u>、 犀川流域=<u>11.9</u>、小森川流域=<u>3.7</u>、 下内川流域=<u>12</u>、乱川流域=<u>5.5</u>、 大森川流域=<u>6.5</u>、花岡川流域=<u>4.9</u>、 大茂内川流域=<u>5.6</u>、 板戸川流域=<u>2.7</u>、 炭谷川流域=<u>3.6</u></td> <td>米代川流域=(5、<u>27</u>)、 早口川流域=(5、<u>13.9</u>)、 岩瀬川流域=(5、<u>18.6</u>)、 引欠川流域=(5、<u>13.5</u>)、 長木川流域=(5、<u>20.2</u>)、 犀川流域=(5、<u>9.5</u>)、 下内川流域=(5、<u>9.6</u>)、 乱川流域=(5、<u>4.6</u>)、 花岡川流域=(5、<u>4.2</u>)、 板戸川流域=(5、<u>2</u>)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>米代川流域=<u>28.1</u>、 大湯川流域=<u>17.6</u>、 根市川流域=<u>9.4</u>、間瀬川流域=<u>6.7</u>、 黒沢川流域=<u>3.6</u>、 夜明島川流域=<u>8.6</u>、 熊沢川流域=<u>16.1</u>、 小坂川流域=<u>16.9</u>、 汁毛川流域=<u>6</u>、福土川流域=<u>4.6</u>、 夏井川流域=<u>3.6</u>、榎内川流域=<u>5.6</u>、 冷水川流域=<u>4.6</u></td> <td>米代川流域=(5、<u>28.1</u>)、 間瀬川流域=(5、<u>6.7</u>)、 黒沢川流域=(5、2.2)、 夜明島川流域=(5、<u>8.6</u>)、 熊沢川流域=(5、<u>16.1</u>)、 福土川流域=(5、<u>4.6</u>)、 夏井川流域=(5、<u>3.6</u>)、 榎内川流域=(5、<u>5.6</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等 をまとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪 水予報によ る基準	大館市		米代川流域=30、早口川流域= <u>17.4</u> 、 岩瀬川流域= <u>18.6</u> 、山田川流域= <u>7.1</u> 、 引欠川流域= <u>14.1</u> 、 長木川流域= <u>24.1</u> 、 犀川流域= <u>11.9</u> 、小森川流域= <u>3.7</u> 、 下内川流域= <u>12</u> 、乱川流域= <u>5.5</u> 、 大森川流域= <u>6.5</u> 、花岡川流域= <u>4.9</u> 、 大茂内川流域= <u>5.6</u> 、 板戸川流域= <u>2.7</u> 、 炭谷川流域= <u>3.6</u>	米代川流域=(5、 <u>27</u>)、 早口川流域=(5、 <u>13.9</u>)、 岩瀬川流域=(5、 <u>18.6</u>)、 引欠川流域=(5、 <u>13.5</u>)、 長木川流域=(5、 <u>20.2</u>)、 犀川流域=(5、 <u>9.5</u>)、 下内川流域=(5、 <u>9.6</u>)、 乱川流域=(5、 <u>4.6</u>)、 花岡川流域=(5、 <u>4.2</u>)、 板戸川流域=(5、 <u>2</u>)	(略)	鹿角市	米代川流域= <u>28.1</u> 、 大湯川流域= <u>17.6</u> 、 根市川流域= <u>9.4</u> 、間瀬川流域= <u>6.7</u> 、 黒沢川流域= <u>3.6</u> 、 夜明島川流域= <u>8.6</u> 、 熊沢川流域= <u>16.1</u> 、 小坂川流域= <u>16.9</u> 、 汁毛川流域= <u>6</u> 、福土川流域= <u>4.6</u> 、 夏井川流域= <u>3.6</u> 、榎内川流域= <u>5.6</u> 、 冷水川流域= <u>4.6</u>	米代川流域=(5、 <u>28.1</u>)、 間瀬川流域=(5、 <u>6.7</u>)、 黒沢川流域=(5、2.2)、 夜明島川流域=(5、 <u>8.6</u>)、 熊沢川流域=(5、 <u>16.1</u>)、 福土川流域=(5、 <u>4.6</u>)、 夏井川流域=(5、 <u>3.6</u>)、 榎内川流域=(5、 <u>5.6</u>)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等 をまとめた 地域</th> <th>市町村</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪 水予報によ る基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大館市</td> <td></td> <td>米代川流域=30、早口川流域=<u>17.1</u>、 岩瀬川流域=<u>19.5</u>、山田川流域=<u>9.9</u>、 引欠川流域=<u>11.9</u>、 長木川流域=<u>27</u>、 犀川流域=<u>13.7</u>、小森川流域=<u>4.8</u>、 下内川流域=<u>9.7</u>、乱川流域=<u>6.6</u>、 大森川流域=<u>6.3</u>、花岡川流域=<u>5.2</u>、 大茂内川流域=<u>6.3</u>、 板戸川流域=<u>3.3</u>、 炭谷川流域=<u>3.9</u></td> <td>米代川流域=(5、<u>9.7</u>)、 早口川流域=(5、<u>13.7</u>)、 岩瀬川流域=(5、<u>19.5</u>)、 山田川流域=(5、9.9)、 引欠川流域=(5、<u>9.5</u>)、 長木川流域=(5、<u>27</u>)、 犀川流域=(5、<u>13.7</u>)、 小森川流域=(5、<u>4.7</u>)、 下内川流域=(5、<u>9.7</u>)、 乱川流域=(5、<u>6.6</u>)、 花岡川流域=(5、<u>5.2</u>)、 板戸川流域=(5、<u>2.2</u>)、 炭谷川流域=(<u>6</u>、<u>3.1</u>)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>鹿角市</td> <td>米代川流域=<u>31.3</u>、 大湯川流域=<u>17.9</u>、 根市川流域=<u>8.8</u>、間瀬川流域=<u>10.2</u>、 黒沢川流域=<u>4</u>、 夜明島川流域=<u>11</u>、 熊沢川流域=<u>15.7</u>、 小坂川流域=<u>16.4</u>、 汁毛川流域=<u>6.3</u>、福土川流域=<u>6.8</u>、 夏井川流域=<u>5.2</u>、榎内川流域=<u>7.2</u>、 冷水川流域=<u>5.8</u></td> <td>米代川流域=(5、<u>25</u>)、 大湯川流域=(5、14.3)、 間瀬川流域=(5、<u>7</u>)、 黒沢川流域=(5、2.2)、 夜明島川流域=(5、<u>8.8</u>)、 熊沢川流域=(5、<u>15.7</u>)、 小坂川流域=(5、13.1)、 汁毛川流域=(5、<u>5</u>)、 福土川流域=(5、<u>6.8</u>)、 夏井川流域=(5、<u>4.2</u>)、 榎内川流域=(5、<u>5.8</u>)、 冷水川流域=(5、<u>5.8</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等 をまとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪 水予報によ る基準	大館市		米代川流域=30、早口川流域= <u>17.1</u> 、 岩瀬川流域= <u>19.5</u> 、山田川流域= <u>9.9</u> 、 引欠川流域= <u>11.9</u> 、 長木川流域= <u>27</u> 、 犀川流域= <u>13.7</u> 、小森川流域= <u>4.8</u> 、 下内川流域= <u>9.7</u> 、乱川流域= <u>6.6</u> 、 大森川流域= <u>6.3</u> 、花岡川流域= <u>5.2</u> 、 大茂内川流域= <u>6.3</u> 、 板戸川流域= <u>3.3</u> 、 炭谷川流域= <u>3.9</u>	米代川流域=(5、 <u>9.7</u>)、 早口川流域=(5、 <u>13.7</u>)、 岩瀬川流域=(5、 <u>19.5</u>)、 山田川流域=(5、9.9) 、 引欠川流域=(5、 <u>9.5</u>)、 長木川流域=(5、 <u>27</u>)、 犀川流域=(5、 <u>13.7</u>)、 小森川流域=(5、 <u>4.7</u>)、 下内川流域=(5、 <u>9.7</u>)、 乱川流域=(5、 <u>6.6</u>)、 花岡川流域=(5、 <u>5.2</u>)、 板戸川流域=(5、 <u>2.2</u>)、 炭谷川流域=(<u>6</u> 、 <u>3.1</u>)	(略)	鹿角市	米代川流域= <u>31.3</u> 、 大湯川流域= <u>17.9</u> 、 根市川流域= <u>8.8</u> 、間瀬川流域= <u>10.2</u> 、 黒沢川流域= <u>4</u> 、 夜明島川流域= <u>11</u> 、 熊沢川流域= <u>15.7</u> 、 小坂川流域= <u>16.4</u> 、 汁毛川流域= <u>6.3</u> 、福土川流域= <u>6.8</u> 、 夏井川流域= <u>5.2</u> 、榎内川流域= <u>7.2</u> 、 冷水川流域= <u>5.8</u>	米代川流域=(5、 <u>25</u>)、 大湯川流域=(5、14.3) 、 間瀬川流域=(5、 <u>7</u>)、 黒沢川流域=(5、2.2)、 夜明島川流域=(5、 <u>8.8</u>)、 熊沢川流域=(5、 <u>15.7</u>)、 小坂川流域=(5、13.1) 、 汁毛川流域=(5、 <u>5</u>)、 福土川流域=(5、 <u>6.8</u>)、 夏井川流域=(5、 <u>4.2</u>)、 榎内川流域=(5、 <u>5.8</u>)、 冷水川流域=(5、 <u>5.8</u>)	所要の修正
市町村等 をまとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪 水予報によ る基準																											
大館市		米代川流域=30、早口川流域= <u>17.4</u> 、 岩瀬川流域= <u>18.6</u> 、山田川流域= <u>7.1</u> 、 引欠川流域= <u>14.1</u> 、 長木川流域= <u>24.1</u> 、 犀川流域= <u>11.9</u> 、小森川流域= <u>3.7</u> 、 下内川流域= <u>12</u> 、乱川流域= <u>5.5</u> 、 大森川流域= <u>6.5</u> 、花岡川流域= <u>4.9</u> 、 大茂内川流域= <u>5.6</u> 、 板戸川流域= <u>2.7</u> 、 炭谷川流域= <u>3.6</u>	米代川流域=(5、 <u>27</u>)、 早口川流域=(5、 <u>13.9</u>)、 岩瀬川流域=(5、 <u>18.6</u>)、 引欠川流域=(5、 <u>13.5</u>)、 長木川流域=(5、 <u>20.2</u>)、 犀川流域=(5、 <u>9.5</u>)、 下内川流域=(5、 <u>9.6</u>)、 乱川流域=(5、 <u>4.6</u>)、 花岡川流域=(5、 <u>4.2</u>)、 板戸川流域=(5、 <u>2</u>)	(略)																											
	鹿角市	米代川流域= <u>28.1</u> 、 大湯川流域= <u>17.6</u> 、 根市川流域= <u>9.4</u> 、間瀬川流域= <u>6.7</u> 、 黒沢川流域= <u>3.6</u> 、 夜明島川流域= <u>8.6</u> 、 熊沢川流域= <u>16.1</u> 、 小坂川流域= <u>16.9</u> 、 汁毛川流域= <u>6</u> 、福土川流域= <u>4.6</u> 、 夏井川流域= <u>3.6</u> 、榎内川流域= <u>5.6</u> 、 冷水川流域= <u>4.6</u>	米代川流域=(5、 <u>28.1</u>)、 間瀬川流域=(5、 <u>6.7</u>)、 黒沢川流域=(5、2.2)、 夜明島川流域=(5、 <u>8.6</u>)、 熊沢川流域=(5、 <u>16.1</u>)、 福土川流域=(5、 <u>4.6</u>)、 夏井川流域=(5、 <u>3.6</u>)、 榎内川流域=(5、 <u>5.6</u>)																												
市町村等 をまとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪 水予報によ る基準																											
大館市		米代川流域=30、早口川流域= <u>17.1</u> 、 岩瀬川流域= <u>19.5</u> 、山田川流域= <u>9.9</u> 、 引欠川流域= <u>11.9</u> 、 長木川流域= <u>27</u> 、 犀川流域= <u>13.7</u> 、小森川流域= <u>4.8</u> 、 下内川流域= <u>9.7</u> 、乱川流域= <u>6.6</u> 、 大森川流域= <u>6.3</u> 、花岡川流域= <u>5.2</u> 、 大茂内川流域= <u>6.3</u> 、 板戸川流域= <u>3.3</u> 、 炭谷川流域= <u>3.9</u>	米代川流域=(5、 <u>9.7</u>)、 早口川流域=(5、 <u>13.7</u>)、 岩瀬川流域=(5、 <u>19.5</u>)、 山田川流域=(5、9.9) 、 引欠川流域=(5、 <u>9.5</u>)、 長木川流域=(5、 <u>27</u>)、 犀川流域=(5、 <u>13.7</u>)、 小森川流域=(5、 <u>4.7</u>)、 下内川流域=(5、 <u>9.7</u>)、 乱川流域=(5、 <u>6.6</u>)、 花岡川流域=(5、 <u>5.2</u>)、 板戸川流域=(5、 <u>2.2</u>)、 炭谷川流域=(<u>6</u> 、 <u>3.1</u>)	(略)																											
	鹿角市	米代川流域= <u>31.3</u> 、 大湯川流域= <u>17.9</u> 、 根市川流域= <u>8.8</u> 、間瀬川流域= <u>10.2</u> 、 黒沢川流域= <u>4</u> 、 夜明島川流域= <u>11</u> 、 熊沢川流域= <u>15.7</u> 、 小坂川流域= <u>16.4</u> 、 汁毛川流域= <u>6.3</u> 、福土川流域= <u>6.8</u> 、 夏井川流域= <u>5.2</u> 、榎内川流域= <u>7.2</u> 、 冷水川流域= <u>5.8</u>	米代川流域=(5、 <u>25</u>)、 大湯川流域=(5、14.3) 、 間瀬川流域=(5、 <u>7</u>)、 黒沢川流域=(5、2.2)、 夜明島川流域=(5、 <u>8.8</u>)、 熊沢川流域=(5、 <u>15.7</u>)、 小坂川流域=(5、13.1) 、 汁毛川流域=(5、 <u>5</u>)、 福土川流域=(5、 <u>6.8</u>)、 夏井川流域=(5、 <u>4.2</u>)、 榎内川流域=(5、 <u>5.8</u>)、 冷水川流域=(5、 <u>5.8</u>)																												

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																										
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																											
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																											
108 200	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">北秋 鹿角 地域</td> <td>北秋田市</td> <td>阿仁川流域=<u>38.4</u>、今泉川流域=<u>4.4</u>、 前山川流域=<u>5.9</u>、 小猿部川流域=<u>16.5</u>、 綴子川流域=<u>9</u>、摩当川流域=<u>7.2</u>、 糠沢川流域=<u>9.1</u>、 羽根山沢川流域=<u>5.3</u>、 小阿仁川流域=<u>1.9</u>、 小又川流域=<u>16.3</u>、 小椽川流域=<u>7.7</u>、小森川流域=<u>7.4</u>、 品類川流域=<u>5.6</u>、谷地川流域=<u>3.6</u></td> <td>米代川流域=(5、<u>39.9</u>)、 阿仁川流域=(5、<u>30.7</u>)、 小猿部川流域=(<u>6</u>、<u>13.2</u>)、 綴子川流域=(5、<u>7.5</u>)、 小阿仁川流域=(5、<u>15.2</u>)、 小又川流域=(<u>5</u>、<u>13</u>)、 小森川流域=(5、<u>5.4</u>)、 品類川流域=(5、<u>5.5</u>)、 谷地川流域=(5、<u>2.9</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>小坂川流域=11.3、荒川流域=6.1、 砂子沢川流域=5.6、 古遠部川流域=7.6</td> <td>小坂川流域=(5、<u>11.3</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上小阿仁 村</td> <td>小阿仁川流域=18.2、 仏社川流域=5.2、 長滝沢・五反沢川流域=7.1</td> <td>小阿仁川流域=(5、<u>14.5</u>)、 仏社川流域=(5、<u>3.7</u>)</td> <td></td> </tr> </table>	北秋 鹿角 地域	北秋田市	阿仁川流域= <u>38.4</u> 、今泉川流域= <u>4.4</u> 、 前山川流域= <u>5.9</u> 、 小猿部川流域= <u>16.5</u> 、 綴子川流域= <u>9</u> 、摩当川流域= <u>7.2</u> 、 糠沢川流域= <u>9.1</u> 、 羽根山沢川流域= <u>5.3</u> 、 小阿仁川流域= <u>1.9</u> 、 小又川流域= <u>16.3</u> 、 小椽川流域= <u>7.7</u> 、小森川流域= <u>7.4</u> 、 品類川流域= <u>5.6</u> 、谷地川流域= <u>3.6</u>	米代川流域=(5、 <u>39.9</u>)、 阿仁川流域=(5、 <u>30.7</u>)、 小猿部川流域=(<u>6</u> 、 <u>13.2</u>)、 綴子川流域=(5、 <u>7.5</u>)、 小阿仁川流域=(5、 <u>15.2</u>)、 小又川流域=(<u>5</u> 、 <u>13</u>)、 小森川流域=(5、 <u>5.4</u>)、 品類川流域=(5、 <u>5.5</u>)、 谷地川流域=(5、 <u>2.9</u>)	(略)	小坂町	小坂川流域=11.3、荒川流域=6.1、 砂子沢川流域=5.6、 古遠部川流域=7.6	小坂川流域=(5、 <u>11.3</u>)		上小阿仁 村	小阿仁川流域=18.2、 仏社川流域=5.2、 長滝沢・五反沢川流域=7.1	小阿仁川流域=(5、 <u>14.5</u>)、 仏社川流域=(5、 <u>3.7</u>)		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">北秋 鹿角 地域</td> <td>北秋田市</td> <td>阿仁川流域=<u>43.3</u>、今泉川流域=<u>4.9</u>、 前山川流域=<u>7.8</u>、 小猿部川流域=<u>15.6</u>、 旧小猿部川流域=1.4、 綴子川流域=<u>8.9</u>、摩当川流域=<u>8.1</u>、 糠沢川流域=<u>10.5</u>、 羽根山沢川流域=<u>7.6</u>、 小阿仁川流域=<u>20.1</u>、 小又川流域=<u>21.6</u>、 小椽川流域=<u>8.5</u>、小森川流域=<u>8.5</u>、 品類川流域=<u>7.9</u>、谷地川流域=<u>3.8</u></td> <td>米代川流域=(5、<u>49.9</u>)、 阿仁川流域=(5、<u>43.3</u>)、 今泉川流域=(5、3.9)、 前山川流域=(5、6.2)、 小猿部川流域=(5、<u>15.6</u>)、 綴子川流域=(5、<u>8.9</u>)、 糠沢川流域=(5、10.5)、 羽根山沢川流域=(5、7.6)、 小阿仁川流域=(5、<u>20.1</u>)、 小又川流域=(<u>6</u>、<u>17.3</u>)、 小森川流域=(5、<u>5.9</u>)、 品類川流域=(5、<u>7.5</u>)、 谷地川流域=(5、<u>3</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小坂町</td> <td>小坂川流域=<u>11.2</u>、荒川流域=<u>6.2</u>、 砂子沢川流域=<u>5.5</u>、 古遠部川流域=<u>7.4</u></td> <td>小坂川流域=(5、<u>11.2</u>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上小阿仁 村</td> <td>小阿仁川流域=<u>22.8</u>、 仏社川流域=<u>8</u>、 長滝沢・五反沢川流域=<u>10.9</u></td> <td>小阿仁川流域=(5、<u>15.2</u>)、 仏社川流域=(5、<u>6.6</u>)、 長滝沢・五反沢川流域= (6、8.7)</td> <td></td> </tr> </table>	北秋 鹿角 地域	北秋田市	阿仁川流域= <u>43.3</u> 、今泉川流域= <u>4.9</u> 、 前山川流域= <u>7.8</u> 、 小猿部川流域= <u>15.6</u> 、 旧小猿部川流域=1.4 、 綴子川流域= <u>8.9</u> 、摩当川流域= <u>8.1</u> 、 糠沢川流域= <u>10.5</u> 、 羽根山沢川流域= <u>7.6</u> 、 小阿仁川流域= <u>20.1</u> 、 小又川流域= <u>21.6</u> 、 小椽川流域= <u>8.5</u> 、小森川流域= <u>8.5</u> 、 品類川流域= <u>7.9</u> 、谷地川流域= <u>3.8</u>	米代川流域=(5、 <u>49.9</u>)、 阿仁川流域=(5、 <u>43.3</u>)、 今泉川流域=(5、3.9) 、 前山川流域=(5、6.2) 、 小猿部川流域=(5、 <u>15.6</u>)、 綴子川流域=(5、 <u>8.9</u>)、 糠沢川流域=(5、10.5) 、 羽根山沢川流域=(5、7.6) 、 小阿仁川流域=(5、 <u>20.1</u>)、 小又川流域=(<u>6</u> 、 <u>17.3</u>)、 小森川流域=(5、 <u>5.9</u>)、 品類川流域=(5、 <u>7.5</u>)、 谷地川流域=(5、 <u>3</u>)	(略)	小坂町	小坂川流域= <u>11.2</u> 、荒川流域= <u>6.2</u> 、 砂子沢川流域= <u>5.5</u> 、 古遠部川流域= <u>7.4</u>	小坂川流域=(5、 <u>11.2</u>)		上小阿仁 村	小阿仁川流域= <u>22.8</u> 、 仏社川流域= <u>8</u> 、 長滝沢・五反沢川流域= <u>10.9</u>	小阿仁川流域=(5、 <u>15.2</u>)、 仏社川流域=(5、 <u>6.6</u>)、 長滝沢・五反沢川流域= (6、8.7)		所要の修正
北秋 鹿角 地域	北秋田市		阿仁川流域= <u>38.4</u> 、今泉川流域= <u>4.4</u> 、 前山川流域= <u>5.9</u> 、 小猿部川流域= <u>16.5</u> 、 綴子川流域= <u>9</u> 、摩当川流域= <u>7.2</u> 、 糠沢川流域= <u>9.1</u> 、 羽根山沢川流域= <u>5.3</u> 、 小阿仁川流域= <u>1.9</u> 、 小又川流域= <u>16.3</u> 、 小椽川流域= <u>7.7</u> 、小森川流域= <u>7.4</u> 、 品類川流域= <u>5.6</u> 、谷地川流域= <u>3.6</u>	米代川流域=(5、 <u>39.9</u>)、 阿仁川流域=(5、 <u>30.7</u>)、 小猿部川流域=(<u>6</u> 、 <u>13.2</u>)、 綴子川流域=(5、 <u>7.5</u>)、 小阿仁川流域=(5、 <u>15.2</u>)、 小又川流域=(<u>5</u> 、 <u>13</u>)、 小森川流域=(5、 <u>5.4</u>)、 品類川流域=(5、 <u>5.5</u>)、 谷地川流域=(5、 <u>2.9</u>)	(略)																								
	小坂町		小坂川流域=11.3、荒川流域=6.1、 砂子沢川流域=5.6、 古遠部川流域=7.6	小坂川流域=(5、 <u>11.3</u>)																									
	上小阿仁 村	小阿仁川流域=18.2、 仏社川流域=5.2、 長滝沢・五反沢川流域=7.1	小阿仁川流域=(5、 <u>14.5</u>)、 仏社川流域=(5、 <u>3.7</u>)																										
北秋 鹿角 地域	北秋田市	阿仁川流域= <u>43.3</u> 、今泉川流域= <u>4.9</u> 、 前山川流域= <u>7.8</u> 、 小猿部川流域= <u>15.6</u> 、 旧小猿部川流域=1.4 、 綴子川流域= <u>8.9</u> 、摩当川流域= <u>8.1</u> 、 糠沢川流域= <u>10.5</u> 、 羽根山沢川流域= <u>7.6</u> 、 小阿仁川流域= <u>20.1</u> 、 小又川流域= <u>21.6</u> 、 小椽川流域= <u>8.5</u> 、小森川流域= <u>8.5</u> 、 品類川流域= <u>7.9</u> 、谷地川流域= <u>3.8</u>	米代川流域=(5、 <u>49.9</u>)、 阿仁川流域=(5、 <u>43.3</u>)、 今泉川流域=(5、3.9) 、 前山川流域=(5、6.2) 、 小猿部川流域=(5、 <u>15.6</u>)、 綴子川流域=(5、 <u>8.9</u>)、 糠沢川流域=(5、10.5) 、 羽根山沢川流域=(5、7.6) 、 小阿仁川流域=(5、 <u>20.1</u>)、 小又川流域=(<u>6</u> 、 <u>17.3</u>)、 小森川流域=(5、 <u>5.9</u>)、 品類川流域=(5、 <u>7.5</u>)、 谷地川流域=(5、 <u>3</u>)	(略)																									
	小坂町	小坂川流域= <u>11.2</u> 、荒川流域= <u>6.2</u> 、 砂子沢川流域= <u>5.5</u> 、 古遠部川流域= <u>7.4</u>	小坂川流域=(5、 <u>11.2</u>)																										
	上小阿仁 村	小阿仁川流域= <u>22.8</u> 、 仏社川流域= <u>8</u> 、 長滝沢・五反沢川流域= <u>10.9</u>	小阿仁川流域=(5、 <u>15.2</u>)、 仏社川流域=(5、 <u>6.6</u>)、 長滝沢・五反沢川流域= (6、8.7)																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前				修正後				修正理由	
	第2編 一般災害対策				第2編 一般災害対策					
	第2章 災害応急対策計画				第2章 災害応急対策計画					
109	201	<p>市町村等をまとめた地域</p> <p>仙北平鹿地域</p> <p>横手市</p> <p>大仙市</p>	<p>流域雨量指数基準</p> <p>横手川流域=<u>15.6</u>、櫛岡川流域=<u>6</u>、 上溝川流域=<u>9.6</u>、 上法寺川流域=<u>3.8</u>、 地竹川流域=<u>5.2</u>、厨川流域=<u>3.6</u>、 杉沢川流域=<u>4.2</u>、 横手大戸川流域=<u>3.1</u>、 頭無川流域=<u>3.1</u>、大納川流域=<u>5.3</u>、 松川流域=<u>12</u>、黒沢川流域=<u>8.4</u>、 武道川流域=<u>7.6</u>、皿川流域=<u>14.4</u>、 成瀬川流域=<u>24.4</u>、 狙半内川流域=<u>7.6</u>、 七滝川流域=<u>6.2</u>、坂部川流域=<u>3.3</u></p>	<p>複合基準</p> <p>横手川流域=(<u>5.8.2</u>)、 櫛岡川流域=(<u>5.6</u>)、 上溝川流域=(<u>5.8.3</u>)、 地竹川流域=(<u>5.5.2</u>)、 横手大戸川流域=(<u>5.3.1</u>)、 大納川流域=(<u>5.5.3</u>)、 武道川流域=(<u>5.6.9</u>)、 七滝川流域=(<u>5.6.2</u>)、 坂部川流域=(<u>5.3.3</u>)</p>	<p>指定河川洪水予報による基準</p> <p>(略)</p>	<p>市町村等をまとめた地域</p> <p>仙北平鹿地域</p> <p>横手市</p> <p>大仙市</p>	<p>流域雨量指数基準</p> <p>横手川流域=<u>19.2</u>、櫛岡川流域=<u>5.4</u>、 上溝川流域=<u>12.6</u>、 上法寺川流域=<u>4.8</u>、 地竹川流域=<u>5.3</u>、厨川流域=<u>4.1</u>、 杉沢川流域=<u>5.2</u>、 横手大戸川流域=<u>3.6</u>、 頭無川流域=<u>4.8</u>、大納川流域=<u>6.8</u>、 松川流域=<u>16</u>、黒沢川流域=<u>11.1</u>、 武道川流域=<u>10.2</u>、皿川流域=<u>9.6</u>、 成瀬川流域=<u>24.6</u>、 狙半内川流域=<u>8.8</u>、 七滝川流域=<u>7.4</u>、坂部川流域=<u>4.5</u></p>	<p>複合基準</p> <p>雄物川流域=(<u>6.34.2</u>)、 横手川流域=(<u>5.18.6</u>)、 櫛岡川流域=(<u>5.5.4</u>)、 上溝川流域=(<u>5.12.6</u>)、 上法寺川流域=(<u>5.4.8</u>)、 地竹川流域=(<u>6.4.2</u>)、 横手大戸川流域=(<u>6.2.9</u>)、 大納川流域=(<u>7.6.8</u>)、 武道川流域=(<u>5.9.2</u>)、 七滝川流域=(<u>6.5.9</u>)、 坂部川流域=(<u>5.3.3</u>)</p>	<p>指定河川洪水予報による基準</p> <p>(略)</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																											
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																												
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																												
110	201		所要の修正																																											
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">仙北 平鹿 地域</td> <td>仙北市</td> <td>玉川流域=33.7、 生保内川流域=10.8、 入見内川流域=7.4、 桧木内川流域=20.2、 山谷川流域=7.9、 堀内沢川流域=5.8、 才津川流域=15.6、院内川流域=6.5、 小先達川流域=4.8、刺市川流域=4.3</td> <td>玉川流域=(6.33.7)、 入見内川流域=(6.6.1)、 桧木内川流域=(6.16.2)、 山谷川流域=(5.7.9)、 才津川流域=(6.12.5)、 院内川流域=(6.5.2)、 小先達川流域=(6.3.8)、 刺市川流域=(5.4)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>丸子川流域=7.7、横手川流域=19.7、 上総川流域=3.6、矢島川流域=2.9、 赤倉川流域=4.8、出川流域=4.6</td> <td>横手川流域=(6.15.8)、 上総川流域=(5.3.6)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢 雄勝 地域</td> <td>湯沢市</td> <td>白子川流域=4.9、戸沢川流域=3.6、 高松川流域=14.5、 役内川流域=11.5、 駒形黒沢川流域=4.6、 宇留院内川流域=3.2、 姉倉沢川流域=4.1、 羽後大戸川流域=4</td> <td>雄物川流域=(5.27.4)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>新町川流域=3.5、 西馬音内川流域=6.4、 羽後大戸川流域=8.6、 田沢川流域=2.8、 石沢川流域=7.1</td> <td>雄物川流域=(5.29.5)、 石沢川流域=(5.7.1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>成瀬川流域=15.6、 大沢川流域=11.6</td> <td>成瀬川流域=(5.15.6)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	仙北 平鹿 地域	仙北市	玉川流域=33.7、 生保内川流域=10.8、 入見内川流域=7.4、 桧木内川流域=20.2、 山谷川流域=7.9、 堀内沢川流域=5.8、 才津川流域=15.6、院内川流域=6.5、 小先達川流域=4.8、刺市川流域=4.3	玉川流域=(6.33.7)、 入見内川流域=(6.6.1)、 桧木内川流域=(6.16.2)、 山谷川流域=(5.7.9)、 才津川流域=(6.12.5)、 院内川流域=(6.5.2)、 小先達川流域=(6.3.8)、 刺市川流域=(5.4)	(略)	美郷町	丸子川流域=7.7、横手川流域=19.7、 上総川流域=3.6、矢島川流域=2.9、 赤倉川流域=4.8、出川流域=4.6	横手川流域=(6.15.8)、 上総川流域=(5.3.6)	(略)	湯沢 雄勝 地域	湯沢市	白子川流域=4.9、戸沢川流域=3.6、 高松川流域=14.5、 役内川流域=11.5、 駒形黒沢川流域=4.6、 宇留院内川流域=3.2、 姉倉沢川流域=4.1、 羽後大戸川流域=4	雄物川流域=(5.27.4)	(略)	羽後町	新町川流域=3.5、 西馬音内川流域=6.4、 羽後大戸川流域=8.6、 田沢川流域=2.8、 石沢川流域=7.1	雄物川流域=(5.29.5)、 石沢川流域=(5.7.1)	(略)	東成瀬村	成瀬川流域=15.6、 大沢川流域=11.6	成瀬川流域=(5.15.6)	(略)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">仙北 平鹿 地域</td> <td>仙北市</td> <td>玉川流域=37.2、 生保内川流域=14.4、 入見内川流域=7.3、 桧木内川流域=19.7、 山谷川流域=8.7、 堀内沢川流域=5.9、 才津川流域=14.8、院内川流域=4.9、 小先達川流域=4.8、 刺市川流域=5</td> <td>玉川流域=(5.35.7)、 入見内川流域=(6.5.8)、 桧木内川流域=(7.18.5)、 山谷川流域=(5.8.2)、 才津川流域=(6.11.8)、 院内川流域=(5.4.9)、 小先達川流域=(6.3.8)、 刺市川流域=(5.4.7)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>丸子川流域=10.4、 横手川流域=23.6、 上総川流域=4.5、矢島川流域=3.8、 赤倉川流域=5.6、出川流域=4</td> <td>横手川流域=(5.23.6)、 上総川流域=(5.4.5)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯沢 雄勝 地域</td> <td>湯沢市</td> <td>白子川流域=5.4、戸沢川流域=5.6、 高松川流域=14.6、 役内川流域=12.4、 駒形黒沢川流域=4.5、 宇留院内川流域=4.8、 姉倉沢川流域=4.4、 羽後大戸川流域=3.2</td> <td>雄物川流域=(5.21.4)、 皆瀬川流域=(5.27.2)、 高松川流域=(5.11.7)、</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>羽後町</td> <td>新町川流域=5.4、 西馬音内川流域=8、 羽後大戸川流域=8.8、 田沢川流域=3.2、 石沢川流域=9.5</td> <td>雄物川流域=(6.23.3)、 新町川流域=(5.5.2)、 石沢川流域=(6.7.8)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>成瀬川流域=16.8、 大沢川流域=5</td> <td>成瀬川流域=(5.16.8)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	仙北 平鹿 地域	仙北市	玉川流域=37.2、 生保内川流域=14.4、 入見内川流域=7.3、 桧木内川流域=19.7、 山谷川流域=8.7、 堀内沢川流域=5.9、 才津川流域=14.8、院内川流域=4.9、 小先達川流域=4.8、 刺市川流域=5	玉川流域=(5.35.7)、 入見内川流域=(6.5.8)、 桧木内川流域=(7.18.5)、 山谷川流域=(5.8.2)、 才津川流域=(6.11.8)、 院内川流域=(5.4.9)、 小先達川流域=(6.3.8)、 刺市川流域=(5.4.7)	(略)	美郷町	丸子川流域=10.4、 横手川流域=23.6、 上総川流域=4.5、矢島川流域=3.8、 赤倉川流域=5.6、出川流域=4	横手川流域=(5.23.6)、 上総川流域=(5.4.5)	(略)	湯沢 雄勝 地域	湯沢市	白子川流域=5.4、戸沢川流域=5.6、 高松川流域=14.6、 役内川流域=12.4、 駒形黒沢川流域=4.5、 宇留院内川流域=4.8、 姉倉沢川流域=4.4、 羽後大戸川流域=3.2	雄物川流域=(5.21.4)、 皆瀬川流域=(5.27.2)、 高松川流域=(5.11.7)、	(略)	羽後町	新町川流域=5.4、 西馬音内川流域=8、 羽後大戸川流域=8.8、 田沢川流域=3.2、 石沢川流域=9.5	雄物川流域=(6.23.3)、 新町川流域=(5.5.2)、 石沢川流域=(6.7.8)	(略)	東成瀬村	成瀬川流域=16.8、 大沢川流域=5	成瀬川流域=(5.16.8)	(略)
仙北 平鹿 地域	仙北市		玉川流域=33.7、 生保内川流域=10.8、 入見内川流域=7.4、 桧木内川流域=20.2、 山谷川流域=7.9、 堀内沢川流域=5.8、 才津川流域=15.6、院内川流域=6.5、 小先達川流域=4.8、刺市川流域=4.3	玉川流域=(6.33.7)、 入見内川流域=(6.6.1)、 桧木内川流域=(6.16.2)、 山谷川流域=(5.7.9)、 才津川流域=(6.12.5)、 院内川流域=(6.5.2)、 小先達川流域=(6.3.8)、 刺市川流域=(5.4)	(略)																																									
	美郷町	丸子川流域=7.7、横手川流域=19.7、 上総川流域=3.6、矢島川流域=2.9、 赤倉川流域=4.8、出川流域=4.6	横手川流域=(6.15.8)、 上総川流域=(5.3.6)	(略)																																										
湯沢 雄勝 地域	湯沢市	白子川流域=4.9、戸沢川流域=3.6、 高松川流域=14.5、 役内川流域=11.5、 駒形黒沢川流域=4.6、 宇留院内川流域=3.2、 姉倉沢川流域=4.1、 羽後大戸川流域=4	雄物川流域=(5.27.4)	(略)																																										
	羽後町	新町川流域=3.5、 西馬音内川流域=6.4、 羽後大戸川流域=8.6、 田沢川流域=2.8、 石沢川流域=7.1	雄物川流域=(5.29.5)、 石沢川流域=(5.7.1)	(略)																																										
	東成瀬村	成瀬川流域=15.6、 大沢川流域=11.6	成瀬川流域=(5.15.6)	(略)																																										
仙北 平鹿 地域	仙北市	玉川流域=37.2、 生保内川流域=14.4、 入見内川流域=7.3、 桧木内川流域=19.7、 山谷川流域=8.7、 堀内沢川流域=5.9、 才津川流域=14.8、院内川流域=4.9、 小先達川流域=4.8、 刺市川流域=5	玉川流域=(5.35.7)、 入見内川流域=(6.5.8)、 桧木内川流域=(7.18.5)、 山谷川流域=(5.8.2)、 才津川流域=(6.11.8)、 院内川流域=(5.4.9)、 小先達川流域=(6.3.8)、 刺市川流域=(5.4.7)	(略)																																										
	美郷町	丸子川流域=10.4、 横手川流域=23.6、 上総川流域=4.5、矢島川流域=3.8、 赤倉川流域=5.6、出川流域=4	横手川流域=(5.23.6)、 上総川流域=(5.4.5)	(略)																																										
湯沢 雄勝 地域	湯沢市	白子川流域=5.4、戸沢川流域=5.6、 高松川流域=14.6、 役内川流域=12.4、 駒形黒沢川流域=4.5、 宇留院内川流域=4.8、 姉倉沢川流域=4.4、 羽後大戸川流域=3.2	雄物川流域=(5.21.4)、 皆瀬川流域=(5.27.2)、 高松川流域=(5.11.7)、	(略)																																										
	羽後町	新町川流域=5.4、 西馬音内川流域=8、 羽後大戸川流域=8.8、 田沢川流域=3.2、 石沢川流域=9.5	雄物川流域=(6.23.3)、 新町川流域=(5.5.2)、 石沢川流域=(6.7.8)	(略)																																										
	東成瀬村	成瀬川流域=16.8、 大沢川流域=5	成瀬川流域=(5.16.8)	(略)																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																															
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																
111	202	別表5 高潮警報・注意報基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田中央地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代山本地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本荘由利地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	秋田中央地域	(略)	(略)	(略)	能代山本地域	(略)	(略)	(略)	本荘由利地域	(略)	(略)	(略)	別表5 高潮警報・注意報基準 平成22年5月27日現在 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田中央地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>能代山本地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本荘由利地域</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	秋田中央地域	(略)	(略)	(略)	能代山本地域	(略)	(略)	(略)	本荘由利地域	(略)	(略)	(略)	所要の修正										
市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位																																																
		警報	注意報																																															
秋田中央地域	(略)	(略)	(略)																																															
能代山本地域	(略)	(略)	(略)																																															
本荘由利地域	(略)	(略)	(略)																																															
市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位																																																
		警報	注意報																																															
秋田中央地域	(略)	(略)	(略)																																															
能代山本地域	(略)	(略)	(略)																																															
本荘由利地域	(略)	(略)	(略)																																															
112	204	第4 指定河川洪水予報 2 洪水予報の種類・発表基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報 (警報解除)」</td> <td>「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解 除」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき		「氾濫警戒情報」	(略)	「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	(略)	「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	(略)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解 除」	(略)	(略)			第4 指定河川洪水予報 2 洪水予報の種類・発表基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、 さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報 (警報解除)」</td> <td>「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解 除」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)	「氾濫危険情報」	・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、 さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき		「氾濫警戒情報」	(略)	「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	(略)	「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	(略)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解 除」	(略)	(略)			所要の修正
種類	情報名	発表基準																																																
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)																																																
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																																																
	「氾濫警戒情報」	(略)																																																
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	(略)																																																
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	(略)																																																
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解 除」	(略)																																																
(略)																																																		
種類	情報名	発表基準																																																
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)																																																
	「氾濫危険情報」	・ <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、 さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																																																
	「氾濫警戒情報」	(略)																																																
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	(略)																																																
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	(略)																																																
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解 除」	(略)																																																
(略)																																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
113 206	<p style="text-align: center;">【雄物川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: center;">【雄物川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	<p style="text-align: center;">【雄物川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: center;">【雄物川下流及び子吉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
114 207	<p style="text-align: center;">【雄物川上流（横手川及び丸子川を含む）、釜淵川及び玉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	<p style="text-align: center;">【雄物川上流（横手川及び丸子川を含む）、釜淵川及び玉川の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
115 208	<p style="text-align: center;">【米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: center;">【米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	<p style="text-align: center;">【米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="text-align: center;">【米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）】</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
116 209	<p style="text-align: center;">【太平洋の指定河川洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="font-size: small;">凡例 気象情報伝送処理システム 防災情報提供システム テレビ、ラジオ、新聞、広報車等 県通信系 加入電話、FAX等</p> <p style="font-size: x-small;">※注 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適する洪水警報の通知をもって代える場合がある（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号）。</p>	<p style="text-align: center;">【太平洋の指定河川洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表）】</p> <p style="font-size: small;">凡例 気象情報伝送処理システム 防災情報提供システム テレビ、ラジオ、新聞、広報車等 県通信系 加入電話、FAX等</p> <p style="font-size: x-small;">※注 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適する洪水警報の通知をもって代える場合がある（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号）。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
	第 2 編 一般災害対策	第 2 編 一般災害対策	
	第 2 章 災害応急対策計画	第 2 章 災害応急対策計画	
117	210	<p>第 6 電力気象通報</p> <p>気象庁(秋田地方気象台)は、電力気象通報規則により、電力事業施設の気象による災害の防止及び電力事業の運営に資するため、電力関係機関との相互気象通報を行う。気象官署からは雷雨や大雪等により電力事業に支障が出ると予想される時に通報し(雷雨に関しては雷雨警戒報、雷雨予報、雨量予報がある)、電力関係機関からは雷観測の成果等が通報される。</p>	所要の修正
		<p>第 6 電力気象通報</p> <p>秋田地方気象台は、電力気象通報規則により、電気事業施設の気象災害防止及び電力の運用に資するため、気象庁ホームページ等のコンテンツにより電力関係機関に対し気象情報等の提供を行う。</p>	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
118 212	<p>第8 警報等の受領等</p> <p style="text-align: center;">【気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の収集・伝達図】</p> <p>注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>第8 警報等の受領等</p> <p style="text-align: center;">【気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の収集・伝達図】</p> <p>注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	<p>第2編 一般災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p>	<p>第2編 一般災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p>	
<p>119</p> <p>218</p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第8 特殊災害に関する情報</p> <p>【特殊災害発生時の連絡系統図】</p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第8 特殊災害に関する情報</p> <p>【特殊災害発生時の連絡系統図】</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	<p>第2編 一般災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p>	<p>第2編 一般災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策計画</p>	
<p>120</p> <p>221</p>	<p>第9 被害報告</p> <p>【被害報告連絡系統図】</p> <p>（注）新設の消防機関及び消防団の設置については、その消防事務の移管を確保するまでには、消防機関等に報告しなくてはならない（添付書3参照）</p>	<p>第9 被害報告</p> <p>【被害報告連絡系統図】</p> <p>（注）新設の消防機関及び消防団の設置については、その消防事務の移管を確保するまでには、消防機関等に報告しなくてはならない（添付書3参照）</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																	
121 232	<p>第11 安否情報の収集・伝達体制 (新設)</p> <p>1 安否情報システムの活用 (略)</p> <p>2 行方不明者相談対応班の設置 (略)</p>	<p>第11 安否情報の収集・伝達体制</p> <p><u>1 安否不明者の情報収集と氏名等の公表</u> 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>2 安否情報システムの活用 (略)</p> <p>3 行方不明者相談対応班の設置 (略)</p>	<p>防災基本計画 (R4.6修正) の反映</p>																
122 237	<p>第6節 通信運用計画</p> <p>第6 通信及び放送施設の応急復旧対策</p> <p>1 通信施設</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">警察通信</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急復旧対策</td> <td>1 警察通信施設の被害実態の把握 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 応急通信設備の設置 ～ (略) <u>WIDE 無線電話装置</u>、衛星携帯電話等の設置 (略)</td> </tr> <tr> <td>3 予備電源の使用 (略)</td> </tr> </table>	警察通信		基本方針	(略)	応急復旧対策	1 警察通信施設の被害実態の把握 (略)	2 応急通信設備の設置 ～ (略) <u>WIDE 無線電話装置</u> 、衛星携帯電話等の設置 (略)	3 予備電源の使用 (略)	<p>第6節 通信運用計画</p> <p>第6 通信及び放送施設の応急復旧対策</p> <p>1 通信施設</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">警察通信</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急復旧対策</td> <td>1 警察通信施設の被害実態の把握 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 応急通信設備の設置 ～ (略) <u>高度警察情報通信基盤システム(P)</u>、衛星携帯電話等の設置 (略)</td> </tr> <tr> <td>3 予備電源の使用 (略)</td> </tr> </table>	警察通信		基本方針	(略)	応急復旧対策	1 警察通信施設の被害実態の把握 (略)	2 応急通信設備の設置 ～ (略) <u>高度警察情報通信基盤システム(P)</u> 、衛星携帯電話等の設置 (略)	3 予備電源の使用 (略)	<p>所要の修正</p>
警察通信																			
基本方針	(略)																		
応急復旧対策	1 警察通信施設の被害実態の把握 (略)																		
	2 応急通信設備の設置 ～ (略) <u>WIDE 無線電話装置</u> 、衛星携帯電話等の設置 (略)																		
	3 予備電源の使用 (略)																		
警察通信																			
基本方針	(略)																		
応急復旧対策	1 警察通信施設の被害実態の把握 (略)																		
	2 応急通信設備の設置 ～ (略) <u>高度警察情報通信基盤システム(P)</u> 、衛星携帯電話等の設置 (略)																		
	3 予備電源の使用 (略)																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ		修正前	修正後	修正理由																		
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																			
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																			
123	239	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">ソフトバンク(株)</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">応急復旧対策</td> <td>1 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 重要通信のそ通確保 (略) ～ (略)</td> </tr> <tr> <td>災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板、 災害用音声お届けサービス等を速やかに提供する。</td> </tr> <tr> <td>3～4 (略)</td> </tr> </table>	ソフトバンク(株)		基本方針	(略)	応急復旧対策	1 (略)	2 重要通信のそ通確保 (略) ～ (略)	災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板、 災害用音声お届けサービス 等を速やかに提供する。	3～4 (略)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">ソフトバンク(株)</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">応急復旧対策</td> <td>1 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 重要通信のそ通確保 (略) ～ (略)</td> </tr> <tr> <td>災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等 を速やかに提供する。</td> </tr> <tr> <td>3～4 (略)</td> </tr> </table>	ソフトバンク(株)		基本方針	(略)	応急復旧対策	1 (略)	2 重要通信のそ通確保 (略) ～ (略)	災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等 を速やかに提供する。	3～4 (略)	所要の修正
ソフトバンク(株)																						
基本方針	(略)																					
応急復旧対策	1 (略)																					
	2 重要通信のそ通確保 (略) ～ (略)																					
	災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板、 災害用音声お届けサービス 等を速やかに提供する。																					
	3～4 (略)																					
ソフトバンク(株)																						
基本方針	(略)																					
応急復旧対策	1 (略)																					
	2 重要通信のそ通確保 (略) ～ (略)																					
	災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等 を速やかに提供する。																					
	3～4 (略)																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由				
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策					
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画					
124 240	(新設)	<p><u>楽天モバイル(株)</u></p> <table border="1"> <tr> <td>基本方針</td> <td>通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。</td> </tr> <tr> <td>応急復旧対策</td> <td> <p><u>1 重要通信のそ通確保</u></p> <p>災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>____ 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。</p> <p>____ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は「電気通信事業法」及び「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</p> <p>____ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」および「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱う。</p> <p>____ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。</p> <p>____ 電気通信事業者との連携をとる。</p> <p><u>2 携帯電話の貸出</u></p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出に努める。</p> <p><u>3 災害時における広報</u></p> <p>____ 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>____ HP、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p> </td> </tr> </table>	基本方針	通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。	応急復旧対策	<p><u>1 重要通信のそ通確保</u></p> <p>災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>____ 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。</p> <p>____ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は「電気通信事業法」及び「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</p> <p>____ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」および「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱う。</p> <p>____ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。</p> <p>____ 電気通信事業者との連携をとる。</p> <p><u>2 携帯電話の貸出</u></p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出に努める。</p> <p><u>3 災害時における広報</u></p> <p>____ 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>____ HP、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p>	所要の修正
基本方針	通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。						
応急復旧対策	<p><u>1 重要通信のそ通確保</u></p> <p>災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>____ 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。</p> <p>____ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は「電気通信事業法」及び「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。</p> <p>____ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」および「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱う。</p> <p>____ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。</p> <p>____ 電気通信事業者との連携をとる。</p> <p><u>2 携帯電話の貸出</u></p> <p>災害救助法が適用された場合等には、避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出に努める。</p> <p><u>3 災害時における広報</u></p> <p>____ 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>____ HP、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p>						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ		修正前	修正後	修正理由																
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																	
125	242	<p>2 放送施設</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">秋田テレビ(株)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td> <p>災害により放送設備が被災した場合は、「非常災害対策要綱」に基づき非常災害対策本部を設置して次の対策を実施する。</p> <p>1 被災規模に応じて、系統の切替、予備機の設置等の応急措置を行い、放送を確保する。</p> <p>2 演奏所、送信所は予備系統が完備しており自動切替で短時間に復旧する。</p> <p>3 中継局への緊急出勤と、停電については東北電力(株)に協力を要請し復旧する。</p> </td> </tr> </table>	秋田テレビ(株)		(略)	(略)	(略)	(略)	応急復旧	<p>災害により放送設備が被災した場合は、「非常災害対策要綱」に基づき非常災害対策本部を設置して次の対策を実施する。</p> <p>1 被災規模に応じて、系統の切替、予備機の設置等の応急措置を行い、放送を確保する。</p> <p>2 演奏所、送信所は予備系統が完備しており自動切替で短時間に復旧する。</p> <p>3 中継局への緊急出勤と、停電については東北電力(株)に協力を要請し復旧する。</p>	<p>2 放送施設</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">秋田テレビ(株)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td> <p>災害により放送設備が被災した場合は、「非常災害対策要綱」に基づき非常災害対策本部を設置して次の対策を実施する。</p> <p>1 被災規模に応じて、系統の切替、予備機の設置等の応急措置を行い、放送を確保する。</p> <p>2 演奏所、送信所は予備系統が完備しており自動切替で短時間に復旧する。</p> <p>3 中継局への緊急出勤と、停電については東北電力ネットワーク(株)に協力を要請し復旧する。</p> </td> </tr> </table>	秋田テレビ(株)		(略)	(略)	(略)	(略)	応急復旧	<p>災害により放送設備が被災した場合は、「非常災害対策要綱」に基づき非常災害対策本部を設置して次の対策を実施する。</p> <p>1 被災規模に応じて、系統の切替、予備機の設置等の応急措置を行い、放送を確保する。</p> <p>2 演奏所、送信所は予備系統が完備しており自動切替で短時間に復旧する。</p> <p>3 中継局への緊急出勤と、停電については東北電力ネットワーク(株)に協力を要請し復旧する。</p>	所要の修正
秋田テレビ(株)																				
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
応急復旧	<p>災害により放送設備が被災した場合は、「非常災害対策要綱」に基づき非常災害対策本部を設置して次の対策を実施する。</p> <p>1 被災規模に応じて、系統の切替、予備機の設置等の応急措置を行い、放送を確保する。</p> <p>2 演奏所、送信所は予備系統が完備しており自動切替で短時間に復旧する。</p> <p>3 中継局への緊急出勤と、停電については東北電力(株)に協力を要請し復旧する。</p>																			
秋田テレビ(株)																				
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
応急復旧	<p>災害により放送設備が被災した場合は、「非常災害対策要綱」に基づき非常災害対策本部を設置して次の対策を実施する。</p> <p>1 被災規模に応じて、系統の切替、予備機の設置等の応急措置を行い、放送を確保する。</p> <p>2 演奏所、送信所は予備系統が完備しており自動切替で短時間に復旧する。</p> <p>3 中継局への緊急出勤と、停電については東北電力ネットワーク(株)に協力を要請し復旧する。</p>																			

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
126 249	<p>第8節 避難計画</p> <p>第4 避難情報の伝達</p> <p>2 高齢者等避難</p> <p>市町村長は、<u>避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するため、高齢者等避難を発令する。</u></p> <p><u>高齢者等避難が発令された場合、個別避難計画に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。</u></p> <p>3 避難指示・緊急安全確保</p> <p>市町村長は、避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図るとともに、<u>消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立ち退きを促す。</u></p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>(1) 避難の対象地域</p> <p>(2) 避難指示の理由</p> <p>(3) 避難指示の期間</p> <p>(4) 避難先</p> <p>(5) 避難経路</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p><u>また、緊急安全確保については、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等は、高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。</u></p>	<p>第8節 避難計画</p> <p>第4 避難情報の伝達</p> <p>2 高齢者等避難</p> <p>市町村長は、<u>避難に時間を要する高齢者等が、安全に避難できるタイミング等において危険な場所からの避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）を促す。</u></p> <p>3 避難指示</p> <p>市町村長は、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）を促す。</u>避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図る。</p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>(1) 避難の対象地域</p> <p>(2) 避難指示の理由</p> <p>(3) 避難指示の期間</p> <p>(4) 避難先</p> <p>(5) 避難経路</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p><u>4 緊急安全確保</u></p> <p><u>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。</u></p> <p><u>5 その他</u></p> <p><u>市町村は、高齢者等避難や避難指示の発令に当たって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画 (R4.6修正) の反映等</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
127 251	<p>第6 指定避難所の開設・運営管理等</p> <p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性等の視点を取り入れた対策については、「第7 <u>女性等の</u>視点を取り入れた避難所対策」によるものとする。(略)</p> <p>(1) 生活環境の整備</p> <p>避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>第6 指定避難所の開設・運営管理等</p> <p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性等の視点を取り入れた対策については、「第7 <u>多様な</u>視点を取り入れた避難所対策」によるものとする。(略)</p> <p>(1) 生活環境の整備</p> <p>避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。<u>なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映等
128 251	<p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 適切な運営管理</p> <p>市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 指定避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 適切な運営管理</p> <p>市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等</u>の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映等

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
129 252	第7 <u>女性等</u> の視点を取り入れた避難所対策 市町村は、避難所の開設及び運営に当たり、 <u>女性等</u> の視点を取り入れた対策を実施するものとする。	第7 <u>多様な</u> 視点を取り入れた避難所対策 市町村は、避難所の開設及び運営に当たり、 <u>多様な</u> 視点を取り入れた対策を実施するものとする。	所要の修正
130 252	1 男女別ニーズの違いへの配慮 (1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置する <u>とともに</u> 、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討すること。 (2) (略)	1 男女別ニーズの違いへの配慮 (1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、 <u>女性専用の</u> 更衣室、授乳室及び <u>休憩等のための</u> 女性専用スペースを設ける。 <u>これらの設置にあたっては、外から覗かれることのないよう、パーティション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努めること。</u> 仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置する。 <u>また、障害者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、</u> 最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討すること。 (2) (略)	所要の修正
131 252	3 避難所の運営管理 (1)～(2) (略) (3) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動(例えば、食器作りやその後片付け、清掃等)が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。	3 避難所の運営管理 (1)～(2) (略) (3) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動(例えば、食器作りやその後片付け、清掃等)が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
132 256	<p>(新設)</p> <p>第15 避難所等の家庭動物対策 (略)</p> <p>第16 警戒区域の設定 (略)</p>	<p>第15 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援 道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</p> <p>第16 避難所等の家庭動物対策 (略)</p> <p>第17 警戒区域の設定 (略)</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映
133 267	<p>第10節 消防防災ヘリコプター活動計画</p> <p>第7 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 (略)</p> <p>1 ヘリ運用調整会議の所掌事項 (1) 平時における所掌事項 (略) (2) 大規模な災害発生時 (略)</p>	<p>第10節 消防防災ヘリコプター活動計画</p> <p>第7 秋田県ヘリコプター等運用調整会議 (略)</p> <p>1 ヘリ運用調整会議の所掌事項 (1) 平時における所掌事項 (略) (2) 大規模な災害発生時 (略)</p> <p>(3) 航空機の運用調整等 県は、航空機(消防防災ヘリ、県警ヘリ等)を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内のヘリ運用調整班において、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>県は、実働関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>また、ヘリ運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映等

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
134 268	<p>2 ヘリ運用調整班の設置 (略)</p> <p>3 ヘリ運用調整班の活動調整事項 (略)</p> <p>4 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項 (略)</p> <p>5 ヘリ運用調整班の活動終了等 (略)</p> <p><u>第8 ヘリコプター等離着陸場の確保</u> <u>ヘリ運用調整会議において、各参画機関が保有するヘリコプター等の飛行場外離着陸場情報を共有する。</u> <u>大規模災害時にはこれを活用し離着陸場を確保する。</u></p> <p><u>第9 航空機の運用調整等</u> <u>県は、航空機(消防防災ヘリ、県警ヘリ等)を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内の航空調整班(ヘリコプター等運用調整班)において、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</u> <u>県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</u></p>	<p>2 ヘリ運用調整班の設置 (略)</p> <p>3 ヘリ運用調整班の活動調整事項 (略)</p> <p>4 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項 (略)</p> <p>5 ヘリ運用調整班の活動終了等 (略)</p> <p><u>6 ヘリコプター等離着陸場の確保</u> <u>ヘリ運用調整会議において、各参画機関が保有するヘリコプター等の飛行場外離着陸場情報を共有する。</u> <u>大規模災害時にはこれを活用し離着陸場を確保する。</u></p> <p>(移設)</p> <p>(移設)</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																			
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																				
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																				
135 270	<p>第11節 水防活動計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>2 水防に関する責任の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>責任の範囲等</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)</td> <td>米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発生し、県知事に通知しなければならない。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	責任の範囲等	根拠法令	(略)	(略)	(略)	国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発生し、県知事に通知しなければならない。	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第11節 水防活動計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>2 水防に関する責任の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>責任の範囲等</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)</td> <td>米代川(藤琴川を含む)、小猿部川、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発生し、県知事に通知しなければならない。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	責任の範囲等	根拠法令	(略)	(略)	(略)	国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川(藤琴川を含む)、 小猿部川 、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発生し、県知事に通知しなければならない。	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の改正																																																																																											
団体名	責任の範囲等	根拠法令																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																																																																				
国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川(藤琴川を含む)、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発生し、県知事に通知しなければならない。	(略)																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																																																																				
団体名	責任の範囲等	根拠法令																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																																																																				
国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川(藤琴川を含む)、 小猿部川 、雄物川(横手川、丸子川を含む)、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水、津波又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められた時は、水防警報を発生し、県知事に通知しなければならない。	(略)																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																																																																				
136 275	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>実施区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">米代川</td> <td>米代川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>藤琴川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">雄物川</td> <td>雄物川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>横手川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>丸子川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>皆瀬川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>成瀬川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td>子吉川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石沢川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年度 秋田県水防計画)</p>	水系名	河川名	実施区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	米代川	米代川	(略)	(略)	(略)	(略)	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	雄物川	雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)	皆瀬川	(略)	(略)	(略)	(略)	成瀬川	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	子吉川	(略)	(略)	(略)	(略)	石沢川	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第5 水防警報</p> <p>1 国土交通大臣が発表する水防警報(法第16条)</p> <p>(略)</p> <p>【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>実施区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">米代川</td> <td>米代川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>藤琴川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">米代川</td> <td rowspan="2">小猿部川</td> <td>左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地から 米代川合流点まで</td> <td rowspan="2">堂ヶ岱</td> <td rowspan="2">1.70</td> <td rowspan="2">2.70</td> </tr> <tr> <td>右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地から 米代川合流点まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">雄物川</td> <td>雄物川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>横手川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>丸子川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>皆瀬川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>成瀬川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td>子吉川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>石沢川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和4年度 秋田県水防計画)</p>	水系名	河川名	実施区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	米代川	米代川	(略)	(略)	(略)	(略)	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	米代川	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地から 米代川合流点まで	堂ヶ岱	1.70	2.70	右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地から 米代川合流点まで	雄物川	雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)	皆瀬川	(略)	(略)	(略)	(略)	成瀬川	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	子吉川	(略)	(略)	(略)	(略)	石沢川	(略)	(略)	(略)	(略)	所要の改正
水系名	河川名	実施区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位																																																																																																																	
米代川	米代川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
雄物川	雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	皆瀬川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	成瀬川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
子吉川	子吉川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	石沢川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
水系名	河川名	実施区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位																																																																																																																	
米代川	米代川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
米代川	小猿部川	左岸 北秋田市脇神字法泉坊沢65番地から 米代川合流点まで	堂ヶ岱	1.70	2.70																																																																																																																	
		右岸 北秋田市脇神字堂ヶ岱屋敷廻60番地から 米代川合流点まで																																																																																																																				
雄物川	雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	横手川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	丸子川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	皆瀬川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	成瀬川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
子吉川	子吉川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	
	石沢川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ		修 正 前	修 正 後	修正理由																																																																																																																																																						
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																							
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																																																							
137	276	第5 水防警報 2 知事が発表する水防警報（法第16条） （略） <p style="text-align: center;">【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警 戒 区 域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾 濫 注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">米代川</td><td>米代川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>福士川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>大湯川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小坂川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>熊沢川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>阿仁川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>長木川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>下内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小阿仁川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小猿部川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>綴子川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>犀川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>藤琴川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	警 戒 区 域	観測所	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位	米代川	米代川	(略)	(略)	(略)	(略)	福士川	(略)	(略)	(略)	(略)	大湯川	(略)	(略)	(略)	(略)	小坂川	(略)	(略)	(略)	(略)	熊沢川	(略)	(略)	(略)	(略)	阿仁川	(略)	(略)	(略)	(略)	長木川	(略)	(略)	(略)	(略)	下内川	(略)	(略)	(略)	(略)	小阿仁川	(略)	(略)	(略)	(略)	小猿部川	(略)	(略)	(略)	(略)	綴子川	(略)	(略)	(略)	(略)	犀川	(略)	(略)	(略)	(略)	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	第5 水防警報 2 知事が発表する水防警報（法第16条） （略） <p style="text-align: center;">【指定河川及び区域、対象とする水位観測所】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警 戒 区 域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾 濫 注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">米代川</td><td>米代川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>福士川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>大湯川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小坂川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>熊沢川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>阿仁川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>長木川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>下内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小阿仁川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小猿部川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>綴子川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>犀川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>藤琴川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr style="color: red;"><td></td><td>檜山川</td><td>米代川合流点～湯の沢合流点</td><td>桧山</td><td>1.50</td><td>1.80</td></tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	警 戒 区 域	観測所	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位	米代川	米代川	(略)	(略)	(略)	(略)	福士川	(略)	(略)	(略)	(略)	大湯川	(略)	(略)	(略)	(略)	小坂川	(略)	(略)	(略)	(略)	熊沢川	(略)	(略)	(略)	(略)	阿仁川	(略)	(略)	(略)	(略)	長木川	(略)	(略)	(略)	(略)	下内川	(略)	(略)	(略)	(略)	小阿仁川	(略)	(略)	(略)	(略)	小猿部川	(略)	(略)	(略)	(略)	綴子川	(略)	(略)	(略)	(略)	犀川	(略)	(略)	(略)	(略)	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)		檜山川	米代川合流点～湯の沢合流点	桧山	1.50	1.80	所要の改正
水系名	河川名	警 戒 区 域	観測所	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位																																																																																																																																																					
米代川	米代川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	福士川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	大湯川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	小坂川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	熊沢川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	阿仁川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	長木川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	下内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	小阿仁川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	小猿部川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	綴子川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	犀川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
水系名	河川名	警 戒 区 域	観測所	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位																																																																																																																																																					
米代川	米代川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	福士川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	大湯川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	小坂川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	熊沢川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	阿仁川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	長木川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	下内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	小阿仁川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	小猿部川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	綴子川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	犀川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																					
		檜山川	米代川合流点～湯の沢合流点	桧山	1.50	1.80																																																																																																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																												
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																																																																																																																																													
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																																																																																																																																													
138	276		所要の改正																																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <tr><td rowspan="18">雄物川</td><td>太平川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旭川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>草生津川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>猿田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新城川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>岩見川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>丸子川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>4.00</td></tr> <tr><td>福部内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>窪堰川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>川口川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>矢島川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>斉内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>玉川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>松木内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>入見内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">横手川</td><td>(略)</td><td>寺村</td><td>1.50</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>朝倉</td><td>1.50</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>役内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>子吉川</td><td>芋川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">馬場目川</td><td>馬場目川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>白雪川</td><td>白雪川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(令和3年度 秋田県水防計画)</p>	雄物川	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)	旭川	(略)	(略)	(略)	(略)	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)	新城川	(略)	(略)	(略)	(略)	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	4.00	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)	玉川	(略)	(略)	(略)	(略)	松木内川	(略)	(略)	(略)	(略)	入見内川	(略)	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	寺村	1.50	(略)	(略)	朝倉	1.50	(略)	役内川	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	芋川	(略)	(略)	(略)	(略)	馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td rowspan="18">雄物川</td><td>太平川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旭川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>草生津川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>猿田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新城川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>岩見川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>丸子川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>3.20</td></tr> <tr><td>福部内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>窪堰川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>川口川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>矢島川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>斉内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>玉川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>松木内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>入見内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">横手川</td><td>(略)</td><td>寺村</td><td>1.80</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>朝倉</td><td>1.80</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>上瀧川</td><td>横手市寄木1号橋~雄物川合流点</td><td>町田</td><td>2.00</td><td>3.10</td></tr> <tr><td>役内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>雄物川</td><td>役内川合流点~南沢合流点</td><td>下院内</td><td>1.20</td><td>1.70</td></tr> <tr><td>子吉川</td><td>芋川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">馬場目川</td><td>馬場目川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>白雪川</td><td>白雪川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(令和4年度 秋田県水防計画)</p>	雄物川	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)	旭川	(略)	(略)	(略)	(略)	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)	新城川	(略)	(略)	(略)	(略)	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	3.20	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)	玉川	(略)	(略)	(略)	(略)	松木内川	(略)	(略)	(略)	(略)	入見内川	(略)	(略)	(略)	(略)	横手川	(略)	寺村	1.80	(略)	(略)	朝倉	1.80	(略)	上瀧川	横手市寄木1号橋~雄物川合流点	町田	2.00	3.10	役内川	(略)	(略)	(略)	(略)	雄物川	役内川合流点~南沢合流点	下院内	1.20	1.70	子吉川	芋川	(略)	(略)	(略)	(略)	馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)	
雄物川	太平川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	旭川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	草生津川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	猿田川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	新城川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	岩見川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	丸子川		(略)	(略)	(略)	4.00																																																																																																																																																																																																																																									
	福部内川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	窪堰川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	川口川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	矢島川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	斉内川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	玉川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	松木内川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	入見内川		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	横手川		(略)	寺村	1.50	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
			(略)	朝倉	1.50	(略)																																																																																																																																																																																																																																									
	役内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
子吉川	芋川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
雄物川	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	旭川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	新城川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	丸子川	(略)	(略)	(略)	3.20																																																																																																																																																																																																																																										
	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	玉川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	松木内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	入見内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	横手川	(略)	寺村	1.80	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
		(略)	朝倉	1.80	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	上瀧川	横手市寄木1号橋~雄物川合流点	町田	2.00	3.10																																																																																																																																																																																																																																										
役内川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																											
雄物川	役内川合流点~南沢合流点	下院内	1.20	1.70																																																																																																																																																																																																																																											
子吉川	芋川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										
白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																					
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																						
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																						
139	277	<p style="text-align: center;">【水防警報の種類・内容及び発表基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 35%;">内 容</th> <th style="width: 50%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>水位・流量・その他河川状況等によりはん溢注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(令和元年度 秋田県水防計画)</p>	種類	内 容	判 断 基 準	待機	(略)	(略)	準備	(略)	(略)	出動	(略)	水位・流量・その他河川状況等により はん 溢注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。	解除	(略)	(略)	情報	(略)	(略)	所要の修正																			
種類	内 容	判 断 基 準																																						
待機	(略)	(略)																																						
準備	(略)	(略)																																						
出動	(略)	水位・流量・その他河川状況等により はん 溢注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。																																						
解除	(略)	(略)																																						
情報	(略)	(略)																																						
		<p style="text-align: center;">【水防警報の種類・内容及び発表基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 35%;">内 容</th> <th style="width: 50%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>水位・流量・その他河川状況等により氾溢注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(令和4年度 秋田県水防計画)</p>	種類	内 容	判 断 基 準	待機	(略)	(略)	準備	(略)	(略)	出動	(略)	水位・流量・その他河川状況等により 氾 溢注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。	解除	(略)	(略)	情報	(略)	(略)																				
種類	内 容	判 断 基 準																																						
待機	(略)	(略)																																						
準備	(略)	(略)																																						
出動	(略)	水位・流量・その他河川状況等により 氾 溢注意水位を超え、又は超えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要が認められる時。																																						
解除	(略)	(略)																																						
情報	(略)	(略)																																						
140	278	<p>第6 水位情報周知河川の指定と氾濫危険水位（法第13条による洪水特別警戒水位） (略)</p> <p>1 国土交通大臣が定める氾濫危険水位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> <th>避難判断 水 位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>水防管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雄物川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td rowspan="2">石沢川</td> <td>左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで</td> <td rowspan="2">鮎 瀬</td> <td rowspan="2">2.50</td> <td rowspan="2">3.40</td> <td rowspan="2">4.20</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">由利本荘市</td> </tr> <tr> <td>右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで</td> </tr> <tr> <td>米代川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	水防管理者	雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで	鮎 瀬	2.50	3.40	4.20	-	由利本荘市	右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで	米代川	(略)	所要の修正							
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	水防管理者																																
雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで	鮎 瀬	2.50	3.40	4.20	-	由利本荘市																																
		右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで																																						
米代川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
		<p>第6 水位情報周知河川の指定と氾濫危険水位（法第13条による洪水特別警戒水位） (略)</p> <p>1 国土交通大臣が定める氾濫危険水位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>警戒区域</th> <th>観測所</th> <th>水防団 待機水位</th> <th>氾濫 注意水位</th> <th>避難判断 水 位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>水防管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雄物川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子吉川</td> <td rowspan="2">石沢川</td> <td>左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで</td> <td rowspan="2">鮎 瀬</td> <td rowspan="2">2.50</td> <td rowspan="2">3.40</td> <td rowspan="2">4.20</td> <td rowspan="2">4.50</td> <td rowspan="2">由利本荘市</td> </tr> <tr> <td>右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで</td> </tr> <tr> <td>米代川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	水防管理者	雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで	鮎 瀬	2.50	3.40	4.20	4.50	由利本荘市	右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで	米代川	(略)								
水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水 位	氾濫 危険水位	水防管理者																																
雄物川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																
子吉川	石沢川	左岸 由利本荘市鳥川字沖真田 233番の1地先 から 子吉川合流点 まで	鮎 瀬	2.50	3.40	4.20	4.50	由利本荘市																																
		右岸 由利本荘市上野字蛇田 59番の1地先 から 子吉川合流点 まで																																						
米代川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前										修正後										修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	第2編 一般災害対策										第2編 一般災害対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2章 災害応急対策計画										第2章 災害応急対策計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
141	280	2 知事が定める氾濫危険水位										2 知事が定める氾濫危険水位										所要の修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		<table border="1"> <tr><td rowspan="2">米代川</td><td>犀川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>藤琴川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="15">雄物川</td><td>太平川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旭川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>草生津川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>猿田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新城川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>1.20</td><td>1.40</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>岩見川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>丸子川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>4.00</td><td>4.50</td><td>5.10</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>福部内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>窪堰川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>川口川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>矢島川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>斉内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>玉川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>桧木内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">横手川</td><td>(略)</td><td>寺村</td><td>1.50</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>朝倉</td><td>1.50</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>役内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>子吉川</td><td>芋川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="3">馬場目川</td><td>馬場目川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>下岩川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>森岳</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>白雪川</td><td>白雪川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(令和3年度 秋田県水防計画)</p>										米代川	犀川	(略)	(略)	藤琴川	(略)	雄物川	太平川	(略)	旭川	(略)	草生津川	(略)	猿田川	(略)	新城川	(略)	(略)	1.20	1.40	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	岩見川	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	4.00	4.50	5.10	(略)	(略)	(略)	(略)	福部内川	(略)	窪堰川	(略)	川口川	(略)	矢島川	(略)	斉内川	(略)	玉川	(略)	桧木内川	(略)	横手川	(略)	寺村	1.50	(略)	朝倉	1.50	(略)	役内川	(略)	子吉川	芋川	(略)	馬場目川	馬場目川	(略)	三種川	(略)	下岩川	(略)	三種川	(略)	森岳	(略)	白雪川	白雪川	(略)	<table border="1"> <tr><td rowspan="2">米代川</td><td>犀川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>藤琴川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="15">雄物川</td><td>檜山川</td><td>米代川合流点 から 湯の沢合流点 まで</td><td>桧山</td><td>1.50</td><td>1.80</td><td>2.00</td><td>2.30</td><td>能代市</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>太平川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旭川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>草生津川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>猿田川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新城川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>1.30</td><td>1.50</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>岩見川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>丸子川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>3.20</td><td>3.30</td><td>3.50</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>福部内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>窪堰川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>川口川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>矢島川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>斉内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>玉川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>桧木内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="2">横手川</td><td>(略)</td><td>寺村</td><td>1.80</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>朝倉</td><td>1.80</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>上溝川</td><td>横手市寄木1号橋 から 雄物川合流点 まで</td><td>町田</td><td>2.00</td><td>3.10</td><td>4.00</td><td>4.40</td><td>横手市</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>役内川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>雄物川</td><td>役内川合流点 から 南沢合流点 まで</td><td>下院内</td><td>1.20</td><td>1.70</td><td>2.30</td><td>2.60</td><td>湯沢市</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>子吉川</td><td>芋川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="3">馬場目川</td><td>馬場目川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>三種川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>白雪川</td><td>白雪川</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(令和4年度 秋田県水防計画)</p>										米代川	犀川	(略)	藤琴川	(略)	雄物川	檜山川	米代川合流点 から 湯の沢合流点 まで	桧山	1.50	1.80	2.00	2.30	能代市	(略)	(略)	太平川	(略)	旭川	(略)	草生津川	(略)	猿田川	(略)	新城川	(略)	(略)	1.30	1.50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	岩見川	(略)	丸子川	(略)	(略)	(略)	3.20	3.30	3.50	(略)	(略)	(略)	福部内川	(略)	窪堰川	(略)	川口川	(略)	矢島川	(略)	斉内川	(略)	玉川	(略)	桧木内川	(略)	横手川	(略)	寺村	1.80	(略)	朝倉	1.80	(略)	上溝川	横手市寄木1号橋 から 雄物川合流点 まで	町田	2.00	3.10	4.00	4.40	横手市	(略)	(略)	役内川	(略)	雄物川	役内川合流点 から 南沢合流点 まで	下院内	1.20	1.70	2.30	2.60	湯沢市	(略)	(略)	子吉川	芋川	(略)	馬場目川	馬場目川	(略)	三種川	(略)	三種川	(略)	白雪川	白雪川	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
米代川	犀川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
雄物川	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	旭川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	新城川	(略)	(略)	1.20	1.40	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	丸子川	(略)	(略)	(略)	4.00	4.50	5.10	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	玉川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	桧木内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	横手川	(略)	寺村	1.50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(略)		朝倉	1.50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
役内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
子吉川	芋川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	三種川	(略)	下岩川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	三種川	(略)	森岳	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
米代川	犀川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	藤琴川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
雄物川	檜山川	米代川合流点 から 湯の沢合流点 まで	桧山	1.50	1.80	2.00	2.30	能代市	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	太平川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	旭川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	草生津川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	猿田川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	新城川	(略)	(略)	1.30	1.50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	岩見川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	丸子川	(略)	(略)	(略)	3.20	3.30	3.50	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	福部内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	窪堰川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	川口川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	矢島川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	斉内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	玉川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	桧木内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
横手川	(略)	寺村	1.80	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	(略)	朝倉	1.80	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
上溝川	横手市寄木1号橋 から 雄物川合流点 まで	町田	2.00	3.10	4.00	4.40	横手市	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
役内川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
雄物川	役内川合流点 から 南沢合流点 まで	下院内	1.20	1.70	2.30	2.60	湯沢市	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
子吉川	芋川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
馬場目川	馬場目川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	三種川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
白雪川	白雪川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																						
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																							
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																							
142 301	<p>第17節 医療救護計画</p> <p>第2 災害時の医療提供体制</p> <p>4 日本赤十字社秋田県支部等の役割</p> <p>日本赤十字社秋田県支部は、災害発生時には即時に被災地に医療救護班を派遣し、初動医療救護活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を県保健医療調整本部に提供する。</p> <p><u>また</u>、秋田赤十字病院は、搬送重症患者等に対する救命救急医療の提供等を行う。</p>	<p>第17節 医療救護計画</p> <p>第2 災害時の医療提供体制</p> <p>4 日本赤十字社秋田県支部等の役割</p> <p>(1) 日本赤十字社秋田県支部は、災害発生時には即時に被災地に医療救護班を派遣し、初動医療救護活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を県保健医療調整本部に提供する。</p> <p>(2) <u>日赤災害医療コーディネートチームは、県保健医療調整本部において本部機能を補助するとともに、赤十字救護班の活動範囲、期間等に関し緊密に連携を図り、円滑な医療救護活動を行えるよう調整する。</u></p> <p>(3) 秋田赤十字病院は、搬送重症患者等に対する救命救急医療の提供等を行う。</p>	所要の修正																																						
143 309	<p>第19節 公共施設等の応急対策計画</p> <p>第4 下水道施設</p> <table border="1"> <tr> <td>下水道対策本部の 立上げ</td> <td>1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	下水道対策本部の 立上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第19節 公共施設等の応急対策計画</p> <p>第4 下水道施設</p> <table border="1"> <tr> <td>下水道災害対策 本部の立上げ</td> <td>1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道災害対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	下水道 災害 対策 本部の立上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道 災害 対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。	(略)	所要の修正																	
下水道対策本部の 立上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
下水道 災害 対策 本部の立上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道 災害 対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
144 311	<p>第9 医療施設</p> <table border="1"> <tr> <td>避難誘導</td> <td>1 (略) 2 重症患者、新生児、老人等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。</td> </tr> <tr> <td>停電時の措置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。</td> </tr> </table>	避難誘導	1 (略) 2 重症患者、新生児、 老人 等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。	停電時の措置	(略)	応急復旧	災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに 防災 関係機関に応援要請を行う。	<p>第9 医療施設</p> <table border="1"> <tr> <td>避難誘導</td> <td>1 (略) 2 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。</td> </tr> <tr> <td>停電時の措置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応急復旧</td> <td>災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに関係機関に応援要請を行う。</td> </tr> </table>	避難誘導	1 (略) 2 重症患者、新生児、 高齢者 等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。	停電時の措置	(略)	応急復旧	災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに 関係機関 に応援要請を行う。	(略)																										
避難誘導	1 (略) 2 重症患者、新生児、 老人 等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。																																								
停電時の措置	(略)																																								
応急復旧	災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに 防災 関係機関に応援要請を行う。																																								
避難誘導	1 (略) 2 重症患者、新生児、 高齢者 等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。																																								
停電時の措置	(略)																																								
応急復旧	災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに 関係機関 に応援要請を行う。																																								

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
	第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
145 327	<p>第26節 文教対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、県及び市町村の教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、<u>幼児・児童・生徒の安全と教育活動の確保を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第26節 文教対策計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、県及び市町村の教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、<u>幼児児童生徒の安全と教育活動の確保を図る。</u></p> <p>(略)</p>	所要の修正
146 327	<p>第2 事前対策</p> <p>校長などの施設管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。</p> <p>1 <u>幼児・児童・生徒の避難計画</u>については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第2 事前対策</p> <p>校長などの施設管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。</p> <p>1 <u>幼児児童生徒の避難計画</u>については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。</p> <p>2～3 (略)</p>	所要の修正
147 328	<p>第4 応急教育の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>被災幼児・児童・生徒の保護</u></p> <p>(1) <u>被災地域の幼児・児童・生徒</u>に対しては、感染症や食中毒などを予防するため、臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施するなど健康の保持に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第4 応急教育の実施</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>被災幼児児童生徒の保護</u></p> <p>(1) <u>被災地域の幼児児童生徒</u>に対しては、感染症や食中毒などを予防するため、臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施するなど健康の保持に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	所要の修正
148 328	<p>第5 学用品の調達・支給等</p> <p><u>幼児・児童・生徒の住家</u>が被害を受け、就学上著しく支障のある者に対し、次の措置を実施する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>文房具・通学用品等の支給</u></p> <p>県立学校及び市町村教育委員会は、災害により、文房具・通学用品等を喪失又はき損し、これらの入手困難な状態にある<u>幼児・児童・生徒数</u>を速やかに把握する。</p> <p>また、必要な文房具・通学用品等の品目・数量の調査を行い、直ちにこれらの確保に努める。</p>	<p>第5 学用品の調達・支給等</p> <p><u>幼児児童生徒の住家</u>が被害を受け、就学上著しく支障のある者に対し、次の措置を実施する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>文房具・通学用品等の支給</u></p> <p>県立学校及び市町村教育委員会は、災害により、文房具・通学用品等を喪失又はき損し、これらの入手困難な状態にある<u>幼児児童生徒数</u>を速やかに把握する。</p> <p>また、必要な文房具・通学用品等の品目・数量の調査を行い、直ちにこれらの確保に努める。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ		修 正 前	修 正 後	修正理由																																																																																																																					
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策																																																																																																																						
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画																																																																																																																						
149	338	<p>第29節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画 第2 海上排出油等防除措置 1 各機関の役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">秋田海上保安部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東北地方整備局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田气象台</td><td>1 関係先への油防除に関する気象、海象予報の伝達</td></tr> <tr><td>秋 田 県</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>市 町 村</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>消 防 機 関</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>警 察</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田県漁業協同組合</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事業所等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田県沿岸排出油等防除協議会</td><td>(略)</td></tr> </table>	秋田海上保安部	(略)	東北地方整備局	(略)	秋田气象台	1 関係先への油防除に関する気象、 海象 予報の伝達	秋 田 県	(略)	市 町 村	(略)	消 防 機 関	(略)	警 察	(略)	秋田県漁業協同組合	(略)	事業所等	(略)	秋田県沿岸排出油等防除協議会	(略)	<p>第29節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画 第2 海上排出油等防除措置 1 各機関の役割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">秋田海上保安部</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>東北地方整備局</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田气象台</td><td>1 関係先への油防除に関する気象、水象についての予報の伝達</td></tr> <tr><td>秋 田 県</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>市 町 村</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>消 防 機 関</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>警 察</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田県漁業協同組合</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>事業所等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田県沿岸排出油等防除協議会</td><td>(略)</td></tr> </table>	秋田海上保安部	(略)	東北地方整備局	(略)	秋田气象台	1 関係先への油防除に関する気象、 水象についての 予報の伝達	秋 田 県	(略)	市 町 村	(略)	消 防 機 関	(略)	警 察	(略)	秋田県漁業協同組合	(略)	事業所等	(略)	秋田県沿岸排出油等防除協議会	(略)	所要の修正																																																																													
秋田海上保安部	(略)																																																																																																																								
東北地方整備局	(略)																																																																																																																								
秋田气象台	1 関係先への油防除に関する気象、 海象 予報の伝達																																																																																																																								
秋 田 県	(略)																																																																																																																								
市 町 村	(略)																																																																																																																								
消 防 機 関	(略)																																																																																																																								
警 察	(略)																																																																																																																								
秋田県漁業協同組合	(略)																																																																																																																								
事業所等	(略)																																																																																																																								
秋田県沿岸排出油等防除協議会	(略)																																																																																																																								
秋田海上保安部	(略)																																																																																																																								
東北地方整備局	(略)																																																																																																																								
秋田气象台	1 関係先への油防除に関する気象、 水象についての 予報の伝達																																																																																																																								
秋 田 県	(略)																																																																																																																								
市 町 村	(略)																																																																																																																								
消 防 機 関	(略)																																																																																																																								
警 察	(略)																																																																																																																								
秋田県漁業協同組合	(略)																																																																																																																								
事業所等	(略)																																																																																																																								
秋田県沿岸排出油等防除協議会	(略)																																																																																																																								
150	339	<p style="text-align: center;">【秋田県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部構成員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協議会役員名</th> <th style="width: 20%;">機関名等</th> <th style="width: 20%;">担当課</th> <th style="width: 45%;">構成員・担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会 長</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="13">会 員</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田市</td><td></td><td style="color: blue;">防災対策課</td><td>課長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者	会 長	(略)	(略)	(略)	会 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	秋田市		防災対策課	課長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">【秋田県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部構成員】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協議会役員名</th> <th style="width: 20%;">機関名等</th> <th style="width: 20%;">担当課</th> <th style="width: 45%;">構成員・担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>会 長</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td rowspan="13">会 員</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>秋田市</td><td></td><td style="color: red;">防災安全対策課</td><td>課長</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者	会 長	(略)	(略)	(略)	会 員	(略)	秋田市		防災安全対策課	課長	(略)	所要の修正																																												
協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者																																																																																																																						
会 長	(略)	(略)	(略)																																																																																																																						
会 員	(略)	(略)	(略)																																																																																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																																																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																																																																																						
	秋田市		防災対策課	課長																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
協議会役員名	機関名等	担当課	構成員・担当者																																																																																																																						
会 長	(略)	(略)	(略)																																																																																																																						
会 員	(略)	(略)	(略)																																																																																																																						
	(略)	(略)	(略)																																																																																																																						
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	秋田市		防災安全対策課	課長																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																					

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ		修 正 前	修 正 後	修正理由
		第2編 一般災害対策	第2編 一般災害対策	
		第2章 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策計画	
151	345	<p>第31節 原子力施設災害対策計画 (新設)</p> <p>第4 放射線に関する健康相談 (略)</p>	<p>第31節 原子力施設災害対策計画</p> <p>第4 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 県及び保健所を設置する市は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、OILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した者に対象に、避難所等への到着後、甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</p> <p>第5 放射線に関する健康相談 (略)</p>	<p>防災基本計画 (R4.6修正) の反映</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																		
	第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策																			
	第1章 地震被害想定等	第1章 地震被害想定等																			
152	365	<p>第4節 地震・震度観測体制</p> <p>第2 観測体制</p> <p>1 秋田地方気象台</p> <p style="color: blue;">県内に設置している地震計は、津波地震早期検知網として、能代市、男鹿市、大館市、美郷町、秋田市雄和の5か所に、また震度計を単独に秋田市、能代市、由利本荘市、湯沢市、北秋田市、五城目町、横手市雄物川町、仙北市の8か所に設置し観測している。これら震度計は、有線回線が震災により途絶した場合でも衛星回線を利用してデータを送ることが可能である。</p> <p>(略)</p> <p>また、上記観測施設の計測範囲を超える大きな津波は、付近の岸壁部に設置した巨大津波観測計で観測し、観測データは気象庁本庁に伝送されている。</p>	所要の修正																		
		<p>第4節 地震・震度観測体制</p> <p>第2 観測体制</p> <p>1 秋田地方気象台</p> <p style="color: red;">県内の5か所(秋田市、能代市、大館市、男鹿市、美郷町)に地震計、8か所(秋田市、能代市、横手市、湯沢市、由利本荘市、北秋田市、仙北市、五城目町)に震度計を設置し観測を行っている。これらのデータは地上回線が途絶した場合でも衛星回線を使って送信される。</p> <p>(略)</p> <p>また、上記観測施設の計測範囲を超える大きな津波は、付近の岸壁部に設置した巨大津波観測計で観測し、観測データは気象庁に伝送されている。</p>																			
153	410	<p>第19節 公共施設等の応急対策計画</p> <p>第4 下水道施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">下水道対策本部の立上げ</td> <td>1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	下水道対策本部の立上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。	(略)	所要の修正															
下水道対策本部の立上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
		<p>第19節 公共施設等の応急対策計画</p> <p>第4 下水道施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">下水道<b style="color: red;">災害対策本部の立上げ</td> <td>1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道<b style="color: red;">災害対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。</td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	下水道 <b style="color: red;">災害 対策本部の立上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道 <b style="color: red;">災害 対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。	(略)																
下水道 <b style="color: red;">災害 対策本部の立上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道 <b style="color: red;">災害 対策本部を立上げる。 2 市町村、県、民間企業等と連絡体制を確保する。																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ		修正前	修正後	修正理由										
		第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策											
154	416	<p>第5 電信電話施設</p> <p>(新設)</p>	<p>第5 電信電話施設</p> <p>楽天モバイル(株)</p> <table border="1"> <tr> <td>災害時の対策 組織体制</td> <td>災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、状況に応じた対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td>動員体制</td> <td> <p>災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>1 社員の非常配置および勤務体系</p> <p>2 社員の非常招集の方法</p> <p>3 関係組織相互間の応援の要請方法</p> </td> </tr> <tr> <td>被害状況の把握と 情報連絡体制</td> <td> <p>災害が発生し、または発生するおそれのある時は、重要通信の確保または被災した電気通信設備等の迅速に復旧する為、次により情報収集と連絡を行う。</p> <p>1 災害規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</p> <p>2 必要に応じ社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td> <p>1 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p> </td> </tr> <tr> <td>復旧資材の確保</td> <td> <p>1 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。</p> <p>2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>3 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。</p> <p>4 非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。</p> <p>5 災害対策用資機材等の仮置場について、緊急事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめその候補地について協力会社の協力を得て、緊急事態下の用地確保の円滑化を図る。</p> </td> </tr> </table>	災害時の対策 組織体制	災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、状況に応じた対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。	動員体制	<p>災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>1 社員の非常配置および勤務体系</p> <p>2 社員の非常招集の方法</p> <p>3 関係組織相互間の応援の要請方法</p>	被害状況の把握と 情報連絡体制	<p>災害が発生し、または発生するおそれのある時は、重要通信の確保または被災した電気通信設備等の迅速に復旧する為、次により情報収集と連絡を行う。</p> <p>1 災害規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</p> <p>2 必要に応じ社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p>	広報活動	<p>1 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p>	復旧資材の確保	<p>1 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。</p> <p>2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>3 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。</p> <p>4 非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。</p> <p>5 災害対策用資機材等の仮置場について、緊急事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめその候補地について協力会社の協力を得て、緊急事態下の用地確保の円滑化を図る。</p>	所要の修正
災害時の対策 組織体制	災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、状況に応じた対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。													
動員体制	<p>災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>1 社員の非常配置および勤務体系</p> <p>2 社員の非常招集の方法</p> <p>3 関係組織相互間の応援の要請方法</p>													
被害状況の把握と 情報連絡体制	<p>災害が発生し、または発生するおそれのある時は、重要通信の確保または被災した電気通信設備等の迅速に復旧する為、次により情報収集と連絡を行う。</p> <p>1 災害規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</p> <p>2 必要に応じ社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</p>													
広報活動	<p>1 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</p>													
復旧資材の確保	<p>1 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。</p> <p>2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、資材および物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>3 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。</p> <p>4 非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。</p> <p>5 災害対策用資機材等の仮置場について、緊急事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめその候補地について協力会社の協力を得て、緊急事態下の用地確保の円滑化を図る。</p>													

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策	
	第1章 津波被害想定	第1章 津波被害想定	
155 419	<p>第2節 津波観測体制</p> <p>第1 津波観測</p> <p><u>昭和58年日本海中部地震や平成5年北海道南西沖地震による津波被害を契機に、気象庁では、津波観測網の整備を進めた。また、平成23年東北地方太平洋沖地震での大きな津波被害を契機として、巨大津波観測計や沖合津波計を整備するなど観測機能を強化したほか、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、自治体等の観測データをリアルタイムで収集し、現在では全国約230か所の観測データを津波情報や津波警報等の更新に活用している。</u></p> <p><u>東北地方整備局</u>では、平成18年度から東北地方周辺海域の沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS 波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。<u>老朽化のため、令和2年度に陸揚げし、再設置を検討中。</u></p>	<p>第2節 津波観測体制</p> <p>第1 津波観測</p> <p><u>気象庁は、各機関が設置した沿岸の観測点や沖合津波計等の潮位データをリアルタイムで監視している。また、津波警報等の発表時には速やかに津波の実況を津波情報として発表し、実況に基づき津波警報の切替え・解除等の判断に活用している。本県で津波情報等に活用している観測点は、秋田（国土交通省港湾局所属）で、大きな津波を観測するため気象庁の巨大津波観測計も設置されている。</u></p> <p><u>国土交通省港湾局</u>では、平成18年度から東北地方周辺海域の沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS 波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した（<u>老朽化のため、令和2年度に陸揚げし、再設置を検討中</u>）。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																				
	第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策																					
	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画																					
156 436	<p>第1節 防災知識等普及計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>県及び市町村等は、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現するために、様々な機会に、多様な手段により、各地域の実情に応じて津波防災に関する啓発、教育を実施する。</p>	<p>第1節 防災知識等普及計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>県及び市町村等は、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現するために、様々な機会に、多様な手段により、各地域の実情に応じて津波防災に関する啓発、教育を実施する。また、津波に関する防災教育、訓練等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p>	防災基本計画（R4.6修正）の反映																				
157 437	<p>第2 津波に関する知識の普及・啓発（略）</p> <p>【津波防災に関する主な普及啓発内容】</p> <table border="1"> <tr> <td>避難行動に関する知識</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>津波に関する想定・予測の不確実性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭での予防・安全対策</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>津波の特性や津波に関する知識</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 1 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による情報伝達とその意味、また、とるべき行動 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること </td> </tr> </table>	避難行動に関する知識	（略）	津波に関する想定・予測の不確実性		家庭での予防・安全対策	（略）	津波の特性や津波に関する知識	（略）	その他	1 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による情報伝達とその意味、また、とるべき行動 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること	<p>第2 津波に関する知識の普及・啓発（略）</p> <p>【津波防災に関する主な普及啓発内容】</p> <table border="1"> <tr> <td>避難行動に関する知識</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>津波に関する想定・予測の不確実性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭での予防・安全対策</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>津波の特性や津波に関する知識</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 1 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること </td> </tr> </table>	避難行動に関する知識	（略）	津波に関する想定・予測の不確実性		家庭での予防・安全対策	（略）	津波の特性や津波に関する知識	（略）	その他	1 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること	所用の修正
避難行動に関する知識	（略）																						
津波に関する想定・予測の不確実性																							
家庭での予防・安全対策	（略）																						
津波の特性や津波に関する知識	（略）																						
その他	1 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による情報伝達とその意味、また、とるべき行動 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること																						
避難行動に関する知識	（略）																						
津波に関する想定・予測の不確実性																							
家庭での予防・安全対策	（略）																						
津波の特性や津波に関する知識	（略）																						
その他	1 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること																						

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由
	第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策	
	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画	
158 438	<p>第2節 避難体制整備計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、市町村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、指定緊急避難場所や避難路等の確保等、避難体制の整備を推進し、津波ハザードマップを作成・配付するなど、住民への周知徹底を図る。</p>	<p>第2節 避難体制整備計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、市町村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、指定緊急避難場所や避難路等の確保等、避難体制の整備を推進し、津波ハザードマップを作成・配付するなど、住民への周知徹底を図る。<u>また、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p>	防災基本計画（R4.6修正）の反映
159 438	<p>第2 指定緊急避難場所の指定・整備（略）</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難路等の周知を図るため、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板などを設置する。</p>	<p>第2 指定緊急避難場所の指定・整備（略）</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難路等の周知を図るため、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板などを設置する。</p>	所要の修正
160 439	<p>（新設）</p>	<p><u>第7 津波警報等に係る対応</u></p> <p><u>市町村は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。また、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や秋田地方気象台等との連携に努めるものとする。また、県及び秋田地方気象台等は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</u></p>	防災基本計画（R4.6修正）の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																								
	第4編 津波災害対策	第4編 津波災害対策																																									
	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																																									
161	443 第1節 情報伝達計画 第2 津波警報等 1 津波警報等 (略) <table border="1" data-bbox="324 491 1075 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 注) 1～4 (略)	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	(略)	443 第1節 情報伝達計画 第2 津波警報等 1 津波警報等 (略) <table border="1" data-bbox="1205 491 1960 694"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 注) 1～4 (略) <p style="color: red;">5 <u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。</u></p> <p style="color: red;">また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</p> <p style="color: red;">6 <u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></p>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)	津波警報	(略)	(略)	(略)	津波注意報	(略)	(略)	(略)	所要の修正
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動																																				
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																								
大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
津波警報	(略)	(略)	(略)																																								
津波注意報	(略)	(略)	(略)																																								
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																							
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																								
大津波警報	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
津波警報	(略)	(略)	(略)																																								
津波注意報	(略)	(略)	(略)																																								
	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																																									
162	443 3 津波情報 (略) <table border="1" data-bbox="295 1040 896 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報(注2)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		情報の種類	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	(略)	津波観測に関する情報	(略)	沖合の津波観測に関する情報(注2)	(略)	443 3 津波情報 (略) <table border="1" data-bbox="1153 1040 1747 1359"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		情報の種類	内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	(略)	津波観測に関する情報	(略)	沖合の津波観測に関する情報	(略)	所要の修正																
	情報の種類	内容																																									
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)																																									
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	(略)																																									
	津波観測に関する情報	(略)																																									
	沖合の津波観測に関する情報(注2)	(略)																																									
	情報の種類	内容																																									
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	(略)																																									
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	(略)																																									
	津波観測に関する情報	(略)																																									
	沖合の津波観測に関する情報	(略)																																									

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由
	第4編 津波災害対策 第3章 災害応急対策計画	第4編 津波災害対策 第3章 災害応急対策計画	
163 447	<p>3 地震・津波情報の収集・伝達図</p> <p style="font-size: small;">注一 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づき法定伝達先。 注二 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>3 地震・津波情報の収集・伝達図</p> <p style="font-size: small;">注一 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づき法定伝達先。 注二 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
	第1章 火山防災と秋田県の活火山	第1章 火山防災と秋田県の活火山	
164 449	<p>第2節 秋田県の活火山</p> <p>1 概況</p> <p>活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、秋田県には、十和田、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の6活火山がある。</p> <p>このうち、火山噴火予知連絡会によって選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」（常時観測火山）に該当するのは、十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の5活火山であり、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24時間体制で監視している。</p> <p>なお、平成26年の御嶽山噴火災害を受けて常時観測火山の見直しが行われ、十和田では平成28年12月から常時観測を開始した。</p>	<p>第2節 秋田県の活火山</p> <p>1 概況</p> <p>活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、秋田県には、十和田、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の6活火山がある。</p> <p>このうち、火山噴火予知連絡会によって選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」（常時観測火山）に該当するのは、十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の5活火山であり、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24時間体制で監視している。</p>	<p>所要の修正</p>

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
165 450	<p>【秋田県の活火山】</p>	<p>【秋田県の活火山】</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																	
166 451	<p>2 火山災害要因 (略)</p> <p>【主な火山災害要因】</p> <table border="1"> <tr> <td>大きな噴石</td> <td>大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が200m/sを超える場合もあり、直径1mにもなる大きな噴石が2kmも飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、事前の避難が必要である。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小さな噴石・火山灰</td> <td>小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上の<small>小さな</small>ものであり、火山灰は、直径2mm未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。</td> </tr> </table>	大きな噴石	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が200m/sを超える場合もあり、直径1mにもなる大きな噴石が2kmも飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、事前の避難が必要である。	(略)	(略)	小さな噴石・火山灰	小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上の <small>小さな</small> ものであり、火山灰は、直径2mm未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。	<p>2 火山災害要因 (略)</p> <p>【主な火山災害要因】</p> <table border="1"> <tr> <td>大きな噴石</td> <td>大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた<small>概ね20～30cm以上の</small>岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が200m/sを超える場合もあり、直径1mにもなる大きな噴石が2kmも飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、避難までの時間的猶予がなく、生命に対する危険性が高いことから、事前の避難が必要である。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小さな噴石・火山灰</td> <td>小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものであり、火山灰は、直径2mm未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。</td> </tr> </table>	大きな噴石	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた <small>概ね20～30cm以上の</small> 岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が200m/sを超える場合もあり、直径1mにもなる大きな噴石が2kmも飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、 避難までの時間的猶予がなく、生命に対する危険性が高いことから、 事前の避難が必要である。	(略)	(略)	小さな噴石・火山灰	小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものであり、火山灰は、直径2mm未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。	所要の修正				
大きな噴石	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が200m/sを超える場合もあり、直径1mにもなる大きな噴石が2kmも飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、事前の避難が必要である。																		
(略)	(略)																		
小さな噴石・火山灰	小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上の <small>小さな</small> ものであり、火山灰は、直径2mm未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。																		
大きな噴石	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた <small>概ね20～30cm以上の</small> 岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が200m/sを超える場合もあり、直径1mにもなる大きな噴石が2kmも飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、 避難までの時間的猶予がなく、生命に対する危険性が高いことから、 事前の避難が必要である。																		
(略)	(略)																		
小さな噴石・火山灰	小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものであり、火山灰は、直径2mm未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。																		
167 452	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山ガス</td> <td>火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する現象である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄（SO₂）、硫化水素（H₂S）、二酸化炭素（CO₂）等是有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。</td> </tr> <tr> <td>降灰後の泥流・土石</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山体崩壊・岩屑 なだれ</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	火山ガス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する 現象 である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄（SO ₂ ）、硫化水素（H ₂ S）、二酸化炭素（CO ₂ ）等是有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。	降灰後の泥流・土石	(略)	山体崩壊・岩屑 なだれ	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山ガス</td> <td>火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する気体である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄（SO₂）、硫化水素（H₂S）、二酸化炭素（CO₂）等是有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。</td> </tr> <tr> <td>降灰後の泥流・土石</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山体崩壊・岩屑 なだれ</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	火山ガス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する 気体 である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄（SO ₂ ）、硫化水素（H ₂ S）、二酸化炭素（CO ₂ ）等是有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。	降灰後の泥流・土石	(略)	山体崩壊・岩屑 なだれ	(略)	所要の修正
	(略)																		
火山ガス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する 現象 である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄（SO ₂ ）、硫化水素（H ₂ S）、二酸化炭素（CO ₂ ）等是有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。																		
降灰後の泥流・土石	(略)																		
山体崩壊・岩屑 なだれ	(略)																		
	(略)																		
火山ガス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する 気体 である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄（SO ₂ ）、硫化水素（H ₂ S）、二酸化炭素（CO ₂ ）等是有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。																		
降灰後の泥流・土石	(略)																		
山体崩壊・岩屑 なだれ	(略)																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																		
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																			
168 453	<p>3 秋田県の活火山及び周辺の概況</p> <p>十和田</p> <table border="1"> <tr> <td>標高</td> <td>690m</td> <td>カルデラ縁の最高点は御鼻部山：1,011m</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>北緯 40度27分34秒 東経140度54分36秒</td> <td>御倉山：三角点（座標：世界測地系）</td> </tr> </table>	標高	690m	カルデラ縁の最高点は御鼻部山：1,011m	位置	北緯 40度27分34秒 東経140度54分36秒	御倉山：三角点（座標：世界測地系）	<p>3 秋田県の活火山及び周辺の概況</p> <p>十和田</p> <table border="1"> <tr> <td>標高</td> <td>690m（御倉山）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>北緯 40度27分34秒 東経140度54分36秒</td> <td>小倉山：三角点（座標：世界測地系）</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>標高</td> <td>1,011m（御鼻部山）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>北緯 40度30分37秒 東経140度52分48秒</td> <td>膳棚：三角点（座標：世界測地系）</td> </tr> </table>	標高	690m（御倉山）		位置	北緯 40度27分34秒 東経140度54分36秒	小倉山：三角点（座標：世界測地系）	標高	1,011m（御鼻部山）		位置	北緯 40度30分37秒 東経140度52分48秒	膳棚：三角点（座標：世界測地系）	所要の修正
標高	690m	カルデラ縁の最高点は御鼻部山：1,011m																			
位置	北緯 40度27分34秒 東経140度54分36秒	御倉山：三角点（座標：世界測地系）																			
標高	690m（御倉山）																				
位置	北緯 40度27分34秒 東経140度54分36秒	小倉山：三角点（座標：世界測地系）																			
標高	1,011m（御鼻部山）																				
位置	北緯 40度30分37秒 東経140度52分48秒	膳棚：三角点（座標：世界測地系）																			
169 454	<p>火山活動の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>和暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>915年</td> <td>延喜15年</td> <td>軽石噴火（大湯降下軽石）と火砕流（毛馬内火砕流）。 噴火場所は中湖</td> </tr> </tbody> </table>	西暦	和暦	活動記録	915年	延喜15年	軽石噴火（大湯降下軽石）と火砕流（毛馬内火砕流）。 噴火場所は中湖	<p>火山活動の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>和暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>915年</td> <td>延喜15年</td> <td>マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火： 軽石噴火（大湯降下軽石）と火砕流（毛馬内火砕流）。 噴火場所は中湖</td> </tr> </tbody> </table>	西暦	和暦	活動記録	915年	延喜15年	マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火： 軽石噴火（大湯降下軽石）と火砕流（毛馬内火砕流）。 噴火場所は中湖	所要の修正						
西暦	和暦	活動記録																			
915年	延喜15年	軽石噴火（大湯降下軽石）と火砕流（毛馬内火砕流）。 噴火場所は中湖																			
西暦	和暦	活動記録																			
915年	延喜15年	マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火： 軽石噴火（大湯降下軽石）と火砕流（毛馬内火砕流）。 噴火場所は中湖																			
170 454	<p>火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <tr> <td>耕地・水源となる河川</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>観光客</td> <td>十和田湖畔温泉...約3万4千人</td> </tr> </table> <p>観光客数については、「令和元年秋田県観光統計」（県観光戦略課）による。</p>	耕地・水源となる河川	（略）	観光客	十和田湖畔温泉...約3万4千人	<p>火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <tr> <td>耕地・水源となる河川</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>観光客</td> <td>十和田湖畔温泉...約1万9千人</td> </tr> </table> <p>観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」（県観光戦略課）による。</p>	耕地・水源となる河川	（略）	観光客	十和田湖畔温泉...約1万9千人	所要の修正										
耕地・水源となる河川	（略）																				
観光客	十和田湖畔温泉...約3万4千人																				
耕地・水源となる河川	（略）																				
観光客	十和田湖畔温泉...約1万9千人																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由								
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策									
171	455	455	所要の修正								
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">八幡平</div> <p>(略)</p> <p>最近1万年間の活動 山頂部の泥炭中には八幡平火山起源の降下火山灰が少なくとも3枚存在し、このうち過去1万年以降に噴出したと考えられるのは上位2枚である。噴出年代はそれぞれ約7,300年前と9,800年から10,000年前である。(和知・他：2002) (日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">八幡平</div> <p>(略)</p> <p>最近1万年間の活動 山頂部の泥炭中には八幡平火山起源の降下火山灰が少なくとも3枚存在し、このうち過去1万年以降に噴出したと考えられるのは上位2枚である。(和知・他：2002)。噴出年代はそれぞれ約7,300年前と9,800年から10,000年前である。 (日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)</p>									
172	455	455	所要の修正								
	<p style="text-align: center;">火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観 光 客</td> <td>八幡平ビジターセンター...約4万3千人</td> </tr> </table> <p>観光客数については、「令和元年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	八幡平ビジターセンター...約4万3千人	<p style="text-align: center;">火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観 光 客</td> <td>八幡平ビジターセンター...約2万5千人</td> </tr> </table> <p>観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	八幡平ビジターセンター...約2万5千人	
耕地・水源となる河川	(略)										
観 光 客	八幡平ビジターセンター...約4万3千人										
耕地・水源となる河川	(略)										
観 光 客	八幡平ビジターセンター...約2万5千人										

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																																
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																																																																																																	
173 456	<p>秋田駒ヶ岳</p> <table border="1"> <tr> <td>標高</td> <td>1,637m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>北緯 39度45分40秒 東経140度47分58秒</td> <td>駒ヶ岳、男女岳：三角点（座標：世界測地系）</td> </tr> </table>	標高	1,637m		位置	北緯 39度45分40秒 東経140度47分58秒	駒ヶ岳、 男女岳 ：三角点（座標：世界測地系）	<p>秋田駒ヶ岳</p> <table border="1"> <tr> <td>標高</td> <td>1,637m (男女岳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>北緯 39度45分40秒 東経140度47分58秒</td> <td>駒ヶ岳：三角点（座標：世界測地系）</td> </tr> </table>	標高	1,637m (男女岳)		位置	北緯 39度45分40秒 東経140度47分58秒	駒ヶ岳：三角点（座標：世界測地系）	所要の修正																																																																																				
標高	1,637m																																																																																																		
位置	北緯 39度45分40秒 東経140度47分58秒	駒ヶ岳、 男女岳 ：三角点（座標：世界測地系）																																																																																																	
標高	1,637m (男女岳)																																																																																																		
位置	北緯 39度45分40秒 東経140度47分58秒	駒ヶ岳：三角点（座標：世界測地系）																																																																																																	
174 457	<p>火山活動の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>和暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>915年以前</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1890～1891年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1932年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1933年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1942年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1962年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1970～1971年</td> <td>昭和45～46年</td> <td> マグマ噴火： ・1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成 ・9月15日、更に新たな噴気孔が出現し、9月18日より噴火 ・以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火） ・溶岩流出、噴出物総量$1.7 \times 10^6 \text{m}^3$、1971年1月26日まで続く </td> </tr> <tr> <td>1972年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1975年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1976年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1988年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1889～1990年</td> <td>平成元～2年</td> <td>南東山麓で地震群発</td> </tr> <tr> <td>2003年</td> <td>平成15年</td> <td>5、6月地震：山頂部ならびに北西山腹で地震群発。</td> </tr> <tr> <td>2005年頃</td> <td>平成17年頃</td> <td>女岳で地熱活動活発化。地温上昇、噴気地熱域拡大。</td> </tr> <tr> <td>2011年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	西暦	和暦	活動記録	915年以前		(略)	1890～1891年	(略)	(略)	1932年	(略)	(略)	1933年	(略)	(略)	1942年	(略)	(略)	1962年	(略)	(略)	1970～1971年	昭和45～46年	マグマ噴火： ・1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成 ・9月15日、更に新たな噴気孔が出現し、9月18日より噴火 ・以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火） ・溶岩流出、噴出物総量 $1.7 \times 10^6 \text{m}^3$ 、1971年1月26日まで続く	1972年	(略)	(略)	1975年	(略)	(略)	1976年	(略)	(略)	1988年	(略)	(略)	1889～1990年	平成元～2年	南東山麓で地震群発	2003年	平成15年	5、6月地震：山頂部ならびに北西山腹で地震群発。	2005年頃	平成17年頃	女岳で地熱活動活発化。地温上昇、 噴気地熱域拡大 。	2011年	(略)	(略)	<p>火山活動の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦</th> <th>和暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>915年以前</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1890～1891年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1932年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1933年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1942年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1962年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1970～1971年</td> <td>昭和45～46年</td> <td> マグマ噴火： ・1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成 ・9月15日、更に新たな噴気孔が出現し、9月18日より噴火 ・以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火） ・溶岩流出、噴出物総量$1.4 \times 10^6 \text{m}^3$、1971年1月26日まで続く </td> </tr> <tr> <td>1972年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1975年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1976年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1988年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1889～1990年</td> <td>平成元～2年</td> <td>南東山麓で11月～翌年4月地震群発</td> </tr> <tr> <td>2003年</td> <td>平成15年</td> <td>5、6月地震：山頂部ならびに北西山腹で低周波地震を含む地震群発。</td> </tr> <tr> <td>2005年頃</td> <td>平成17年頃</td> <td>女岳で地熱活動活発化。地温上昇、噴気地熱域拡大、熱消磁。</td> </tr> <tr> <td>2011年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	西暦	和暦	活動記録	915年以前		(略)	1890～1891年	(略)	(略)	1932年	(略)	(略)	1933年	(略)	(略)	1942年	(略)	(略)	1962年	(略)	(略)	1970～1971年	昭和45～46年	マグマ噴火： ・1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成 ・9月15日、更に新たな噴気孔が出現し、9月18日より噴火 ・以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火） ・溶岩流出、噴出物総量 $1.4 \times 10^6 \text{m}^3$ 、1971年1月26日まで続く	1972年	(略)	(略)	1975年	(略)	(略)	1976年	(略)	(略)	1988年	(略)	(略)	1889～1990年	平成元～2年	南東山麓で 11月～翌年4月 地震群発	2003年	平成15年	5、6月地震：山頂部ならびに北西山腹で 低周波地震を含む 地震群発。	2005年頃	平成17年頃	女岳で地熱活動活発化。地温上昇、 噴気地熱域拡大、熱消磁 。	2011年	(略)	(略)	所要の修正
西暦	和暦	活動記録																																																																																																	
915年以前		(略)																																																																																																	
1890～1891年	(略)	(略)																																																																																																	
1932年	(略)	(略)																																																																																																	
1933年	(略)	(略)																																																																																																	
1942年	(略)	(略)																																																																																																	
1962年	(略)	(略)																																																																																																	
1970～1971年	昭和45～46年	マグマ噴火： ・1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成 ・9月15日、更に新たな噴気孔が出現し、9月18日より噴火 ・以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火） ・溶岩流出、噴出物総量 $1.7 \times 10^6 \text{m}^3$ 、1971年1月26日まで続く																																																																																																	
1972年	(略)	(略)																																																																																																	
1975年	(略)	(略)																																																																																																	
1976年	(略)	(略)																																																																																																	
1988年	(略)	(略)																																																																																																	
1889～1990年	平成元～2年	南東山麓で地震群発																																																																																																	
2003年	平成15年	5、6月地震：山頂部ならびに北西山腹で地震群発。																																																																																																	
2005年頃	平成17年頃	女岳で地熱活動活発化。地温上昇、 噴気地熱域拡大 。																																																																																																	
2011年	(略)	(略)																																																																																																	
西暦	和暦	活動記録																																																																																																	
915年以前		(略)																																																																																																	
1890～1891年	(略)	(略)																																																																																																	
1932年	(略)	(略)																																																																																																	
1933年	(略)	(略)																																																																																																	
1942年	(略)	(略)																																																																																																	
1962年	(略)	(略)																																																																																																	
1970～1971年	昭和45～46年	マグマ噴火： ・1970年8月末頃、女岳山頂付近に噴気孔生成 ・9月15日、更に新たな噴気孔が出現し、9月18日より噴火 ・以後頻繁に爆発（ストロンボリ式噴火） ・溶岩流出、噴出物総量 $1.4 \times 10^6 \text{m}^3$ 、1971年1月26日まで続く																																																																																																	
1972年	(略)	(略)																																																																																																	
1975年	(略)	(略)																																																																																																	
1976年	(略)	(略)																																																																																																	
1988年	(略)	(略)																																																																																																	
1889～1990年	平成元～2年	南東山麓で 11月～翌年4月 地震群発																																																																																																	
2003年	平成15年	5、6月地震：山頂部ならびに北西山腹で 低周波地震を含む 地震群発。																																																																																																	
2005年頃	平成17年頃	女岳で地熱活動活発化。地温上昇、 噴気地熱域拡大、熱消磁 。																																																																																																	
2011年	(略)	(略)																																																																																																	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																													
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																																																																																														
175 457	<p style="text-align: center;">火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>アルバこまくさ...約6万1千人 たざわ湖スキー場...約9万人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">観光客数については、「令和元年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	アルバこまくさ...約 6万1千人 たざわ湖スキー場...約 9万人	<p style="text-align: center;">火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>アルバこまくさ...約5万人 たざわ湖スキー場...約7万8千人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	アルバこまくさ...約 5万人 たざわ湖スキー場...約 7万8千人	所要の修正																																																																																					
耕地・水源となる河川	(略)																																																																																															
観 光 客	アルバこまくさ...約 6万1千人 たざわ湖スキー場...約 9万人																																																																																															
耕地・水源となる河川	(略)																																																																																															
観 光 客	アルバこまくさ...約 5万人 たざわ湖スキー場...約 7万8千人																																																																																															
176 458	<p style="text-align: center;">秋田焼山</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">火山活動の記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">西 暦</th> <th style="width: 15%;">和 暦</th> <th style="width: 70%;">活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>807年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1310 - 1460年 の間</td> <td></td> <td>噴火。</td> </tr> <tr> <td>1678年</td> <td>延宝6年</td> <td>2月21日噴火：噴火場所は空沼(鬼ヶ城)火口。</td> </tr> <tr> <td>1867年</td> <td>慶応3年</td> <td>噴火？</td> </tr> <tr> <td>1887年</td> <td>明治20年</td> <td>噴火？</td> </tr> <tr> <td>1890年</td> <td>明治23年</td> <td>9月23日噴火？：降灰？</td> </tr> <tr> <td>1929年</td> <td>昭和4年</td> <td>9月噴火？：降灰？</td> </tr> <tr> <td>1948年</td> <td>昭和23年</td> <td>噴火？：泥粒が5～7km飛散。</td> </tr> <tr> <td>1949年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1951年</td> <td>昭和26年</td> <td>2月頃噴火：噴火場所は空沼火口。泥飛散。</td> </tr> <tr> <td>1957年</td> <td>昭和32年</td> <td>噴火？：泥流。</td> </tr> <tr> <td>1997年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1997年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2011年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	807年	(略)	(略)	1310 - 1460年 の間		噴火。	1678年	延宝6年	2月21日噴火：噴火場所は空沼(鬼ヶ城)火口。	1867年	慶応3年	噴火？	1887年	明治20年	噴火？	1890年	明治23年	9月23日噴火？：降灰？	1929年	昭和4年	9月噴火？：降灰？	1948年	昭和23年	噴火？：泥粒が5～7km飛散。	1949年	(略)	(略)	1951年	昭和26年	2月頃噴火：噴火場所は空沼火口。泥飛散。	1957年	昭和32年	噴火？：泥流。	1997年	(略)	(略)	1997年	(略)	(略)	2011年	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">秋田焼山</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">火山活動の記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">西 暦</th> <th style="width: 15%;">和 暦</th> <th style="width: 70%;">活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>807年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1310 - 1460年 の間</td> <td></td> <td>水蒸気噴火。</td> </tr> <tr> <td>1678年</td> <td>延宝6年</td> <td>2月21日水蒸気噴火：噴火場所は空沼(鬼ヶ城)火口。</td> </tr> <tr> <td>1867年</td> <td>慶応3年</td> <td>水蒸気噴火？</td> </tr> <tr> <td>1887年</td> <td>明治20年</td> <td>水蒸気噴火？</td> </tr> <tr> <td>1890年</td> <td>明治23年</td> <td>9月23日水蒸気噴火？：降灰？</td> </tr> <tr> <td>1929年</td> <td>昭和4年</td> <td>9月水蒸気噴火？：降灰？</td> </tr> <tr> <td>1948年</td> <td>昭和23年</td> <td>水蒸気噴火？：泥粒が5～7km飛散。</td> </tr> <tr> <td>1949年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1951年</td> <td>昭和26年</td> <td>2月頃水蒸気噴火：噴火場所は空沼火口。泥飛散。</td> </tr> <tr> <td>1957年</td> <td>昭和32年</td> <td>水蒸気噴火？：泥流。</td> </tr> <tr> <td>1986年</td> <td>昭和61年</td> <td>叫沢で、火山ガス(H₂S)により1名死亡。</td> </tr> <tr> <td>1997年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1997年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2011年</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	807年	(略)	(略)	1310 - 1460年 の間		水蒸気 噴火。	1678年	延宝6年	2月21日 水蒸気 噴火：噴火場所は空沼(鬼ヶ城)火口。	1867年	慶応3年	水蒸気 噴火？	1887年	明治20年	水蒸気 噴火？	1890年	明治23年	9月23日 水蒸気 噴火？：降灰？	1929年	昭和4年	9月 水蒸気 噴火？：降灰？	1948年	昭和23年	水蒸気 噴火？：泥粒が5～7km飛散。	1949年	(略)	(略)	1951年	昭和26年	2月頃 水蒸気 噴火：噴火場所は空沼火口。泥飛散。	1957年	昭和32年	水蒸気 噴火？：泥流。	1986年	昭和61年	叫沢で、火山ガス(H₂S)により1名死亡。	1997年	(略)	(略)	1997年	(略)	(略)	2011年	(略)	(略)	所要の修正
西 暦	和 暦	活動記録																																																																																														
807年	(略)	(略)																																																																																														
1310 - 1460年 の間		噴火。																																																																																														
1678年	延宝6年	2月21日噴火：噴火場所は空沼(鬼ヶ城)火口。																																																																																														
1867年	慶応3年	噴火？																																																																																														
1887年	明治20年	噴火？																																																																																														
1890年	明治23年	9月23日噴火？：降灰？																																																																																														
1929年	昭和4年	9月噴火？：降灰？																																																																																														
1948年	昭和23年	噴火？：泥粒が5～7km飛散。																																																																																														
1949年	(略)	(略)																																																																																														
1951年	昭和26年	2月頃噴火：噴火場所は空沼火口。泥飛散。																																																																																														
1957年	昭和32年	噴火？：泥流。																																																																																														
1997年	(略)	(略)																																																																																														
1997年	(略)	(略)																																																																																														
2011年	(略)	(略)																																																																																														
西 暦	和 暦	活動記録																																																																																														
807年	(略)	(略)																																																																																														
1310 - 1460年 の間		水蒸気 噴火。																																																																																														
1678年	延宝6年	2月21日 水蒸気 噴火：噴火場所は空沼(鬼ヶ城)火口。																																																																																														
1867年	慶応3年	水蒸気 噴火？																																																																																														
1887年	明治20年	水蒸気 噴火？																																																																																														
1890年	明治23年	9月23日 水蒸気 噴火？：降灰？																																																																																														
1929年	昭和4年	9月 水蒸気 噴火？：降灰？																																																																																														
1948年	昭和23年	水蒸気 噴火？：泥粒が5～7km飛散。																																																																																														
1949年	(略)	(略)																																																																																														
1951年	昭和26年	2月頃 水蒸気 噴火：噴火場所は空沼火口。泥飛散。																																																																																														
1957年	昭和32年	水蒸気 噴火？：泥流。																																																																																														
1986年	昭和61年	叫沢で、火山ガス(H₂S)により1名死亡。																																																																																														
1997年	(略)	(略)																																																																																														
1997年	(略)	(略)																																																																																														
2011年	(略)	(略)																																																																																														

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由												
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策													
177	459		所要の修正												
	<p style="text-align: center;">火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>八幡平ビジターセンター...約4万3千人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">観光客数については、「令和元年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	八幡平ビジターセンター...約4万3千人	<p style="text-align: center;">火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td>八幡平ビジターセンター...約2万5千人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	八幡平ビジターセンター...約2万5千人					
耕地・水源となる河川	(略)														
観 光 客	八幡平ビジターセンター...約4万3千人														
耕地・水源となる河川	(略)														
観 光 客	八幡平ビジターセンター...約2万5千人														
178	460		所要の修正												
	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">栗駒山</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">標 高</td> <td colspan="2">1,626m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">位 置</td> <td>北緯 38度57分39秒 東経140度47分18秒</td> <td style="text-align: center;">須川岳：三角点(座標：世界測地系)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">最近1万年間の活動</p> <p>1万年以内の噴火活動に関する、詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボク)中に堆積している火山灰の分析では、915年(十和田a火山灰)以降に、少なくとも2回(1944年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約5,400年前(十和田-中撤(ちゅうせり)火山灰)から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている(熊井・林, 2002)。</p> <p>近年、昭和湖周辺では火山ガスによるとみられる枯死が拡大した(土井, 2008)。 (日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)</p>	標 高	1,626m		位 置	北緯 38度57分39秒 東経140度47分18秒	須川岳：三角点(座標：世界測地系)	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">栗駒山</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">標 高</td> <td colspan="2">1,626m(栗駒山)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">位 置</td> <td>北緯 38度57分39秒 東経140度47分18秒</td> <td style="text-align: center;">酢川岳：三角点(座標：世界測地系)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">最近1万年間の活動</p> <p>1万年以内の噴火活動に関する、詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボク)中に堆積している火山灰の分析では、915年(十和田a火山灰)以降に、少なくとも2回(1944年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約5,400年前(十和田-中撤(ちゅうせり)火山灰)から915年の間にも、少なくとも2回の水蒸気爆発が起こっている(熊井・林, 2002)。</p> <p>近年、昭和湖周辺では火山ガスによるとみられる枯死が拡大した(土井, 2008)。 (日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)</p>	標 高	1,626m(栗駒山)		位 置	北緯 38度57分39秒 東経140度47分18秒	酢川岳 ：三角点(座標：世界測地系)	
標 高	1,626m														
位 置	北緯 38度57分39秒 東経140度47分18秒	須川岳：三角点(座標：世界測地系)													
標 高	1,626m(栗駒山)														
位 置	北緯 38度57分39秒 東経140度47分18秒	酢川岳 ：三角点(座標：世界測地系)													

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																													
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																																																																														
179	460		所要の修正																																																																													
	<p>火山活動の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>和 暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1744年</td><td>寛保3年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1944年</td><td>昭和19年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1946年</td><td>昭和21年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1950年</td><td>昭和25年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1957年</td><td>昭和32年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1985年</td><td>昭和60年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1986年</td><td>昭和61年</td><td>1986年6月～1987年12月地震。 ・北東山麓で地震群発(最大M5.0)。</td></tr> <tr><td>1992年</td><td>平成4年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1994年</td><td>平成6年</td><td>10月～翌年4月地震。 ・北、南東、北東山麓で地震活動がやや活発化(最大地震M2.2)。</td></tr> <tr><td>1996年</td><td>平成8年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1999年</td><td>平成11年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>2008年</td><td>平成20年</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	1744年	寛保3年	(略)	1944年	昭和19年	(略)	1946年	昭和21年	(略)	1950年	昭和25年	(略)	1957年	昭和32年	(略)	1985年	昭和60年	(略)	1986年	昭和61年	1986年6月～1987年12月地震。 ・北東山麓で地震群発(最大M5.0)。	1992年	平成4年	(略)	1994年	平成6年	10月～翌年4月地震。 ・北、南東、北東山麓で地震活動がやや活発化(最大地震M2.2)。	1996年	平成8年	(略)	1999年	平成11年	(略)	2008年	平成20年	(略)	<p>火山活動の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>和 暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1744年</td><td>寛保3年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1944年</td><td>昭和19年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1946年</td><td>昭和21年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1950年</td><td>昭和25年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1957年</td><td>昭和32年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1985年</td><td>昭和60年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1986～1987年</td><td>昭和61～62年</td><td>1986年6月～1987年12月地震。 ・北東山麓で地震群発(最大M5.0)。</td></tr> <tr><td>1992年</td><td>平成4年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1994～1995年</td><td>平成6～7年</td><td>10月～翌年4月地震。 ・北、南東、北東山麓で地震活動がやや活発化(最大地震M2.2)。</td></tr> <tr><td>1996年</td><td>平成8年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>1999年</td><td>平成11年</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>2008年</td><td>平成20年</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	1744年	寛保3年	(略)	1944年	昭和19年	(略)	1946年	昭和21年	(略)	1950年	昭和25年	(略)	1957年	昭和32年	(略)	1985年	昭和60年	(略)	1986～1987年	昭和61～62年	1986年6月～1987年12月地震。 ・北東山麓で地震群発(最大M5.0)。	1992年	平成4年	(略)	1994～1995年	平成6～7年	10月～翌年4月地震。 ・北、南東、北東山麓で地震活動がやや活発化(最大地震M2.2)。	1996年	平成8年	(略)	1999年	平成11年	(略)	2008年	平成20年	(略)
西 暦	和 暦	活動記録																																																																														
1744年	寛保3年	(略)																																																																														
1944年	昭和19年	(略)																																																																														
1946年	昭和21年	(略)																																																																														
1950年	昭和25年	(略)																																																																														
1957年	昭和32年	(略)																																																																														
1985年	昭和60年	(略)																																																																														
1986年	昭和61年	1986年6月～1987年12月地震。 ・北東山麓で地震群発(最大M5.0)。																																																																														
1992年	平成4年	(略)																																																																														
1994年	平成6年	10月～翌年4月地震。 ・北、南東、北東山麓で地震活動がやや活発化(最大地震M2.2)。																																																																														
1996年	平成8年	(略)																																																																														
1999年	平成11年	(略)																																																																														
2008年	平成20年	(略)																																																																														
西 暦	和 暦	活動記録																																																																														
1744年	寛保3年	(略)																																																																														
1944年	昭和19年	(略)																																																																														
1946年	昭和21年	(略)																																																																														
1950年	昭和25年	(略)																																																																														
1957年	昭和32年	(略)																																																																														
1985年	昭和60年	(略)																																																																														
1986～1987年	昭和61～62年	1986年6月～1987年12月地震。 ・北東山麓で地震群発(最大M5.0)。																																																																														
1992年	平成4年	(略)																																																																														
1994～1995年	平成6～7年	10月～翌年4月地震。 ・北、南東、北東山麓で地震活動がやや活発化(最大地震M2.2)。																																																																														
1996年	平成8年	(略)																																																																														
1999年	平成11年	(略)																																																																														
2008年	平成20年	(略)																																																																														
180	461		所要の修正																																																																													
	<p>火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観 光 客</td> <td>須川温泉(栗駒山荘)...約4万3千人 ジュネス栗駒スキー場...約2万3千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>観光客数については、「令和元年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	須川温泉(栗駒山荘)...約4万3千人 ジュネス栗駒スキー場...約2万3千人	<p>火山付近の状況・観光客</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>観 光 客</td> <td>須川温泉(栗駒山荘)...約3万4千人 ジュネス栗駒スキー場...約1万8千人</td> </tr> </tbody> </table> <p>観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	須川温泉(栗駒山荘)...約3万4千人 ジュネス栗駒スキー場...約1万8千人																																																																						
耕地・水源となる河川	(略)																																																																															
観 光 客	須川温泉(栗駒山荘)...約4万3千人 ジュネス栗駒スキー場...約2万3千人																																																																															
耕地・水源となる河川	(略)																																																																															
観 光 客	須川温泉(栗駒山荘)...約3万4千人 ジュネス栗駒スキー場...約1万8千人																																																																															

秋田県地域防災計画 新旧対照表

	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
181	462	<p>鳥海山</p> <p>(略)</p> <p>最近1万年間の活動</p> <p>(略)</p> <p>その後の活動は、この馬蹄形火口内における溶岩の流出と水蒸気噴火が主体である。歴史に残る1801年の噴火活動では、新山溶岩ドームが形成された(林：1984、中野：1993)。1974年には小規模な水蒸気噴火があった。(宇井・柴橋,1975)</p> <p>(日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)</p>	<p>鳥海山</p> <p>(略)</p> <p>最近1万年間の活動</p> <p>(略)</p> <p>その後の活動は、この馬蹄形火口内における溶岩の流出と水蒸気噴火が主体である。歴史に残る1801年の噴火活動では、新山溶岩ドームが形成された(林：1984a、中野：1993)。1974年には小規模な水蒸気噴火があった。(宇井・柴橋,1975)</p> <p>(日本活火山総覧(第4版)気象庁編より)</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																																																																			
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																																																																																				
182	463		所要の修正																																																																																			
	<p>火山活動の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>和 暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>708～715年</td> <td>和銅元～7年</td> <td>噴火²：噴火場所は新山付近。</td> </tr> <tr> <td>810～823年</td> <td>弘仁元年～14年</td> <td>噴火：噴火場所は新山付近。</td> </tr> <tr> <td>830年</td> <td>天長7年</td> <td>噴火？：噴火場所は新山付近。 ・1月。降下火砕物？泥流。</td> </tr> <tr> <td>871年</td> <td>貞観13年</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>939年</td> <td>天慶2年</td> <td>噴火：噴火場所は新山付近。</td> </tr> <tr> <td>1659～1663年</td> <td>万治2年～寛文3年</td> <td>4月～噴火：噴火場所は新山付近。稲作に被害。</td> </tr> <tr> <td>1740～1747年</td> <td>元文5年～延享4年</td> <td>6月～噴火：噴火場所は新山付近。 ・荒神ヶ岳の南東側山腹火口から噴煙多量。 ・硫黄化合物が北側の川に流入し、水田・川魚に被害。 ・噴火数年間続く。</td> </tr> <tr> <td>1800～1804年</td> <td>寛政12年～文化元年</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1804年</td> <td>文化元年</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1821年</td> <td>文政4年</td> <td>5月23日噴火：噴火場所は新山・七高山付近。</td> </tr> <tr> <td>1834年</td> <td>天保5年</td> <td>7月9日噴火：噴火場所は新山付近。 ・川魚等に被害</td> </tr> <tr> <td>1974年</td> <td>昭和49年</td> <td>3月1日噴火： ・前年12月火山性地震の発生始まる。1月噴気が発見される。2月下旬鳴動。 ・3月1日新山の東側火口で噴火し、噴煙、降灰（水蒸気噴火）、6日に泥流。 ・4月8日から新山西側及び荒神ヶ岳の割れ目から噴煙。 ・4月24日黒煙と泥流。 ・4月28日に北方約30kmまで降灰。 ・5月8日の灰色噴煙を最後に以後は弱い噴気となる。</td> </tr> <tr> <td>1987年</td> <td>昭和62年</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	708～715年	和銅元～7年	噴火 ² ：噴火場所は新山付近。	810～823年	弘仁元年～14年	噴火：噴火場所は新山付近。	830年	天長7年	噴火？：噴火場所は新山付近。 ・1月。降下火砕物？泥流。	871年	貞観13年	(略)	939年	天慶2年	噴火：噴火場所は新山付近。	1659～1663年	万治2年～寛文3年	4月～噴火：噴火場所は新山付近。稲作に被害。	1740～1747年	元文5年～延享4年	6月～噴火：噴火場所は新山付近。 ・荒神ヶ岳の南東側山腹火口から噴煙多量。 ・硫黄化合物が北側の川に流入し、水田・川魚に被害。 ・噴火数年間続く。	1800～1804年	寛政12年～文化元年	(略)	1804年	文化元年	(略)	1821年	文政4年	5月23日噴火：噴火場所は新山・七高山付近。	1834年	天保5年	7月9日噴火：噴火場所は新山付近。 ・川魚等に被害	1974年	昭和49年	3月1日噴火： ・前年12月火山性地震の発生始まる。1月噴気が発見される。2月下旬鳴動。 ・3月1日新山の東側火口で噴火し、噴煙、降灰（水蒸気噴火）、6日に泥流。 ・4月8日から新山西側及び荒神ヶ岳の割れ目から噴煙。 ・4月24日黒煙と泥流。 ・4月28日に北方約30kmまで降灰。 ・5月8日の灰色噴煙を最後に以後は弱い噴気となる。	1987年	昭和62年	(略)	<p>火山活動の記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西 暦</th> <th>和 暦</th> <th>活動記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>708～715年</td> <td>和銅元～7年</td> <td>水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。</td> </tr> <tr> <td>810～823年</td> <td>弘仁元年～14年</td> <td>水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。</td> </tr> <tr> <td>830年</td> <td>天長7年</td> <td>水蒸気噴火？：噴火場所は新山付近。 ・1月。降下火砕物？泥流。</td> </tr> <tr> <td>871年</td> <td>貞観13年</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>939年</td> <td>天慶2年</td> <td>5月水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。</td> </tr> <tr> <td>1659～1663年</td> <td>万治2年～寛文3年</td> <td>4月～水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。稲作に被害。</td> </tr> <tr> <td>1740～1747年</td> <td>元文5年～延享4年</td> <td>6月～水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。 ・荒神ヶ岳の南東側山腹火口から噴煙多量。 ・硫黄化合物が北側の川に流入し、水田・川魚に被害。 ・噴火数年間続く。</td> </tr> <tr> <td>1800～1804年</td> <td>寛政12年～文化元年</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1804年</td> <td>文化元年</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1821年</td> <td>文政4年</td> <td>5月23日水蒸気噴火：噴火場所は新山・七高山付近。</td> </tr> <tr> <td>1834年</td> <td>天保5年</td> <td>7月9日水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。 ・川魚等に被害</td> </tr> <tr> <td>1974年</td> <td>昭和49年</td> <td>3月1日水蒸気噴火： ・前年12月火山性地震の発生始まる。1月噴気が発見される。2月下旬鳴動。 ・3月1日新山の東側火口で噴火し、噴煙、降灰（水蒸気噴火）、6日に泥流。 ・4月8日から新山西側及び荒神ヶ岳の割れ目から噴煙。 ・4月24日黒煙と泥流。 ・4月28日に北方約30kmまで降灰。 ・5月8日の灰色噴煙を最後に以後は弱い噴気となる。</td> </tr> <tr> <td>1987年</td> <td>昭和62年</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	西 暦	和 暦	活動記録	708～715年	和銅元～7年	水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。	810～823年	弘仁元年～14年	水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。	830年	天長7年	水蒸気噴火？：噴火場所は新山付近。 ・1月。降下火砕物？泥流。	871年	貞観13年	(略)	939年	天慶2年	5月水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。	1659～1663年	万治2年～寛文3年	4月～水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。稲作に被害。	1740～1747年	元文5年～延享4年	6月～水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。 ・荒神ヶ岳の南東側山腹火口から噴煙多量。 ・硫黄化合物が北側の川に流入し、水田・川魚に被害。 ・噴火数年間続く。	1800～1804年	寛政12年～文化元年	(略)	1804年	文化元年	(略)	1821年	文政4年	5月23日水蒸気噴火：噴火場所は新山・七高山付近。	1834年	天保5年	7月9日水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。 ・川魚等に被害	1974年	昭和49年	3月1日水蒸気噴火： ・前年12月火山性地震の発生始まる。1月噴気が発見される。2月下旬鳴動。 ・3月1日新山の東側火口で噴火し、噴煙、降灰（水蒸気噴火）、6日に泥流。 ・4月8日から新山西側及び荒神ヶ岳の割れ目から噴煙。 ・4月24日黒煙と泥流。 ・4月28日に北方約30kmまで降灰。 ・5月8日の灰色噴煙を最後に以後は弱い噴気となる。	1987年	昭和62年	(略)
西 暦	和 暦	活動記録																																																																																				
708～715年	和銅元～7年	噴火 ² ：噴火場所は新山付近。																																																																																				
810～823年	弘仁元年～14年	噴火：噴火場所は新山付近。																																																																																				
830年	天長7年	噴火？：噴火場所は新山付近。 ・1月。降下火砕物？泥流。																																																																																				
871年	貞観13年	(略)																																																																																				
939年	天慶2年	噴火：噴火場所は新山付近。																																																																																				
1659～1663年	万治2年～寛文3年	4月～噴火：噴火場所は新山付近。稲作に被害。																																																																																				
1740～1747年	元文5年～延享4年	6月～噴火：噴火場所は新山付近。 ・荒神ヶ岳の南東側山腹火口から噴煙多量。 ・硫黄化合物が北側の川に流入し、水田・川魚に被害。 ・噴火数年間続く。																																																																																				
1800～1804年	寛政12年～文化元年	(略)																																																																																				
1804年	文化元年	(略)																																																																																				
1821年	文政4年	5月23日噴火：噴火場所は新山・七高山付近。																																																																																				
1834年	天保5年	7月9日噴火：噴火場所は新山付近。 ・川魚等に被害																																																																																				
1974年	昭和49年	3月1日噴火： ・前年12月火山性地震の発生始まる。1月噴気が発見される。2月下旬鳴動。 ・3月1日新山の東側火口で噴火し、噴煙、降灰（水蒸気噴火）、6日に泥流。 ・4月8日から新山西側及び荒神ヶ岳の割れ目から噴煙。 ・4月24日黒煙と泥流。 ・4月28日に北方約30kmまで降灰。 ・5月8日の灰色噴煙を最後に以後は弱い噴気となる。																																																																																				
1987年	昭和62年	(略)																																																																																				
西 暦	和 暦	活動記録																																																																																				
708～715年	和銅元～7年	水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。																																																																																				
810～823年	弘仁元年～14年	水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。																																																																																				
830年	天長7年	水蒸気噴火？：噴火場所は新山付近。 ・1月。降下火砕物？泥流。																																																																																				
871年	貞観13年	(略)																																																																																				
939年	天慶2年	5月水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。																																																																																				
1659～1663年	万治2年～寛文3年	4月～水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。稲作に被害。																																																																																				
1740～1747年	元文5年～延享4年	6月～水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。 ・荒神ヶ岳の南東側山腹火口から噴煙多量。 ・硫黄化合物が北側の川に流入し、水田・川魚に被害。 ・噴火数年間続く。																																																																																				
1800～1804年	寛政12年～文化元年	(略)																																																																																				
1804年	文化元年	(略)																																																																																				
1821年	文政4年	5月23日水蒸気噴火：噴火場所は新山・七高山付近。																																																																																				
1834年	天保5年	7月9日水蒸気噴火：噴火場所は新山付近。 ・川魚等に被害																																																																																				
1974年	昭和49年	3月1日水蒸気噴火： ・前年12月火山性地震の発生始まる。1月噴気が発見される。2月下旬鳴動。 ・3月1日新山の東側火口で噴火し、噴煙、降灰（水蒸気噴火）、6日に泥流。 ・4月8日から新山西側及び荒神ヶ岳の割れ目から噴煙。 ・4月24日黒煙と泥流。 ・4月28日に北方約30kmまで降灰。 ・5月8日の灰色噴煙を最後に以後は弱い噴気となる。																																																																																				
1987年	昭和62年	(略)																																																																																				

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ		修 正 前	修 正 後	修正理由								
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策									
183	464	<p style="text-align: center;">火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td> 鳥海山・鉾立...約 27万7千人 鳥海高原矢島スキー場...約 3万 7千人 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">観光客数については、「令和元年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	鳥海山・鉾立...約 27万7千人 鳥海高原矢島スキー場...約 3万 7千人	<p style="text-align: center;">火山付近の状況・観光客</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">耕地・水源となる河川</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">観 光 客</td> <td> 鳥海山・鉾立...約 15万6千人 鳥海高原矢島スキー場...約3万 5千人 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">観光客数については、「令和3年秋田県観光統計」(県観光戦略課)による。</p>	耕地・水源となる河川	(略)	観 光 客	鳥海山・鉾立...約 15万6千人 鳥海高原矢島スキー場...約3万 5千人	所要の修正
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	鳥海山・鉾立...約 27万7千人 鳥海高原矢島スキー場...約 3万 7千人											
耕地・水源となる河川	(略)											
観 光 客	鳥海山・鉾立...約 15万6千人 鳥海高原矢島スキー場...約3万 5千人											

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
	第 5 編 火山災害対策	第 5 編 火山災害対策	
	第 2 章 災害予防計画	第 2 章 災害予防計画	
184	468	<p>第 3 節 防災訓練計画</p> <p>第 2 各訓練項目において留意すべき点 (略)</p> <p>1 通信情報訓練 災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。</p>	所要の修正
185	469	<p>第 4 節 防災情報の収集・伝達計画</p> <p>第 2 火山防災情報の伝達 気象庁は、県、市町村、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災気象情報を住民・登山者等に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。 (略)</p> <p>仙台管区気象台(秋田地方気象台)は、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山及び栗駒山の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を 5 段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。 (略)</p>	所要の修正 及び 防災基本計画 (R4.6修正) の反映
		<p>第 4 節 防災情報の収集・伝達計画</p> <p>第 2 火山防災情報の伝達 気象庁は、県、市町村、報道機関等を通じて、噴火警報等の防災気象情報を住民・登山者等に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。 <u>市町村は、登山者、住民または警察等から火山に関する異常な現象の通報があった場合、秋田地方気象台および関係機関へ通報する。</u> (略)</p> <p>仙台管区気象台は、<u>土和田</u>、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、鳥海山及び栗駒山の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を 5 段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。 <u>○ 秋田地方気象台は、住民が容易に理解できるよう、火山防災情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u> (略)</p>	

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																																
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策																																	
186 471	<p>2 噴火警戒レベル (略)</p> <p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山) 図(略)</p> <p>イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：<u>土和田</u>、八幡平) 図(略)</p>	<p>2 噴火警戒レベル (略)</p> <p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：<u>土和田</u>、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山) 図(略)</p> <p>イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報 (県内対象火山：八幡平) 図(略)</p>	所要の修正																																
187 473	<p>ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火速報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>降灰予報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山ガス予報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表する。</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	噴火速報	(略)	火山の状況に関する解説情報	(略)	降灰予報	(略)	火山ガス予報	(略)	火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。	月間火山概況	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表する。	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。	<p>ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火速報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>降灰予報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山ガス予報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td><u>仙台管区気象台が</u>、写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td><u>仙台管区気象台が</u>、前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表する。</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td><u>仙台管区気象台が</u>、噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	噴火速報	(略)	火山の状況に関する解説情報	(略)	降灰予報	(略)	火山ガス予報	(略)	火山活動解説資料	<u>仙台管区気象台が</u> 、写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。	月間火山概況	<u>仙台管区気象台が</u> 、前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表する。	噴火に関する火山観測報	<u>仙台管区気象台が</u> 、噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。	所要の修正
種類	内容																																		
噴火速報	(略)																																		
火山の状況に関する解説情報	(略)																																		
降灰予報	(略)																																		
火山ガス予報	(略)																																		
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。																																		
月間火山概況	前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表する。																																		
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。																																		
種類	内容																																		
噴火速報	(略)																																		
火山の状況に関する解説情報	(略)																																		
降灰予報	(略)																																		
火山ガス予報	(略)																																		
火山活動解説資料	<u>仙台管区気象台が</u> 、写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。																																		
月間火山概況	<u>仙台管区気象台が</u> 、前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月月上旬に発表する。																																		
噴火に関する火山観測報	<u>仙台管区気象台が</u> 、噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。																																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
188	475	<p>第6節 農林漁業災害予防計画 第2 火山噴出物対策</p> <p>2 稲作 用水の酸性化による障害を防止するため、取水口付近に沈殿池を設け硫化鉄を沈殿させ、用水がPH6.5 以下の場合は、取水源において石灰中和を図る。</p> <p>5 家畜 (1)～(3) (略) (4) 飲雑用水が著しく酸性 (PH5.8 以下) の場合は地下水等を利用する。 (5) (略)</p> <p>6 内水面養殖業 (1) 水質測定を行い、PH6.5 以上を維持する工夫を行う。 (2) 養魚池等にビニール等を使用して降灰害を防ぐよう努める。</p>	<p>第6節 農林漁業災害予防計画 第2 火山噴出物対策</p> <p>2 稲作 用水の酸性化による障害を防止するため、取水口付近に沈殿池を設け硫化鉄を沈殿させ、用水がpH6.5 以下の場合は、取水源において石灰中和を図る。</p> <p>5 家畜 (1)～(3) (略) (4) 飲雑用水が著しく酸性 (pH5.8 以下) の場合は地下水等を利用する。 (5) (略)</p> <p>6 内水面養殖業 (1) 水質測定を行い、pH6.5 以上を維持する工夫を行う。 (2) 養魚池等にビニール等を使用して降灰害を防ぐよう努める。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

	計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
		第3章 災害応急対策計画等	第3章 災害応急対策計画等	
189	477	第1節 噴火警報等の伝達計画 第3 噴火警報等の種類と発表基準 1 噴火警報等の発表 (略) 2 対象火山 十和田、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の6火山 3 噴火警報等の種類と発表基準 第2章第4節「防災情報の収集・伝達計画」参照	第1節 噴火警報等の伝達計画 第3 噴火警報等の種類と発表基準 1 噴火警報等の発表 (略) 2 対象火山 十和田、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山、鳥海山の6火山 3 噴火警報等の種類と内容 第2章第4節「防災情報の収集・伝達計画」参照	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由
	第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
190 478	<p>第5 噴火警報等の収集・伝達図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>第5 噴火警報等の収集・伝達図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請が義務づけられている伝達経路。</p>	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

	計画 ページ	修 正 前	修 正 後	修正理由
		第5編 火山災害対策	第5編 火山災害対策	
191	479	(新設)	<p><u>第6 航路障害物の報告等</u></p> <p><u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省、農林水産省〕は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u></p>	防災基本計画 (R4.6修正) の反映

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前	修正後	修正理由
	第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業	
192 490	第1節 公共施設災害復旧計画 (新設)	第1節 公共施設災害復旧計画 第9 中長期における技術職員の派遣要請 被災市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとする。	防災基本計画 (R4.6修正) の反映
193 493	第2節 農林漁業経営安定計画 第3 農業経営相談所による営農再開に向けた支援 農業経営相談所(農業公社及び各地域振興局農林部のサテライト窓口)は、被災農業者が速やかな経営再開ができるよう、営農再開に係る資金融資制度、復旧補助事業の情報提供や、栽培技術等の相談活動を実施するほか、必要に応じて専門家による個別訪問により相談活動を実施する。	第2節 農林漁業経営安定計画 第3 農業経営・就農支援センターによる営農再開に向けた支援 農業経営・就農支援センター(県農林政策課・地域振興局農林部のサテライト窓口及び農業公社)は、被災農業者が速やかな経営再開ができるよう、営農再開に係る資金融資制度、復旧補助事業の情報提供や、栽培技術等の相談活動を実施するほか、必要に応じて専門家による個別訪問により相談活動を実施する。	所要の修正
194 496	第4節 被災者の生活支援計画 第4 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策 3 被災事業主に関する措置 (1) 労働保険料の徴収の猶予等 災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。 (2) (略)	第4節 被災者の生活支援計画 第4 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策 3 被災事業主に関する措置 (1) 労働保険料等の納付の猶予 秋田労働局長は、災害によって事業財産に相当の損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった、関係法令に基づき一定の要件に該当する労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対して、申請により一定期間その納付の猶予が認められ、猶予期間中の延滞金が免除される等の措置を講ずるものとする。 (2) (略)	所要の修正

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画ページ	修正前	修正後	修正理由																
	第6編 災害復旧事業	第6編 災害復旧事業																	
195 509	<p>第12 就学に対する支援等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">教科書等の無償給与（災害救助法）</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象 「児童・生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ</td> <td>県、災害救助法が適用された市町村</td> </tr> </table>	教科書等の無償給与（災害救助法）		支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。	対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象 「児童・生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。	問い合わせ	県、災害救助法が適用された市町村	<p>第12 就学に対する支援等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">教科書等の無償給与（災害救助法）</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td>災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童生徒が対象 「児童生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ</td> <td>県、災害救助法が適用された市町村</td> </tr> </table>	教科書等の無償給与（災害救助法）		支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。	対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童生徒が対象 「児童生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。	問い合わせ	県、災害救助法が適用された市町村	所要の修正
教科書等の無償給与（災害救助法）																			
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。																		
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象 「児童・生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。																		
問い合わせ	県、災害救助法が適用された市町村																		
教科書等の無償給与（災害救助法）																			
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。																		
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童生徒が対象 「児童生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。																		
問い合わせ	県、災害救助法が適用された市町村																		
196 509	<p>小・中学生の就学援助措置</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の内容</td> <td>災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ</td> <td>県、市町村、学校</td> </tr> </table>	支援の内容	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。	対象者	要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）	問い合わせ	県、市町村、学校	<p>小・中学生の就学援助措置</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の内容</td> <td>災害による経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）</td> </tr> <tr> <td>問い合わせ</td> <td>県、市町村、学校</td> </tr> </table>	支援の内容	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。	対象者	要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）	問い合わせ	県、市町村、学校	所要の修正				
支援の内容	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。																		
対象者	要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）																		
問い合わせ	県、市町村、学校																		
支援の内容	災害による経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。																		
対象者	要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）																		
問い合わせ	県、市町村、学校																		

秋田県地域防災計画 新旧対照表

計画 ページ	修正前					修正後					修正理由			
	災害記録					災害記録								
197	540	第2 被害地震					第2 被害地震					所要の修正		
		番号	発生年月日	震 央		地震の規模	被害	番号	発生年月日	震 央			地震の規模	被害
				経度	緯度	(M)				経度	緯度		(M)	
		22~37	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	22~37	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
		38	2008年 7月 24日	141.6	39.7	6.8	負傷者4名、林産22か所などの被害	38	2008年 7月 24日	141.6	39.7		6.8	岩手県沿岸北部を震源 負傷者4名、林産22か所などの被害
39~44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	39~44	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
		(略)					(略)							